

津 市 公 報		第 4 3 9 号 令和 6 年 4 月 5 日
目 次		
津市条例		
津市子ども基金条例		
津市学校施設整備基金条例		
津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例		
津市監査委員条例の一部を改正する条例		
津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部を改正する条例		
津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
津市新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業基金条例を廃止する条例		
津市手数料徴収条例の一部を改正する条例		
津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例		
津市介護保険条例の一部を改正する条例		
津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		
津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例		
津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 の基準等に関する条例の一部を改正する条例		
津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		
津市企業立地促進条例の一部を改正する条例		
津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例		
津市榊原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
津市市税条例の一部を改正する条例		
津市市税条例の一部を改正する条例		
津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条 例		
津市規則		
津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則		
津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則		
津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則		
津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則		
津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則		
津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則		
津市公印規則の一部を改正する規則		
津市事務分掌規則の一部を改正する規則		
津市市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則		
津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則		

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市神原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市公有財産規則の一部を改正する規則

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市会計則の一部を改正する規則

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則及び津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の
一部を改正する規則

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正す
る規則

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則等を廃止する規則

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

津市訓令

津市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

津市職員試験選考委員会規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市文書管理規程等の一部を改正する訓令

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令

津市告示

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定

認可地縁団体の告示事項の変更

道路の占用の制限

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定

地籍調査の実施

認可地縁団体の告示事項の変更

市道路線の廃止

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

財政公表

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定

議決を経た予算等の公表

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

令和6年度固定資産課税台帳登録

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市公告

都市公園の設置及び供用開始

都市公園の区域変更等

森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画の縦覧

津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託契約に係る一般競争入札の執行

令和6年度安濃交流会館管理等業務委託に係る一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

地域計画の策定

津市上下水道事業管理規程

津市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業公印規程の一部を改正する規程

津市上下水道企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

津市上下水道事業分化規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市営浄化槽条例施行規程

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程

津市浄化槽改造資金融資あっせんに関する規程

津市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

津市上水道事業事務専決規程等の一部を改正する規程

津市上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程

津市消防本部訓令

津市消防職員の任命に関する訓令の一部を改正する訓令

津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会規則

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則

就学等に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則
津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会訓令

津市教育委員会事務局処務規程及び津市幼稚園教諭試験選考委員会設置規程の一部を改正する訓令
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

津市選挙管理委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する告示

津市監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する告示

津市農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する告示

津市公平委員会規則

津市管理職等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市こども基金条例をここに公布する。

令和6年3月21日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第1号

津市こども基金条例

(設置)

第1条 本市におけるこども・子育て政策に係る事業（以下「事業」という。）の推進に必要な財源を確保するため、津市こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業の推進のために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業の推進のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市学校施設整備基金条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 号

津市学校施設整備基金条例

(設置)

第 1 条 津市立の学校施設（短期大学に係るものを除く。）の計画的な整備に係る事業（以下「事業」という。）の推進に必要な財源を確保するため、津市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業の推進のために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、事業の推進のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 号

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

津市支所及び出張所設置条例（平成 1 8 年津市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表津市安東出張所の項中「津市納所町 2 4 9 番地 6」を「津市納所町 2 3 4 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 6 日から施行する。

津市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 4 号

津市監査委員条例の一部を改正する条例

津市監査委員条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 5 号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年津市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「就労自立給付金の支給」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改める。

別表第２の１の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の４の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）による地方税又は森林環境税」に改め、「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の１７の項中「実施」の次に「、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「又は健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日から施行する。ただし、別表第１及び別表第２の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第6号

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条の見出しを「（給料等）」に改める。

第4条中「給与条例第15条第4項」を「同条第4項」に改める。

第5条第2項中「第3条」を「第3条第1項又は第2項」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第5条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対し、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、第3条第1項又は第2項の規定に基づき定められた給料の額を基礎として規則で定める額（以下「勤

勉手当基礎額」という。)に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

津市新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 7 号

津市新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業基金条例を廃止する条例

津市新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業基金条例（令和 2 年津市条例第 1 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 8 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 0 に次のように加える。

用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定	1 件につき	2 7 , 0 0 0 円
形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定	1 件につき	2 7 , 0 0 0 円

別表第 1 5 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 9 号

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市会館の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表に次のように加える。

津市安東コミュニティセンター	津市納所町 2 3 4 番地
----------------	----------------

第 6 条中「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5 （第 6 条関係）

津市安東コミュニティセンターの使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前 9 時から午後 0 時 3 0 分まで	午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
研修室	1, 2 5 0	1, 2 5 0	1, 5 7 0	3, 2 4 0
ホール	2, 9 3 0	2, 9 3 0	3, 5 6 0	7, 4 3 0
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、当該使用料の 1 0 分の 3 の額（1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 6 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 津市安東コミュニティセンターの使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 0 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ウ中「（一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童、子ども及び妊産婦を除く。）」を削り、同条第 2 号から第 4 号までの規定中「（障害者である者を除く。）」を削り、同条第 5 号中「（障害者及び一人親家庭等の児童を除く。）」を削り、同条第 6 号中「（障害者、一人親家庭等の母、一人親家庭等の児童及び子どもである者を除く。）」を削り、同条第 7 号中「（障害者（第 1 号ウに該当する者を除く。）、一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童、子ども及び妊産婦を除く。）」を削る。

第 3 条第 1 項中「対象となる者」の次に「（以下「対象者」という。）」を加え、同項第 1 号中「有する者。」を「有する者（精神障害者にあつては、その者及びその者を現に扶養している者又は配偶者若しくは民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者で主として当該精神障害者の生計を維持するものが本市の区域内に引き続き 1 年以上居住している者に限る。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第 4 号中「者」の次に「（子ども及び妊産婦に該当する者を除く。）」を加え、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「及び妊産婦健康診査費」を削り、同条第 2 項中「前条各項に規定する対象者（以下「対象者」という。）」を「対象者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 2 条第 1 号ウ及び第 7 号に該当する場合を除き、2 以上の受給資格の認定を受けることはできない。

第5条の見出しを「（対象医療費）」に改め、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

第7条中「証明書料」の次に「（以下「福祉医療費等」という。）」を加える。

第8条第1項中「福祉医療費、妊産婦健康診査費及び証明書料（以下「福祉医療費等」という。）」を「福祉医療費等」に改める。

第9条の2第2項中「6歳」を「15歳」に、「（障害者、一人親家庭等の児童及び子どもに限る。）」を「及び妊産婦」に改め、「の助成」の次に「（第5条第3項の規定による助成を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる診療に係る医療費について適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた妊産婦の健康診査に係る健康診査費については、なお従前の例による。

（津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 4 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項及び別表第2の21の項中「及び健康診査費」を削る。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 1 号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）

第 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者 3 4, 8 5 0 円

(2) 令第 3 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者 5 2, 2 9 0 円

(3) 令第 3 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者 5 3, 4 4 0 円

(4) 令第 3 8 条第 1 項第 4 号に掲げる者 6 7, 7 8 0 円

(5) 令第 3 8 条第 1 項第 5 号に掲げる者 7 7, 4 7 0 円

(6) 令第 3 8 条第 1 項第 6 号に掲げる者 9 2, 9 6 0 円

(7) 令第 3 8 条第 1 項第 7 号に掲げる者 1 0 0, 7 1 0 円

(8) 令第 3 8 条第 1 項第 8 号に掲げる者 1 1 6, 2 0 0 円

(9) 令第 3 8 条第 1 項第 9 号に掲げる者 1 3 1, 6 9 0 円

(10) 令第 3 8 条第 1 項第 1 0 号に掲げる者 1 3 9, 4 4 0 円

(11) 令第 3 8 条第 1 項第 1 1 号に掲げる者 1 4 7, 1 9 0 円

(12) 令第 3 8 条第 1 項第 1 2 号に掲げる者 1 6 2, 6 8 0 円

(13) 令第 3 8 条第 1 項第 1 3 号に掲げる者 1 7 8, 1 8 0 円

第 8 条第 4 項中「第 2 項」を「第 7 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「5 4, 2 3 0 円」を「5 3, 0 6 0 円」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 2 項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「令和 3 年度か

ら令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項を同条第７項とし、同条第１項の次に次の５項を加える。

- ２ 令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第８号の基準所得金額は、同条第８項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４３条の３の規定にかかわらず、２５０万円とする。
- ３ 令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第９号の基準所得金額は、同条第９項第１号の規定にかかわらず、３２０万円とする。
- ４ 令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第１０号の基準所得金額は、同条第９項第２号の規定にかかわらず、５００万円とする。
- ５ 令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第１１号の基準所得金額は、同条第９項第３号の規定にかかわらず、７５０万円とする。
- ６ 令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第１２号の基準所得金額は、同条第９項第４号の規定にかかわらず、１，０００万円とする。

第１０条第３項中「第３９条第１項第１号イ」を「第３８条第１項第１号イ」に、「若しくは第５号ロ又は第８条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ若しくは第１２号イ」を「、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ又は第１２号ロ」に改め、「（第１項に規定する者を除く。）」を削り、「第３９条第１項第１号から第５号まで又は第８条第６号から第１２号まで」を「第３８条第１項第１号から第１２号まで」に改める。

第１３条第２項中「地方税法」の次に「（昭和２５年法律第２２６号）」を加える。

附 則

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第８条の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 2 号

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 5 年津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、同条第 6 項ただし書中「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 4 条中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 3 4 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 4 2 条第 2 項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 8 号とし、同

項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 第 24 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 47 条第 3 項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第 4 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 5 項ただし書及び第 6 項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第 48 条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第 51 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 58 条第 2 項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 第 51 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 59 条の 4 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 59 条の 9 中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 59 条の 19 第 2 項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「第59条の19第2項第4号」を「第59条の19第2項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前号の」を削り、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を本市に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）

との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると

認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を本市に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を本市に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療

機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するように努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加え、「入居」を「入所」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第5号から第7号までの規定」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第4号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 2 0 2 条中「及び第 1 0 6 条」を「、第 1 0 6 条及び第 1 0 6 条の 2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 4 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の第 9 2 条第 7 号及び第 1 9 7 条第 7 号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 3 施行日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の第 1 0 6 条の 2（第 1 2 8 条、第 1 4 9 条、第 1 7 7 条、第 1 8 9 条及び第 2 0 2 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 1 0 6 条の 2 中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 4 施行日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の第 1 7 2 条第 1 項（第 1 8 9 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 1 7 2 条第 1 項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 3 号

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 2 5 年津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 4 条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第 7 項」を「第 4 4 条第 7 項」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 3 2 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を本市に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定

医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第1号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間における改正後の第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の第63条の2(第86条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 4 号

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 2 7 年津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 4 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任

介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第11条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「第4章の規定」を「次章の規定（第31条第29号の規定を除く。）」に改める。

第22条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第1号から第3号までの規定中「に規定する」を「の規定に

よる」に改め、同項第5号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第22条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 5 号

津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 3 0 年津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「地域包括支援センターをいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 3 条第 2 項中「利用者の数が 3 5」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 1 4 条第 3 2 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 4 4」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 4 9 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第4条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第14条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条中第18号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号まで」を「第5号から第14号まで」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅

を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第14条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第3号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号イ中「第14条第7号」を「第14条第9号」に改め、同号ウ中「第14条第9号」を「第14条第11号」に改め、同号エ中「第14条第15号」を「第14条第17号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第14条第13号」を「第14条第15号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第 14 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 32 条第 1 項中「第 14 条第 28 号」を「第 14 条第 30 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 6 号

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

津市企業立地促進条例（平成 1 8 年津市条例第 3 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 7 号

津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例
第 1 6 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市榊原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 8 号

津市榊原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市榊原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例（令和 3 年津市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「該当する者」の次に「（以下「福祉利用者」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、福祉利用者以外の者は、次条に規定する指定管理者が福祉利用者の使用に支障がないと認めるときは、福祉型滞在施設（貸切風呂を除く。）を使用することができる。

別表福祉型滞在施設の部を次のように改める。

福祉型滞在施設	客室	福祉利用者による使用の場合	セミダブル（2 人用）	宿泊	1 室 1 泊 2 日につき	8,000
				休憩	1 室 3 時間（3 時間未満は、3 時間とする。）当たり	3,000
			ツイン（2 人用）	宿泊	1 室 1 泊 2 日につき	10,000
				休憩	1 室 3 時間（3 時間未満は、3 時間とする。）当たり	3,000
			和室 A（2 人用）	宿泊	1 室 1 泊 2 日につき	8,000
				休憩	1 室 3 時間（3 時間	3,000

			未満は、3時間とする。) 当たり	
	和室B (2人用)	宿泊	1室1泊2日につき	12,000
		休憩	1室3時間 (3時間未満は、3時間とする。) 当たり	4,000
	和室C (2人用)	宿泊	1室1泊2日につき	14,000
		休憩	1室3時間 (3時間未満は、3時間とする。) 当たり	4,000
	和室D (6人用)	宿泊	1室1泊2日につき	15,000
		休憩	1室3時間 (3時間未満は、3時間とする。) 当たり	5,000
	特別室 (6人用)	宿泊	1室1泊2日につき	30,000
		休憩	1室3時間 (3時間未満は、3時間とする。) 当たり	10,000
福祉利用者以外の者による使用の場合	セミダブル (2人用)	宿泊	1室1泊2日につき	10,000
		休憩	1室3時間 (3時間未満は、3時間とする。) 当たり	5,000
	ツイン (2人用)	宿泊	1室1泊2日につき	11,000
		休憩	1室3時間 (3時間未満は、3時間とする。) 当たり	5,000
	和室A (2人用)	宿泊	1室1泊2日につき	10,000

		人用)	休憩	1 室 3 時間 (3 時間未満は、 3 時間とする。) 当たり	5, 000
			和室 B (2 人用)	宿泊	1 室 1 泊 2 日につき
		人用)	休憩	1 室 3 時間 (3 時間未満は、 3 時間とする。) 当たり	6, 000
			和室 C (2 人用)	宿泊	1 室 1 泊 2 日につき
		休憩		1 室 3 時間 (3 時間未満は、 3 時間とする。) 当たり	6, 000
		和室 D (6 人用)	宿泊	1 室 1 泊 2 日につき	30, 000
			休憩	1 室 3 時間 (3 時間未満は、 3 時間とする。) 当たり	7, 000
		特別室 (6 人用)	宿泊	1 室 1 泊 2 日につき	60, 000
			休憩	1 室 3 時間 (3 時間未満は、 3 時間とする。) 当たり	15, 000
		貸切風呂			

別表備考を次のように改める。

〔備考〕

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。
- 2 福祉利用者以外の者が使用する場合における福祉型滞在施設に係る客室の利用料金については、宿泊日（休憩にあっては、使用日）が次の各号の

いずれかに該当するときは、この表に定める利用料金にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。

- (1) 土曜日、休日の前日、4月29日から5月5日までの日又は8月13日から同月15日までの日（次号に掲げる日を除く。） 10分の2
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日又は指定管理者があらかじめ市長の承認を得た日 10分の5

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 9 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号中「市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を「市長と」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項又は第 2 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

第 2 0 条第 1 項及び第 5 3 条中「第 1 3 条第 5 項」を「第 1 3 条第 4 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 1 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に入居の申込みをした者について適用し、同日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 0 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ゲートボール場の部を次のように改める。

ゲートボール場	津市安濃中央総合公園内 ゲートボール場	津市安濃町田端上野 1 0 8 6 番地
---------	------------------------	-------------------------

別表第 2 6 から別表第 2 9 までを次のように改める。

別表第 2 6 から別表第 2 9 まで 削除

第 2 条 津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中第 1 7 号を削り、第 1 8 号を第 1 7 号とする。

別表第 1 ゲートボール場の部を削る。

別表第 4 6 を次のように改める。

別表第 4 6 削除

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 1 号

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三重短期大学の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市立三重短期大学の設置及び管理に関する条例

第 2 条第 1 号中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（三重短期大学授業料等徴収条例の一部改正）

2 三重短期大学授業料等徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市立三重短期大学授業料等徴収条例

第 1 条及び第 2 条中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に改める。

（津市職員の給与に関する条例の一部改正）

3 津市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項及び第 1 6 条第 1 項第 1 号並びに別表第 2 アの表備考中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に改める。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 2 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、「三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「療養の給付に要する費用（退職被保険者等に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（退職被保険者等に係るものに限る。）の額並びに三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 0 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 1 0 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、

「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 1 1 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 2 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 2 号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第 3 号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第 1 3 条から第 1 5 条の 2 までを次のように改める。

第 1 3 条から第 1 5 条の 2 まで 削除

第 1 6 条中「又は第 1 3 条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 0 条の基礎賦課額と第 1 3 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 2 4 条及び第 2 5 条第 1 項において同じ。）」を削る。

第 1 6 条の 2 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であって、三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 1 6 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 1 6 条の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 6 条の 5 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 1 号中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」を「後期高齢者支援金等賦課総額」に、「一般被保険者に係る基礎控除」を「被保険者に係る基礎控除」に改め、同項第 2 号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第 3 号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第 1 6 条の 6 から第 1 6 条の 9 までを次のように改める。

第16条の6から第16条の9まで 削除

第16条の10中「又は第16条の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第24条及び第25条第1項において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第17条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第24条第1項及び第2項中「若しくは第13条」、「若しくは第16条の6」及び「若しくは第15条」を削る。

第25条第1項中「又は第13条」を削り、同条第3項中「又は第13条」及び「又は第16条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第13条」を削る。

第25条の3第1項中「又は第15条」を削り、「第12条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「又は第15条」、「又は第16条の8」及び「、「第12条第2項」とあるのは「第16条の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条」を削り、同条第6項中「第12条又は第15条」を「第12条の」に、「第16条の5又は第16条の8」を「第16条の5の」に改める。

第25条の4第1項中「又は第13条」を削り、同条第3項中「又は第13条」及び「又は第16条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第13条」を削り、同条第7項中「又は第13条」及び「又は第16条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第13条」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 3 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。
附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 4 8 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 3 6 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定に

よる申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 4 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。
附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 3 4 条の 3、第 3 4 条の 5 から第 3 4 条の 7 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 3 4 条の 5 の 2 第 2 項、第 4 7 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 3 4 条の 5 の 2 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 4 7 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 4 1 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の

- 市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、

かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除

額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を

控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額と

する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその

者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の5から第34条の7まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の7第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の7第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第1

0 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同条第 14 項を削り、同条第 15 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条中第 17 項を第 16 項とし、第 18 項を第 17 項とする。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似

適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第１２条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあつては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１２条の３の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１５条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第１６条の３第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の４第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１７条第３項に次の１号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
附則第 1 8 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 8 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
附則第 1 9 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
附則第 2 0 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
附則第 2 0 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割

の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 22 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 22 条の 3 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 23 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 26 条中「第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」を「第 31 項から第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税等に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の津市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 5 号

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和 3 年津市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び附則第 4 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 号

津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 3 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

津市長

津市規則第 4 号

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則
津市アストプラザ内アストホール等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 5
5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「休日」の次に「並びに 1 月 3 日」を加える。

第 2 1 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 戸籍証明書及び除籍証明書の交付に関すること。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 5 号

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成 28 年津市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第 1 号様式中

「備考

建築工事完了確認書の写しを添付してください。」

を

「備考

(1) 建築工事完了確認書の写しを添付してください。

(2) 報告者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

第 2 号様式中「（※）」を削り、

「※ 建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定により定めた工事監理者（工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者）」

を

「備考

(1) 確認者は、建築基準法第5条の6第4項の規定により定めた工事監理者（工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者）としてください。

(2) 確認者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。 」
に改める。

第3号様式に次のように加える。

備考

申出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第3号様式の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則」を「津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則」に改め、同様式に次のように加える。

備考

届出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第4号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同様式に次のように加える。

備考

届出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第5号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、

「備考

計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所が分かる図面等を添付してください。 」

を

「備考

(1) 計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所が分かる図面等を添付してください。

(2) 届出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場

合は、押印を省略することができます。」
に改める。

第5号様式の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条」に、

「（備考）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。」

を

「備考

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

(2) 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名又は設計者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

第5号様式の3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第6号様式から第8号様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第9号様式中「津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同様式に次のように加える。

備考

届出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 6 号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する
規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 1 8 年津市規則
第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「津市南が丘会館」の次に「、津市安東コミュニティセンタ
ー」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 7 号

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則（平成 1 8 年津市規則第 2 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

(1) 1 人の副市長

- ア 政策財務部に属する事務
- イ 危機管理部に属する事務
- ウ 環境部に属する事務
- エ 商工観光部に属する事務
- オ 農林水産部に属する事務
- カ 都市計画部に属する事務
- キ 建設部に属する事務
- ク 内部統制室に属する事務
- ケ 上下水道事業局及び上下水道管理局に属する事務（上下水道事業管理者の権限に属する事務を除く。）
- コ 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）
- サ 公平委員会に属する事務（公平委員会の権限に属する事務を除く。）
- シ 議会に属する事務（議会及び議長の権限に属する事務を除く。）

(2) 他の 1 人の副市長

- ア 総務部に属する事務
- イ 市民部に属する事務
- ウ スポーツ文化振興部に属する事務
- エ 健康福祉部に属する事務
- オ ボートレース事業部に属する事務
- カ 消防部局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。）
- キ 会計管理室に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）
- ク 短期大学に属する事務（学長の権限に属する事務を除く。）

- ケ 教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）
- コ 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）
- サ 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）
- シ 固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 8 号

津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 4 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 9 号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成 1 8 年津市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項及び市長職務代理者印の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部及び一部を証明した書面」を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 0 号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

第 1 条 津市事務分掌規則（平成 1 8 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 7 号の表中

「子育て推進課 こども・子育て政策担当 保育担当 を
こども支援課 こども支援担当 発達支援担当 」
「こども政策課 こども政策・若者出会い応援担当 給付支援担当
保育こども園課 保育支援担当 保育運営担当 」に改

め、同項第 8 号の表中「大門・丸之内活性化・商業振興担当」を「商業振興担当 大門・丸之内活性化担当」に改め、同項第 1 1 号の表中「調査担当」を「建設政策・津駅周辺道路空間整備担当」に、「用地担当 地籍調査推進担当」を「用地担当 調査担当 地籍調査推進担当」に、「特定事業推進担当」を「街路整備担当」に改める。

第 2 条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項第 7 号の表中「新型コロナウイルスワクチン接種推進室 ワクチン接種推進担当」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもに係る包括的な相談支援等の充実を図るため、健康福祉部に次に掲げるセンター及び担当を設置する。

こども家庭センター こどもの居場所づくり担当 こども家庭相談担当
発達支援担当

第 3 条第 2 項中「工事事務所」を「こども家庭センター及び工事事務所」に改め、同条第 3 項中「前条第 4 項」を「前条第 5 項」に改める。

第 4 条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「ため」の次に「、こども家庭センター」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 2 項から第 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 こども家庭センターにセンター長、担当副参事、担当主幹（必要な担当に限る。）及び担当副主幹（必要な担当に限る。）を置く。

第5条第10項中「前条第7項」を「前条第8項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「前条第6項第4号」を「前条第7項第4号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「前条第6項第3号」を「前条第7項第3号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「前条第6項第2号の2」を「前条第7項第2号の2」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前条第6項第2号」を「前条第7項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前条第5項第1号」を「前条第6項第1号」に、「同条第6項第1号」を「同条第7項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第2項に規定する職の職務は、次のとおりとする。

- (1) センター長 上司の命を受けてあらかじめ定められたこども家庭センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 担当副参事 上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) 担当主幹 担当副参事を補佐して、あらかじめ定められた担当の事務又は上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 担当副主幹 あらかじめ定められた担当の事務又は上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第6条第1項中「受けて」の次に「、こども家庭センター長」を加える。

第8条中「担当参事」の次に「、こども家庭センター長」を加える。

第9条第2項中「担当参事」の次に「、こども家庭センター長」を、「他の部」の次に「、こども家庭センター」を加える。

第10条中「第4項まで」を「第5項まで」に改める。

別表第1 政策財務部の表市民税課の部市民税担当の項各号中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改め、同表収税課の部整理担当の項第7号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

別表第1 市民部の表地域連携課の部対話連携担当の項第2号中「市政懇談会」を「地域懇談会」に改める。

別表第1 環境部の表環境政策課の部企画管理担当の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第 1 健康福祉部の表子育て推進課の部及びこども支援課の部を次のように改める。

こども政策課	こども政策・若者出会い応援担当	(1) 少子化対策及び子ども子育て支援施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (2) 子ども子育て支援施策に係る関係部局との調整に関すること。 (3) 子ども・子育て会議に関すること。 (4) 保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）の認可に係る調整及び確認に関すること。 (5) 若者の出会い応援に係る各種施策の企画、調整及び推進に関すること。 (6) こども子育て・出会い応援包括支援窓口に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。
	給付支援担当	(1) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。 (2) 出産・子育て応援事業に係る経済的支援に関すること。 (3) ひとり親等の福祉に関すること。
保育こども園課	保育支援担当	(1) 公立保育所等の管理及び運営に関すること。 (2) 公立及び私立保育所等に係る保育支援及び指導に関すること。 (3) 公立及び私立保育所等に係る安全及び衛生管理に関すること。 (4) 公立及び私立保育所等に係る給食及び栄養指導に関すること。 (5) 病児保育に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	保育運営担当	(1) 津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成 26 年津市条例第 42 号）第 3 条及び津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成 29 年津市条例第

		2号) 第3条の規定に基づく利用者負担額の徴収に関すること。 (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関すること（幼稚園に関するものを除く。）。 (3) 私立保育所等への委託費及び補助金の交付に関すること。
--	--	--

別表第1 健康福祉部の表障がい福祉課の部障がい福祉担当の項第3号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同表健康づくり課の部管理担当の項第4号中「及び新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を削り、同部保健指導担当の項第4号を次のように改める。

(4) こども家庭センターとの連携による母子保健事業の実施に関すること。

別表第1 商工観光部の表商業振興労政課の部大門・丸之内活性化・商業振興担当の項中「大門・丸之内活性化・商業振興担当」を「商業振興担当」に改め、同項第10号及び第11号を削り、同項の次に次のように加える。

大門・丸之内 活性化担当	大門・丸之内地区未来ビジョンに基づく各種施策等（商業の振興に関することに限る。）の推進に関すること。
-----------------	--

別表第1 農林水産部の表農林水産政策課の部企画管理担当の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第1 都市計画部の表都市政策課の部大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 大門・丸之内地区未来ビジョンに基づく各種施策等（商業の振興に関するものを除く。）の推進に関すること。

別表第1 都市計画部の表建築指導課の部建築審査担当の項第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1 建設部の表建設政策課の部調査担当の項を次のように改める。

建設政策・津 駅周辺道路空	(1) 部に係る各種建設事業の総括及び総合調整に関すること。
------------------	--------------------------------

間整備担当	(2) 国土強靱化に関すること。 (3) 津駅周辺道路空間整備の推進に関すること。
-------	--

別表第1 建設部の表用地・地籍調査推進課の部用地担当の項の次に次のように加える。

調査担当	(1) 道路に係る路線の認定、廃止及び変更に関すること。 (2) 道路、公園、水路、河川及び調整池の占用許可及び使用許可並びに占用料及び使用料の徴収に関すること。 (3) 道路台帳及び公園台帳の調製及び保管に関すること。 (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出等（土木工事に限る。）に関すること。 (5) 特殊車両の通行に関すること。
------	---

別表第1 建設部の表建設整備課の部道路整備担当の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同部特定事業推進担当の項を次のように改める。

街路整備担当	(1) 都市計画事業における街路事業等の調査、計画及び実施に関すること。 (2) その他街路事業の推進等に関すること。
--------	--

別表第2 中建設部の表の前に次の表を加える。

健康福祉部

センター	担当	分掌事務
こども家庭センター	こどもの居場所づくり担当	(1) こどもの居場所づくりに係る関係機関、施設等との総合調整に関すること。 (2) 津市教育委員会との連携によるこどもの居場所づくりの推進に関すること。 (3) 児童福祉施設等（保育所等を除く。）の設置、管理、運営等に関すること。 (4) 児童館、子育て支援センター、チビッコ広場及び児童遊園に関すること。

		(5) こどもの貧困対策に関すること。 (6) いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第３０条第２項の規定に基づく調査に関すること。 (7) センターの庶務に関すること。
	こども家庭相談担当	(1) こども、子育て世帯、妊産婦等に係る相談に関すること。 (2) 家庭児童相談に関すること。 (3) 児童虐待の防止等に関すること。 (4) 要保護児童対策地域協議会に関すること。 (5) 児童相談所その他の関係機関との連携及び連絡調整に関すること。 (6) 児童福祉法第５６条第２項の規定に基づく助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収に関すること。 (7) 母子等福祉事業及び女性相談支援事業に関すること。 (8) 母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第２２条第１項第１号から第４号までに掲げる母子保健事業に関すること。 (9) その他こども、子育て世帯、妊産婦等の福祉及び支援に関すること。
	発達支援担当	(1) 児童の総合的な発達支援に係る事業及び相談に関すること。 (2) 津市児童発達支援センターに関すること。

別表第２工事事務所の共通の分掌事務の表中「工事事務所」を「こども家庭センター及び工事事務所」に改める。

別表第３健康福祉部健康づくり課の表新型コロナウイルスワクチン接種推進室の部を削る。

第２条 津市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

別表第１建設部の表用地・地籍調査推進課の部調査担当の項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 津市河芸町上野建設発生土処分場に関すること。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課、センター又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

健康福祉部	子育て推進	こども・子	健康福祉部	こども政策	こども政策
	課	育て政策担		課	・若者出会
		当			い応援担当
健康福祉部	こども支援	発達支援担	健康福祉部	こども家庭	発達支援担
	課	当		センター	当
建設部	建設政策課	調査担当	建設部	用地・地籍	調査担当
				調査推進課	

津市市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 1 号

津市市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

(津市市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則（平成 18 年津市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「教育次長」を「部長」に改め、同条中「教育次長」を「部長」に改め、同条第 2 号中「及び部次長」を削る。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 5 条から第 1 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(教育委員会事務局の部次長の専決事項)

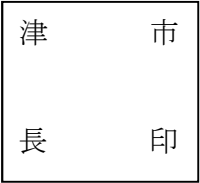
第 5 条 教育委員会事務局の部次長の専決事項は、規程中部次長の専決事項で、教育委員会に関係ある事項とする。

(津市公印規則の一部改正)

第 2 条 津市公印規則（平成 1 8 年津市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 4 項」に、「及び同条第 6 項第 1 号」を「、同条第 3 項及び同条第 7 項第 1 号」に改める。

別表市長印の項中

	れい書	方 1 0	障害福祉サービス 受給者証の内容変更	障がい福祉課 障がい福祉担当並びに久居 総合支所福祉 課福祉担当及び各総合支所 (久居総合支	1 0

				所を除く。) 市民福祉課福祉担当の担当 主幹又は担当 副主幹	
--	--	--	--	---	--

を「

津 市 長 印	れい書	方 1 0	障害福祉サービス 受給者証の内容変更	障がい福祉課 障がい福祉担当並びに久居 総合支所福祉 課福祉担当及び各総合支所 (久居総合支 所を除く。) 市民福祉課福祉担当の担当 主幹又は担当 副主幹	1 0
三 重 県 津 市 長 印 こ 家	れい書	方 2 1	こども家庭センター長及び担当副参 事専決事項	こども家庭セ ンターの庶務 を担当する担 当主幹又は担 当副主幹	1

に改め、同表市長職務代理者印の項中

津 市 長 職 務 代 理 者 印	れい書	方 1 2	在留カード及び特別永住者証明書の 記載事務	市民課住民窓口担当並びに 久居総合支所 市民課市民担当及び各総合 支所(久居総合支所を除く。) 市民	1 0
-------------------------	-----	-------	--------------------------	--	-----

				福祉課市民担当の担当主幹又は担当副主幹	
--	--	--	--	---------------------	--

を「

津市長 職務代理者印	れい書	方12	在留カード及び特別永住者証明書の記載事務	市民課住民窓口担当並びに久居総合支所市民課市民担当及び各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課市民担当の担当主幹又は担当副主幹	10
津市長 職務代理者印 こ家	れい書	方21	こども家庭センター長及び担当副参事専決事項	こども家庭センターの庶務を担当する担当主幹又は担当副主幹	1

に改め、同表社会福祉事務所長印の項中

津市社会福祉事務 所長之印子	れい書	方18	津市社会福祉事務所長の権限に関する事項のうち、子育て推進課の課長専決事項、印影印刷用及び電子公印用	子育て推進課子育て推進担当の担当主幹又は担当副主幹	1
	れい書	方18	津市社会福祉事務所長の権限に関する	こども支援課こども支援担	1

津市社会福祉事務所長之印こ			る事項のうち、こども支援課の課長専決事項、印影印刷用及び電子公印用	当の担当主幹又は担当副主幹	
---------------	--	--	-----------------------------------	---------------	--

を「

津市社会福祉事務所長之印こ政	れい書	方18	津市社会福祉事務所長の権限に関する事項のうち、こども政策課の課長専決事項、印影印刷用及び電子公印用	こども政策課 こども政策・若者出会い応援担当の担当主幹又は担当副主幹	1
津市社会福祉事務所長之印保こ	れい書	方18	津市社会福祉事務所長の権限に関する事項のうち、保育こども園課の課長専決事項、印影印刷用及び電子公印用	保育こども園課保育支援担当の担当主幹又は担当副主幹	1
津市社会福祉事務所長之印こ家	れい書	方18	津市社会福祉事務所長の権限に関する事項のうち、こども家庭センター長及び担当副参事専決事項、印影印刷用及び電子公印用	こども家庭センターこどもの居場所づくり担当の担当主幹又は担当副主幹	1

に改める。

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第3条 津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 8 級の部 2 の項中「教育次長」を「教育総務部長、学校教育部長」に改め、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 7 級の部 1 の項中「三重短期大学事務局次長」の次に「、教育総務部次長、学校教育部次長」を加え、同部 2 の項中「工事事務所長」を「こども家庭センター長、工事事務所長」に改め、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 6 級の部 1 の項中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 4 条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 18 年津市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1 の 7 級の項を次のように改める。

7 級	1	こども家庭センター長及び工事事務所長の職務
	2	消防署長（消防監以上の階級にある者に限る。）の職務
	3	三重短期大学事務局次長の職務
	4	教育総務部次長及び学校教育部次長の職務
	5	議会事務局次長の職務
	6	選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務

附則別表第 1 の 8 級の項中「教育次長」を「教育総務部長及び学校教育部長」に改める。

別表第 1 の 7 級の項中

「	5	教育次長の職務
	6	工事事務所長の職務
	7	消防署長（消防監以上の階級にある者に限る。）の職務
	8	三重短期大学事務局次長の職務
	9	議会事務局次長の職務
	10	選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務

を「

「	5	教育総務部長及び学校教育部長の職務
	6	こども家庭センター長及び工事事務所長の職務
	7	消防署長（消防監以上の階級にある者に限る。）の職務

- | | |
|----|------------------------------------|
| 8 | 三重短期大学事務局次長の職務 |
| 9 | 議会事務局次長の職務 |
| 10 | 教育総務部次長及び学校教育部次長の職務 |
| 11 | 選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務 |

に改める。

別表第 1 の 8 級の項中「教育次長」を「教育総務部長及び学校教育部長」に改める。

別表第 2 の 2 の 7 級の項及び 8 級の項を次のように改める。

7 級	1 上下水道事業局長及び上下水道管理局長並びに担当理事の職務
	2 上下水道事業局次長及び上下水道管理局次長並びに担当参事の職務
8 級	困難な業務を所掌する上下水道事業局長及び上下水道管理局長並びに担当理事の職務

(津市公有財産規則の一部改正)

第 5 条 津市公有財産規則（平成 18 年津市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 4 項」に、「及び同条第 6 項第 1 号」を「、同条第 3 項及び同条第 7 項第 1 号」に改める。

(津市庁舎管理規則の一部改正)

第 6 条 津市庁舎管理規則（平成 18 年津市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 4 項各号」を「第 2 条第 5 項各号」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 4 項」に、「及び同条第 6 項第 1 号」を「、同条第 3 項及び同条第 7 項第 1 号」に改める。

(津市会計規則の一部改正)

第 7 条 津市会計規則（平成 18 年津市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「同条第 5 項第 1 号」を「同条第 6 項第 1 号」に、「教育次長」を「教育総務部長、学校教育部長」に改め、同条第 4 号中「同条第 3 項に」を「同条第 4 項に」に、「及び同条第 6 項第 1 号」を「、同条第 3 項及び同条第 7 項第 1 号」に、「及び同条第 2 項」を「、同条第 2 項に規定す

るセンター長及び同条第 3 項」に改める。

別表第 1 中

健康福祉部	福祉政策課	室長
	子育て推進課	
	こども支援課	
	高齢福祉課	
	障がい福祉課	
	援護課	
	介護保険課	
	保険医療助成課	
	健康づくり課	
	地域医療推進室	

健康福祉部	福祉政策課	室長
	こども政策課	
	保育こども園課	
	高齢福祉課	
	障がい福祉課	
	援護課	
	介護保険課	
	保険医療助成課	
	健康づくり課	
	地域医療推進室	
	こども家庭センター	センター長

教育委員会 事務局	教育総務課	所長
	学校教育課	
	生涯学習課	
	久居教育事務所	
	河芸教育事務所	
	芸濃教育事務所	

	美里教育事務所			
	安濃教育事務所			
	香良洲教育事務所			
	一志教育事務所			
	白山教育事務所			
	美杉教育事務所			
	津図書館	図書館事務長		

を「

教育委員会 事務局教育 総務部	教育総務課	所長		
	教育施設課			
	生涯学習課			
	久居教育事務所			
	河芸教育事務所			
	芸濃教育事務所			
	美里教育事務所			
	安濃教育事務所			
	香良洲教育事務所			
	一志教育事務所			
	白山教育事務所			
	美杉教育事務所			
	津図書館	図書館事務長		
教育委員会 事務局学校 教育部	学校教育課	課長		

に改める。

（津市物品会計規則の一部改正）

第8条 津市物品会計規則（平成18年津市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「同条第3項に」を「同条第4項に」に、「及び同条第6項第1号」を「、同条第3項及び同条第7項第1号」に、「及び同条第2項」を「、同条第2項に規定するセンター長及び同条第3項」に改める。

第6条第2項第1号中「子育て推進課長」を「保育こども園課長」に、

「教育委員会事務局教育総務課長」を「教育委員会事務局教育総務部教育総務課長」に改め、同項第２号中「子育て推進課保育担当」を「保育こども園課保育支援担当」に改め、同項第３号中「子育て推進課長、教育委員会事務局教育総務課長」を「保育こども園課長、教育委員会事務局教育総務部教育総務課長」に改め、同条第３項中「子育て推進課長」を「保育こども園課長」に改める。

第１０条第４項第１号中「第８号及び第９号」を「第９号及び第１０号」に改める。

別表契約事務代行物品表の表１の項第６号中「、産業・スポーツセンター推進室」を削り、同項第９号中「教育委員会事務局教育総務課長」を「教育委員会事務局教育総務部教育総務課長」に改め、同項第１０号中「子育て推進課長」を「保育こども園課長」に改め、同項第１１号中「こども支援課長」を「発達支援担当副参事」に改める。

（広報津発行規則の一部改正）

第９条 広報津発行規則（平成１８年津市規則第４８号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「同条第３項」を「同条第４項」に、「及び同条第６項第１号」を「、同条第３項及び同条第７項第１号」に改める。

（津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正）

第１０条 津市災害対策本部に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第２３１号）の一部を次のように改正する。

別表部の分掌事務の表上下水道部の項中

「	上下水道管理局	」
	上下水道事業局	

を

「	上下水道事業局	」
	上下水道管理局	

に改め、同表教育部

の項中

「	教育委員会事務局	」
---	----------	---

を

「	教育委員会事務局	」
	教育総務部	
	学校教育部	

に改める。

(津市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 1 1 条 津市職員の退職管理に関する規則（平成 2 8 年津市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 4 条第 5 項第 1 号」を「第 4 条第 6 項第 1 号」に、「教育委員会事務局教育次長」を「教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長」に改める。

(津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 2 条 津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則（令和 3 年津市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改める。

第 2 0 条第 2 項中「教育委員会事務局教育次長」を「教育委員会事務局教育総務部長」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 2 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 号中「、同法第 6 6 条」を「又は同法第 6 6 条」に改め、「又は売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 3 号

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和 2 年津市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項中「に規定する規則」を「の規則」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等）

第 5 条の 2 条例第 5 条の 2 第 1 項前段の規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 基準日現在において任用されている職における任用期間が通算して 6 箇月に満たない職員
 - (2) 支給規則第 1 8 条第 3 号並びに第 3 0 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる者
 - (3) 正規職員等であったフルタイム会計年度任用職員のうち、正規職員等として当該基準日に係る勤勉手当の支給を受けることができる者
- 2 前項第 1 号に掲げる職員の通算の取扱いについては、市長が別に定める。
- 3 条例第 5 条の 2 第 1 項の規則で定める日は、正規職員の例による。
- 4 条例第 5 条の 2 第 1 項後段の規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) その退職し、又は死亡した日において第 1 項各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員であった者
 - (2) その退職の後基準日までの間において正規職員等となった者
- 5 条例第 5 条の 2 第 2 項の規則で定める額（以下「勤勉手当基礎額」という。）は、期末手当基礎額と同額とする。
- 6 条例第 5 条の 2 第 2 項に規定する割合は、次項に規定する職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に第 1 0 項に規定する職員の勤務成績による割合（同項において「成績率」という。）を乗じて得た割

合とする。

7 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、支給規則別表第4に定める割合とする。

8 前項の勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間（第13条第1項に規定する職員として在職した期間を除く。）とする。

9 前項の期間の算定については、支給規則第34条第2項の規定を準用する。

10 成績率は、100分の97.5の範囲内で、市長が定める。

11 前各項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、正規職員の例により支給する。

第13条の見出し及び同条第1項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第2項中「期末手当基礎額」の次に「及び勤勉手当基礎額」を加え、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 4 号

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則(平成 1 8 年津市規則第 7 1 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「並びに地方自治法第 1 5 3 条第 2 項」を削り、同項中第 8
号を削り、第 7 号を第 9 号とし、第 2 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、
第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 児童福祉法第 2 1 条の 1 8 第 1 項の規定による勧奨及び支援に関するこ
と。

(3) 児童福祉法第 2 1 条の 1 8 第 2 項の規定による措置に関すること。

第 2 条第 4 項中「第 9 条第 8 項」を「第 9 条第 9 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 5 号

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 4 年津市規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 3 号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書又は第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書」に改める。

第 6 条第 3 項及び第 8 条第 2 項中「電子署名」の次に「又は市長が定める措置」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 6 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 0 年津市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 1 6 号を削り、第 1 7 号を第 1 6 号とする。

別表ゲートボール場の項を次のように改める。

ゲートボール場	津市安濃中央総合公園内 ゲートボール場	午前 9 時から午後 5 時まで
---------	------------------------	------------------

第 2 条 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 6 号を削る。

別表ゲートボール場の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 4 号及び第 2 5 号を削り、第 2 6 号を第 2 4 号とし、第 2 7 号から第 3 0 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 8 号中「第 2 6 号」を「第 2 4 号」に改め、同条第 9 号中「第 2 条第 2 7 号」を「第 2 条第 2 5 号」に改め、同条第 1 0 号中「第 2 条第 2 8 号及び第 2 9 号」を「第 2 条第 2 6 号及び第 2 7 号」に改め、同条第 1 1 号中「第 2 条第 3 0 号」を「第 2 条第 2 8 号」に改める。

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 7 号

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則

津市産後ケア事業実施規則（平成 2 6 年津市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 心身のケア、育児に関する指導、育児のサポート等を必要とする者

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 8 号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 項第 4 号アからウまでを次のように改める。

- ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- イ 社会教育の推進を図る活動
- ウ まちづくりの推進を図る活動

第 2 1 条第 1 項第 4 号に次のように加える。

- エ 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子どもの健全育成を図る活動
- シ アからサまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第 2 1 条第 2 項中「前項第 8 号」を「前項第 4 号、第 8 号」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「第 1 項第 8 号」を「第 1 項第 4 号、第 8 号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 2 1 条第 1 項第 4 号の休暇については、改正後の津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 2 1 条第 1 項第 4 号の休暇として使用されたものとみなす。

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 9 号

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市企業立地促進条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 2 6 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 0 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 2
0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条を次のように改める。

第 1 0 条 削除

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（緊急連絡人）

第 1 1 条の 2 入居決定者は、条例第 1 3 条第 1 項第 1 号の賃貸借契約の締結に際し、緊急連絡人を 2 人（入居決定者の 3 親等以内の親族であつて、別居している者又は居住支援を行う法人等を緊急連絡人とする場合にあっては、1 人）定め、市営住宅等緊急連絡人届出書（第 1 3 号様式の 2）により市長に届け出なければならない。ただし、緊急連絡人の確保が困難な特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 緊急連絡人は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 入居者と連絡が取れない場合において、入居者又は関係者への連絡その他の方法による安否確認に協力ができる者

(2) 入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応に協力ができる者

3 入居者は、緊急連絡人に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じたとき、又は緊急連絡人を変更しようとするときは、遅滞なく新たに緊急連絡人を定めなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 住所が不明になったとき。

(3) 第 1 項の規定により届け出た事項に変更があつたとき。

第 1 0 号様式から第 1 3 号様式までを次のように改める。

第 1 0 号様式及び第 1 1 号様式 削除

第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

市営住宅賃貸借契約書

賃貸人津市（以下「甲」という。）、賃借人（以下「乙」という。）は、市営住宅の賃貸借について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第 1 条 甲は、津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号。以下「条例」という。）及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 2 0 3 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その所有に係る次に掲げる市営住宅（以下「本物件」という。）を、この契約書に記載された条件で乙に賃貸するものとする。

(1) 所 在 地

(2) 名 称

(3) 構造及び床面積

（賃貸借期間）

第 2 条 賃貸借期間は、この契約の締結の日から起算して 3 年間とする。ただし、賃貸借期間満了の日前 1 月までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この契約は、当該賃貸借期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

（家賃）

第 3 条 毎月の家賃は、条例第 1 6 条、第 3 4 条第 1 項又は第 3 7 条第 1 項の規定により算出した額とし、乙は、毎月末日までに甲の指示する方法によって甲に支払うものとする。ただし、前条に定める賃貸借期間の始期又は終期が月の中途にかかるときは、当該月分の家賃は、日割計算によって算定した額とする。

（敷金）

第 4 条 乙は、この契約の締結と同時に前条に定める家賃の 3 箇月分を敷金として甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求すること

はできない。

- 3 敷金は、無利息とし、第2条に定める賃貸借期間が終了したとき、又はこの契約が解除されたときに、乙に返還するものとする。ただし、甲は、乙の未納の家賃、第14条に規定する原状回復に要する費用の未納その他この契約から生じる乙の債務の不履行があるときは、その債務の額を敷金から控除して返還するものとする。
- 4 前項の場合において、敷金の額が未納の家賃、第14条に規定する原状回復に要する費用の未納その他この契約から生じる乙の債務の不履行の合計額に満たないときは、乙は、甲の指示に従い、その不足額を納付しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第5条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 乙及び乙の同居人が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (3) 本物件に反社会的勢力を居住させないこと及び出入りさせないこと。
- (4) 乙及び乙の同居人が、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸し、若しくは使用させてはならない。

(住宅使用上の注意)

第6条 乙は、本物件及びその附属設備並びに共同施設の使用について、善良な管理者の注意をもってこれを維持管理しなければならない。

(賃借人の費用負担義務)

第7条 乙は、次に掲げる費用を負担する。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

- (3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持並びに運営に要する費用
 - (4) 共用の階段、廊下その他本物件の敷地内の共用部分の維持及び管理に必要なとなる電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに清掃に係る費用
 - (5) 畳表の取替え、ふすまの張替え、各戸内の給水栓、点滅器、電球等の取替え、破損ガラスの取替えその他小修繕に要する費用
 - (6) 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
 - (7) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用
- (禁止事項)

第8条 乙又は乙の同居人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本物件を居住以外の目的のために使用すること。
- (2) この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は本物件の全部若しくは一部を第三者に転貸し、若しくは使用させること。
- (3) 甲の承認を得ないで、本物件を模様替えし、若しくは増築し、又は工作物等を築造すること。
- (4) 甲の承認を得ないで、市営住宅入居申込書に記載した親族以外の者を同居させること。
- (5) 土地、共用部分若しくは共同施設をみだりに占有し、若しくは不当に使用し、又は土地、共用部分若しくは共同施設に係る甲若しくは乙以外の居住者の正当な使用を妨げること。
- (6) 犬、猫、鳥等のペット類の飼育をすること又は猛獣、有毒生物等の明らかに近隣に不安を覚えさせる恐れがある動物を飼育し、又は保管すること。
- (7) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (8) 大音量を発生させること又は悪臭を発生させ、それを放置すること。
- (9) 本物件及びその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動をとり、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (10) その他共同生活の秩序を乱し、甲又は乙以外の居住者に迷惑をかけること。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければなら

ない。この場合において、修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担する。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、速やかに甲にその旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。

(契約の解除及び住宅の明渡し)

第10条 乙又は乙の同居人が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、この契約が解除されたときは、乙は、速やかに本物件を明け渡さなければならない。

(1) 不正の行為によって本物件に入居したとき。

(2) 家賃を3箇月以上滞納したとき。

(3) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務を履行しないとき。

(4) 第7条第3号及び第4号に規定する乙の費用負担義務を履行しないとき。

(5) 本物件又は共同施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。

(6) 正当な事由によらないで15日以上本物件を使用しないとき。

(7) 条例第26条から第31条までの規定に違反したとき。

(8) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

(9) 第5条又は第8条の規定に違反したとき。

(10) その他条例、規則又はこの契約に定める義務を履行しないとき。

(損害賠償金の支払)

第11条 乙は、前条の規定により、甲から本物件の明渡しを請求されたときは、条例第46条の規定による金銭を支払わなければならない。

(退去等)

第12条 乙が本物件から退去しようとするときは、14日以上予告期間をもって、甲の定める市営住宅等返還届書を甲に提出するものとし、その市営住宅等返還届書に記載された退去の日をもって、この契約は解除されたものとする。

2 乙は、前項の規定により市営住宅等返還届書を甲に提出したときは、その市営住宅等返還届書に記載した退去の日までに本物件を空け、これを甲

に返還しなければならない。この場合において、乙は、退去しようとする日の5日前までに本物件の検査を受けなければならない。

- 3 乙は、本物件を模様替えし、若しくは増築し、又は工作物等を築造したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(一部滅失等による家賃の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、家賃は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(原状回復義務等)

第14条 乙は、本物件又は共同施設に関し滅失し、又は損傷した部分があるときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(明渡しの努力義務)

第15条 乙は、収入が条例第32条の基準を超過した場合は、速やかに甲に届け出て、本物件を明け渡すよう努めるものとする。

(立入検査)

第16条 甲は、本物件の管理上必要があるときは、乙に理由を明らかにして、甲の代理人に本物件に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲及び甲の代理人の立入りを拒否することはできない。

- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。

(専属的合意管轄)

第17条 本契約に起因する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、津地方裁判所又は津簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(個人情報調査)

第18条 乙は、甲が、本契約から生じる乙の債務の管理又は回収に関して必

要が生じたときは、個人情報情報を収集し、及び利用することに同意する。

(疑義等の決定)

第19条 条例及び規則に定めるもののほか、この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

賃貸人 甲 住所 津市西丸之内 2 3 番 1 号

氏名 津市
津市長 (氏 名) 印

賃借人 乙 住所

氏名

実印

第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）

店舗賃貸借契約書

賃貸人津市（以下「甲」という。）、賃借人（以下「乙」という。）は、店舗の賃貸借について、次の条項により賃貸借契約を締結する。
（賃貸物件）

第 1 条 甲は、津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号。以下「条例」という。）及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 2 0 3 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その所有に係る次に掲げる店舗（以下「本物件」という。）を、この契約書に記載された条件で乙に賃貸するものとする。

- (1) 所 在 地
- (2) 名 称
- (3) 構造及び床面積

（賃貸借期間）

第 2 条 賃貸借期間は、この契約の締結の日から起算して 3 年間とする。ただし、賃貸借期間満了の日前 1 月までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この契約は、当該賃貸借期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

（家賃）

第 3 条 毎月の家賃は、条例第 1 6 条第 4 項の規定により算出した額とし、乙は、毎月末日までに甲の指示する方法によって甲に支払うものとする。ただし、前条に定める賃貸借期間の始期又は終期が月の中途にかかるときは、当該月分の家賃は、日割計算によって算定した額とする。

（敷金）

第 4 条 乙は、この契約の締結と同時に前条に定める家賃の 3 箇月分を敷金として甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。

3 敷金は、無利息とし、第 2 条に定める賃貸借期間が終了したとき、又はこの契約が解除されたときに、乙に返還するものとする。ただし、甲は、

乙の未納の家賃、第14条に規定する原状回復に要する費用の未納その他この契約から生じる乙の債務の不履行があるときは、その債務の額を敷金から控除して返還するものとする。

- 4 前項の場合において、敷金の額が未納の家賃、第14条に規定する原状回復に要する費用の未納その他この契約から生じる乙の債務の不履行の合計額に満たないときは、乙は、甲の指示に従い、その不足額を納付しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第5条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 乙が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (3) 本物件に反社会的勢力を居住させないこと及び出入りさせないこと。
- (4) 乙が、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸し、若しくは使用させてはならない。

(店舗使用上の注意)

第6条 乙は、本物件及びその附属設備並びに共同施設の使用について、善良な管理者の注意をもってこれを維持管理しなければならない。

(賃借人の費用負担義務)

第7条 乙は、次に掲げる費用を負担する。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び污水处理施設の使用、維持並びに運営に要する費用
- (4) 共用の階段、廊下その他本物件の敷地内の共用部分の維持及び管理に必要な電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに清掃に係る費用
- (5) 各戸内の給水栓、点滅器、電球等の取替え、破損ガラスの取替えその

他小修繕に要する費用

(6) 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(7) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用

(禁止事項)

第8条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本物件を店舗以外の目的のために使用すること。

(2) この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は本物件の全部若しくは一部を第三者に転貸し、若しくは使用させること。

(3) 甲の承認を得ないで、本物件を模様替えし、若しくは増築し、又は工作物等を築造すること。

(4) 土地、共用部分若しくは共同施設をみだりに占有し、若しくは不当に使用し、又は土地、共用部分若しくは共同施設に係る甲若しくは乙以外の居住者の正当な使用を妨げること。

(5) 犬、猫、鳥等のペット類の飼育をすること又は猛獣、有毒生物等の明らかに近隣に不安を覚えさせる恐れがある動物を飼育し、又は保管すること。

(6) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(7) 大音量を発生させること又は悪臭を発生させ、それを放置すること。

(8) 本物件及びその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動をとり、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

(9) その他共同生活の秩序を乱し、甲又は乙以外の居住者に迷惑をかけること。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担する。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、速やかに甲にそ

の旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。

(契約の解除及び店舗の明渡し)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、この契約が解除されたときは、乙は、速やかに本物件を明け渡さなければならない。

- (1) 不正の行為によって本物件に入居したとき。
- (2) 家賃を3箇月以上滞納したとき。
- (3) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務を履行しないとき。
- (4) 第7条第3号及び第4号に規定する乙の費用負担義務を履行しないとき。
- (5) 本物件又は共同施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。
- (6) 正当な事由によらないで15日以上本物件を使用しないとき。
- (7) 条例第26条から第31条までの規定に違反したとき。
- (8) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (9) 第5条又は第8条の規定に違反したとき。
- (10) その他条例、規則又はこの契約に定める義務を履行しないとき。

(損害賠償金の支払)

第11条 乙は、前条の規定により、甲から本物件の明渡しを請求されたときは、条例第46条の規定による金銭を支払わなければならない。

(退去等)

第12条 乙が本物件から退去しようとするときは、14日以上予告期間をもって、甲の定める市営住宅等返還届書を甲に提出するものとし、その市営住宅等返還届書に記載された退去の日をもって、この契約は、解除されたものとする。

2 乙は、前項の規定により市営住宅等返還届書を甲に提出したときは、その市営住宅等返還届書に記載した退去の日までに本物件を空け、これを甲に返還しなければならない。この場合において、乙は、退去しようとする日の5日前までに本物件の検査を受けなければならない。

3 乙は、本物件を模様替えし、若しくは増築し、又は工作物等を築造したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(一部滅失等による家賃の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであると

きは、家賃は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

（原状回復義務等）

第14条 乙は、本物件又は共同施設に関し滅失し、又は損傷した部分があるときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（立入検査）

第15条 甲は、本物件の管理上必要があるときは、乙に理由を明らかにして、甲の代理人に本物件に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲及び甲の代理人の立入りを拒否することはできない。

- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。

（専属的合意管轄）

第16条 本契約に起因する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、津地方裁判所又は津簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（個人情報調査）

第17条 乙は、甲が、本契約から生じる乙の債務の管理又は回収に関して必要が生じたときは、個人情報を収集し、及び利用することに同意する。

（疑義等の決定）

第18条 条例及び規則に定めるもののほか、この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

賃貸人 甲 住所 津市西丸之内 2 3 番 1 号

氏名 津市
津市長 (氏 名) 印

賃借人 乙 住所

氏名

実印

第 13 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 3 号様式の 2 （第 1 1 条の 2 関係）

市営住宅等緊急連絡人届出書

年 月 日

（宛先） 津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名 ⑩

電話番号

私は、緊急時の連絡先となる者を定めましたので、次のとおり届け出ます。

賃 貸 借 対 象 市 営 住 宅	所在地			
	名 称			
緊 急 連 絡 人 ①	住所			
	氏名 ⑩	入居者との関係		
	電話番号			
緊 急 連 絡 人 ②	住所			
	氏名 ⑩	入居者との関係		
	電話番号			

※ 1 届出者及び緊急連絡人が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 2 緊急連絡人は 2 人必要です。ただし、入居者と別居している 3 親等以内の親族又は居住支援を行う法人等を緊急連絡人とする場合は、1 人としてすることができます。その場合は、入居者と緊急連絡人の関係が確認できる書類を添付してください。

第 28 号様式中「、連帯保証人に請求し、更に納入のない場合は」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市榑原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 1 号

津市榑原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市榑原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 3 年津市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「は、無休」を「の休業日は、毎月第 3 金曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たるときは、当該日後において当該日に最も近い日曜日、土曜日又は当該休日でない日）」に改める。

第 4 条の表温浴施設の部浴場の項を次のように改める。

浴場	午前 8 時から午後 9 時まで
----	------------------

第 5 条第 1 項中「当日までの間」の次に「（福祉型滞在施設に係る客室を条例第 5 条第 1 項に規定する福祉利用者以外の者が使用する場合にあっては、使用しようとする日の属する月の 3 月前の月の初日から当日までの間）」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 2 号

津市公有財産規則の一部を改正する規則

津市公有財産規則（平成 1 8 年津市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 第三者による占有があるもの
- (2) 土地又は建物内に不用な残置物があるもの
- (3) 用途廃止後において、管理上専門的な保守、点検等が必要なもの
- (4) その他財産管理課長等において引継ぎを受けて管理又は処分をすることが著しく困難であると認められるもの

第 8 条第 4 号中「移動」を「異動」に改める。

第 1 7 条及び第 1 8 条を次のように改める。

（担保又は保証人）

第 1 7 条 津市財産に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 5 2 号。以下「条例」という。）第 1 3 条の規定による保証人は、連帯保証人とする。ただし、借受人に連帯保証人を提供することができないやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 保証人は、借受人の借受けに係る保証債務の弁済をする資力、信用等をする者でなければならない。

3 保証人が前項に規定する要件を欠いたときは、新たに保証人を立てなければならない。

4 条例第 1 3 条の規定による担保の種類及び価格は、その都度市長が定める。

（担保又は保証人の免除）

第 1 8 条 条例第 1 3 条ただし書に規定する市長においてその必要がないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 貸付期間における貸付料を指定期日までに全額納付するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しく

は公共用又は公益事業の用に供するとき。

(3) 電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供するとき。

(4) 借受人の借受実績又は社会的地位から、当該借受人が十分な資力、信用等を有すると認めるとき。

(5) その他市長がその必要がないと認めるとき。

第20条及び第21条を次のように改める。

(届出)

第20条 借受人は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(1) 自己に代わり願、届その他必要な事項を処置させるため管理人を定めたとき、又はこれを変更したとき。

(2) 借受人又は保証人の住所又は氏名（法人にあっては、所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったとき。

(賃借権の承継等)

第21条 借受人について相続、合併、分割又は解散その他の変動（以下「相続等」という。）があった場合において、借受人が有していた賃借権を承継した者（以下「相続人等」という。）が引き続き公有財産を借り受けようとするときは、相続人等は、相続等の事情が生じたこと及び賃借権を承継した事実を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

第26条を次のように改める。

(財産の増減及び現在高報告)

第26条 財産管理課長は、毎年度6月30日までに前年度末現在における財産の毎年度間における増減及び毎年度末の現在高を、会計管理者に報告しなければならない。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

保証人 住所
氏名 ⑩ を
電話 」

「 (〒)

□連帯保証人 住所
□保証人 氏名 ⑩ に改め、同様式に次のように
電話 」

加える。

※ 借受人の欄については借受人の氏名を、連帯保証人（保証人）の欄については連帯保証人（保証人）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 保証人は、原則として連帯保証人とし、連帯保証人が提供できないやむを得ない事情があるときは、理由書を添付してください。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

借受人 住 所
氏 名 ⑩ を
電 話 」

「 (〒)

借受人 住 所
氏 名 ⑩
電 話

(〒)

☐連帯保証人 住 所
☐保証人 氏 名 ⑩ に改め、同様式に次のように
電 話 」

加える。

※ 借受人の欄については借受人の氏名を、連帯保証人（保証人）の欄については連帯保証人（保証人）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

保証人 住 所
氏 名 ⑩ を
電 話 」

「 (〒)

☐連帯保証人 住 所
☐保証人 氏 名 ⑩ に改め、同様式に次のように
電 話 」

加える。

※ 借受人の欄については借受人の氏名を、連帯保証人（保証人）の欄については連帯保証人（保証人）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
（〒
）

住所
保証人 氏名 ⑩ を
電話
」

「
（〒
）

□連帯保証人 住所
□保証人 氏名 ⑩ に改め、同様式に次のように
電話
」

加える。

※ 借受人の欄については借受人の氏名を、連帯保証人（保証人）の欄については連帯保証人（保証人）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※ 借受人の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第6号様式中「市有地（建物）賃借権承継申請書」を「市有地（建物）賃借権承継届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「賃借承継人」を「賃借権承継人」に、

「
（〒
）

住所
保証人 氏名 ⑩ を
電話
」

「
（〒
）

□連帯保証人 住所
□保証人 氏名 ⑩ に、「次の借受人が」を「私
電話
」

は、次の借受人が」に、「を私が賃借権を承継したいので」を「の賃借権を承継したので、引き続き同市有地（建物）を借用したく」に、「申請します」を「届け出ます」に改め、同様式に次のように加える。

※ 賃借権承継人の欄については賃借権承継人の氏名を、連帯保証人（保証

人)の欄については連帯保証人(保証人)の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 保証人は、原則として連帯保証人とし、連帯保証人が提供できないやむを得ない事情があるときは、理由書を添付してください。

第7号様式中「市有地(建物)借受保証人変更届」を「市有地(建物)借受保証人(□追加 □変更)届」に、「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

住所
保証人氏名 ⑩ を
電話 」

「 (〒)

住所
□現連帯保証人氏名 ⑩
□現保証人氏名
電話

(□追加 □変更) に改め、「お願いします。」

(〒)

住所
□新連帯保証人氏名 ⑩
□新保証人氏名
電話 」

の次に「なお、新連帯保証人(新保証人)は、別途津市との保証契約を締結することについて了承します。」を加え、「旧保証人」を「現連帯保証人(現保証人)」に、「新保証人」を「新連帯保証人(新保証人)」に改め、同様式に次のように加える。

※ 借受人の欄については借受人の氏名を、現連帯保証人(現保証人)の欄については現連帯保証人(現保証人)の氏名を、新連帯保証人(新保証人)の欄については新連帯保証人(新保証人)の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※ 新保証人は、原則として連帯保証人とし、連帯保証人が提供できないやむを得ない事情があるときは、理由書を添付してください。

第8号様式中「あて先」を「宛先」に、「管理人を」を「借受管理人を」に、「4 管理人氏名」を「4 借受管理人による管理の内容」に改め、同様式に次のように加える。

※ 借受人の欄については借受人の氏名を、借受管理人の欄については借受

管理人の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市公有財産規則第 17 条、第 18 条、第 20 条及び第 21 条の規定は、この規則の施行の日以後の申請及び届について適用し、同日前の申請及び届については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に貸し付けている公有財産については、当該貸付けに係る契約期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 3 号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年津市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 1 0 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 5 5 条の 5 第 1 項に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 5 5 条の 8 第 1 項に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

第 1 4 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 1 6 条第 1 号オ中「情報」の次に「（以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。）」を加え、同号に次のように加える。

カ 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第 5 5 条の 5 第 1 項に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人進学準備給付金関係情報」という。）

第 1 7 条第 1 号中「又は同法」を「、同法」に改め、「市民税」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）第 7 条第 1 項の森林環境税」を加え、同条第 4 号中「減免」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 1 1 条第 2 号の森林環境税の免除」を加え、同条第 6 号中「及び県税（県民税に限る。）」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

第 18 条各号及び第 22 条各号中「外国人生活保護実施関係情報」の次に「又は外国人就労自立給付金関係情報」を加える。

第 26 条各号中「外国人生活保護実施関係情報」の次に「、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学準備給付金関係情報」を加える。

第 30 条第 1 号ウを次のように改める。

ウ 外国人就労自立給付金関係情報

第 30 条第 1 号中タをツとし、エからソまでをカからチまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 要保護者等に係る生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の進学準備給付金の支給に関する情報

オ 外国人進学準備給付金関係情報

第 30 条第 1 号に次のように加える。

テ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報

第 30 条中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 8 号とし、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 55 条の 4 第 1 項に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第 1 号に掲げる情報

(6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 55 条の 5 第 1 項に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第 1 号に掲げる情報

(7) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 55 条の 8 第 1 項に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 生活に困窮する外国人に係る健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 4 号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成 1 8 年津市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料」を「下水道使用料等」に改める。

第 1 3 条の見出し中「過払金等」を「誤払金等」に改め、同条第 1 項中「若しくは」を「又は」に、「し、又は私人に支出の事務を委託した」を「した」に改める。

第 1 5 条の次に次の 2 条を加える。

（公金事務取扱者の指定）

第 1 5 条の 2 市長は、公金事務取扱者（公金事務（法第 2 4 3 条の 2 第 1 項に規定する公金事務をいう。以下同じ。）を適切かつ確実に遂行することができる者をいう。）を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。協議の内容を変更しようとするときも、同様とする。

（収納の事務の委託）

第 1 5 条の 3 法第 2 4 3 条の 2 の 5 第 1 項に規定する市長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 条第 1 項第 1 4 号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 分担金
- (6) 負担金
- (7) 使用料
- (8) 手数料
- (9) 賃貸料

- (10) 不動産売却代金
- (11) 物品売払代金
- (12) 寄附金
- (13) 過料
- (14) 貸付金の元利償還金
- (15) 損害賠償金（第 17 号に掲げる遅延損害金を除く。）
- (16) 不当利得による返還金
- (17) 第 2 号から第 8 号まで及び第 13 号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第 6 号、第 9 号から第 12 号まで及び前 3 号に掲げる歳入に係る遅延損害金
- (18) その他市長が必要と認める歳入等

第 16 条の見出しを「（公金事務等の委託）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、法第 243 条の 2 第 1 項の規定により公金事務を、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条の規定により公金の徴収の事務をそれぞれ私人に委託したときは、法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示した事項を会計管理者に通知しなければならない。

第 16 条第 3 項を次のように改める。

- 3 市長は、前 2 項の規定により委託し、法第 243 条の 2 第 3 項の規定による届出を受け、又は法第 243 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定を取り消したときは、それぞれその旨を告示するものとする。

第 16 条第 6 項中「収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者（法第 243 条の 2 第 2 項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定により委託したときは、当該私人にその旨を証する書類を交付しなければならない。

第 16 条に次の 3 項を加える。

- 8 指定公金事務取扱者は、公金の支出に関する事務を履行した後速やかに法第 243 条の 2 の 6 第 3 項の規定により、その支出の結果の報告として、その支払を証する書類等を会計管理者に提出しなければならない。

- 9 第 13 条の規定は、法第 243 条の 2 第 1 項の規定により公金の支出に関

する事務を委託した場合における精算残金の返納について準用する。

10 市長は、法第243条の2第5項後段の規定により委託を承認し、又は同条第6項後段の規定により再委託を承認したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

第16条の2を削る。

第27条に次の1項を加える。

5 前項第2号及び第4号の規定にかかわらず、正当な債権者から提出された請求書であると収支命令者が特に認める場合は、当該請求書への債権者の押印等を省略することができる。ただし、第29条第1項の規定による代理人による支払の請求については、この限りでない。

第41条第1項中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第44条の2を削る。

第68条第1項第2号中「、三重県交通災害共済掛金、農地代金」を削る。

第80条第1項第3号を削る。

第84条の次に次の2条を加える。

（指定公金事務取扱者の検査）

第84条の2 会計管理者は、指定公金事務取扱者に対し、公金事務の状況について定期検査を行うほか、必要があると認めるときは、検査員を指名して、その都度臨時検査を行うものとする。

（検査事項）

第84条の3 前条の検査は、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 現金及び有価証券の取扱いに関すること。
- (2) 帳簿及び証拠書類の整理に関すること。
- (3) その他会計管理者が必要と認めること。

第85条中「前2条」を「第83条から前条まで」に改める。

第92条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

別表第1中

「市民部	市民課	所長		
	市民交流課			
	地域連携課			
	アストプラザオフィス			

	アストプラザ	館長	
--	--------	----	--

を

市民部	市民課		
	市民交流課		
	地域連携課		
	人権課		
	アストプラザオフィス	所長	
	アストプラザ	館長	

に改める。

第 5 2 号様式（裏）中「、資金前渡職員及び収納事務受託者」を「及び資金前渡職員」に改める。

附 則

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 3 項の規定により改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定により現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下「従前の公金事務」という。）を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせる場合については、改正後の津市会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則及び津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 5 号

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則及び津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
(津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第 1 条 津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則（平成 1 8 年津市規則第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「の規定に基づき駐車場事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下単に「公金徴収事務等受託者」を「において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 2 項の指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」に改める。

第 1 7 条第 7 項並びに第 2 1 条第 1 項及び第 6 項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 8 8 条中「1 0 0 分の 3」を「1 0 0 分の 5」に改める。

第 8 9 条中「1 0 0 分の 5」を「1 0 0 分の 1 0」に改める。

(津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第 2 条 津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則（平成 2 9 年津市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「の規定に基づき競走事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下単に「公金徴収事務等受託者」を「において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 2 項の指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」に改める。

第 1 7 条第 7 項並びに第 2 1 条第 1 項及び第 6 項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 7 8 条中「第 2 1 条の 1 5」を「第 2 1 条の 1 4」に、「1 0 0 分の 3」を「1 0 0 分の 5」に改める。

第 7 9 条中「第 2 1 条の 1 5」を「第 2 1 条の 1 4」に、「1 0 0 分の 5」

を「１００分の１０」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和６年４月１日から施行する。
（津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第１条の規定による改正後の津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則第８８条及び第８９条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。
（津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第２条の規定による改正後の津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則第７８条及び第７９条の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 6 号

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第 1 項中「指定地域密着型サービス事業所（指定地域密着型介護予防サービス事業所）指定申請書」を「指定申請書」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（指定の更新の申請等）

第 2 条の 2 法第 7 8 条の 1 2 又は法第 1 1 5 条の 2 1 において準用する法第 7 0 条の 2 第 1 項の更新の申請（次項において「更新申請」という。）は、指定更新申請書（第 1 号様式の 2）により行うものとする。

2 前条第 2 項の規定は、更新申請について準用する。

第 5 条中「前 3 条」を「第 2 条から前条まで」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第1号様式（第2条関係）

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定申請書

(宛先) 津市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		法人番号											
	名 称													
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村											
	連絡先		電話番号	(内線)				F A X 番号						
			Email											
	法人等の種類													
指定を受けようとする事業所の種類	代表者の職名・氏名・生年月日		職名		フリガナ氏 名			生年月日						
	代表者の住所		(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村											
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に ☒										☐				
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類				共生型サービス申請時に ☒	指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様 式					
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護							付表第二号(二)					
		認知症対応型通所介護							付表第二号(四)(五)					
		小規模多機能型居宅介護							付表第二号(六)					
		認知症対応型共同生活介護							付表第二号(七)					
		地域密着型特定施設入居者生活介護							付表第二号(八)					
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							付表第二号(九)					
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護							付表第二号(一)					
		複合型サービス							付表第二号(十)					
		地域密着型通所介護				☐			付表第二号(三)					
		居宅介護支援事業							付表第二号(十一)					
		介護予防支援事業							付表第二号(十二)					
	介護予防地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護							付表第二号(四)(五)					
		介護予防小規模多機能型居宅介護							付表第二号(六)					
介護予防認知症対応型共同生活介護							付表第二号(七)							
介護保険事業所番号						(既に指定又は許可を受けている場合)								
医療機関コード等						(保険医療機関として指定を受けている場合)								

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は訪問看護ステーションとして医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業所について、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合であって、届出事項に変更がないときは、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始予定年月日」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」及び「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
- 4 法人等の種類は、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（ＮＰＯ）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 5 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号の記入も可能です。
- 6 指定を受けようとする事業所の種類に応じた付表と必要書類を添付してください。

第1号様式の2（第2条の2関係）

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称	法人番号														
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														
	連絡先	電話番号	(内線)					FAX番号								
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名					生年月日								
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														
事業所	事業等の種類						介護保険事業所番号									
	指定有効期間満了日															
	フリガナ 名称															
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき															
管理者	フリガナ 名称															
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														
	住所	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村														

- | | | |
|----|---|---|
| 備考 | 1 | 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。 |
| | 2 | 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。 |
| | 3 | 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。 |
| | 4 | 「当該事業所の所在地以外」の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときの
対象が2つ以上の場合、付表に該当する事業所を記入してください。 |

第 2 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

變更届出書

年 月 日

(宛先) 津市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

[illegible]

備考	1	「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
	2	「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の（変更前）と（変更後）欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。		

第3号様式（第3条関係）

廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先) 津市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止（休止）するので届け出ます。

介護保険事業所番号																			
法人番号																			
廃止（休止）する事業所		名称																	
		所在地																	
サービスの種類																			
廃止・休止の別		廃止 ・ 休止																	
廃止・休止する年月日		年 月 日																	
廃止・休止する理由																			
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置																			
休止予定期間		休止日 ～ 年 月 日																	

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

第3号様式の2（第3条関係）

再開届出書

年 月 日

(宛先) 津市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

[illegible]

備考 事業の再開に係る届出にあっては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

第 4 号様式（第 4 条関係）

指定辞退届出書

年 月 日

（宛先） 津市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業所番号																		
	法人番号																		
指定を辞退する施設	名称																		
	所在地																		
指定を受けた年月日	年 月 日																		
指定を辞退する年月日	年 月 日																		
指定を辞退する理由																			
現に施設に入所している者に対する措置																			

備考 指定を辞退する日の 1 月前までに届け出てください。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 7 号

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 6 1 号）
- (2) 津市上下水道事業管理者に対する事務委任規則（平成 1 8 年津市規則第 2 1 0 号）
- (3) 津市営浄化槽条例施行規則（平成 2 7 年津市規則第 2 1 号）
- (4) 津市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規則（平成 2 7 年津市規則第 2 2 号）
- (5) 津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 9 年津市規則第 2 6 号）

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 8 号

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則（令和 3 年津市規則第 3 9 号）の一部を次のように改める。

附則第 3 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

津市職員被服等貸与規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表事務職員等で他の被服の貸与を受けていない者（保育所、幼保連携型認定こども園、学校及び幼稚園に勤務する職員（看護師等を除く。）を除く。）の項を次のように改める。

事務職員等で他の被服の貸与を受けていない者（保育所、幼保連携型認定こども園、学校及び幼稚園に勤務する職員（看護師等を除く。）を除く。）	冬用作業服	上 1 着	1 0 年
---	-------	-------	-------

別表技術員及び技能員（保育所、幼保連携型認定こども園、学校及び幼稚園に勤務する職員を除く。）の項中「上下 4 着」を「上下 5 着」に、「上下 2 着」を「上下 3 着」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 新規採用時の貸与以外は、所属長の申請によること。
- 2 事務職員等で他の被服の貸与を受けていない者（保育所、幼保連携型認定こども園、学校及び幼稚園に勤務する職員（看護師等を除く。）を除く。）には、必要に応じ、所属長の申請により夏用作業服上、夏用作業服下及び冬用作業服下をそれぞれ貸与できるものとし、各品目の基本数量は 1 着とする。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 2 号

庁中一般

出先機関

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

津市職員任免事務取扱規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表再任用の項中

再任用	法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により職員として採用することをいう。	津市〇〇に再任用する 〇〇を命ずる 〇〇職〇級に決定する （ 円）を給する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 任期は〇年〇月〇日までとする 例 1 常時勤務を要する職に再任用する場合 「津市事務（技術）職員に再任用する 主事（技師）を命ずる 行政職〇級に決定する （ 円）を給する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 任期は〇年〇月〇日までとする」 2 短時間勤務の職に再任用する場合 「津市事務（技術）職員に再任用する
-----	---	--

を

		主事（技師）を命ずる（週〇〇時間勤務） 行政職〇級に決定する （ 円）を給する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 任期は〇年〇月〇日までとする」
任期の更新	再任用の任期を更新することをいう。	再任用の任期を〇年〇月〇日まで更新する

再任用	法第 22 条の 4 第 1 項の規定により職員として採用することをいう。	津市〇〇に再任用する 〇〇を命ずる 〇〇職〇級に決定する （ 円）を給する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 任期は〇年〇月〇日までとする 例 「津市事務（技術）職員に再任用する 主事（技師）を命ずる（週〇〇時間勤務） 行政職〇級に決定する （ 円）を給する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 任期は〇年〇月〇日までとする」	に
-----	---------------------------------------	--	---

改め、同表分限処分の項に次のように加える。

管理監督職勤務上限年齢による降任等	法第 28 条の 2 第 1 項の規定によって管理監督職勤務上限年齢による降任等をするをいう。	地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により〇〇に降任（転任）させる
異動期間の延長	法第 28 条の 5 の規定によって異動期間を延長す	地方公務員法第 28 条の 5 の規定により異動期間を〇

	ることをいう。	年○月○日まで延長する
延長した異動期間の繰り上げ	延長した異動期間の期限を繰り上げること。	異動期間の期限を○年○月○日に繰り上げる

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 3 号

庁中一般

出先機関

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和 2 年津市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「別表第 2 (2) 及び(3)」を「別表第 2 (2)、(3) 及び(9)」に改める。
別表第 2 に次のように加える。

(9) 会計年度任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。

ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

イ 社会教育の推進を図る活動

ウ まちづくりの推進を図る活動

エ 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

オ 環境の保全を図る活動

カ 災害救援活動

キ 地域安全活動

ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

ケ 国際協力の活動

コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

サ 子どもの健全育成を図る活動

一の年度において 5 日の範囲内の期間

シ アからサまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	
--	--

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 4 号

津市上下水道事業管理規程第 4 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 3 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市選挙管理委員会委員長 磯 部 憲 夫

津市農業委員会会長 喜 多 義 幸

津市代表監査委員 小 津 直 久

津市議会議長 青 山 昇 武

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「担当副参事」の次に「、こども家庭センター長」を加える。

別表第１中「教育委員会事務局教育総務課」を「教育委員会事務局教育総務部教育総務課」に、「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会事務局学校教育部学校教育課」に改める。

別表第２及び別表第３中「教育委員会事務局教育総務課」を「教育委員会事務局教育総務部教育総務課」に改める。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

津市訓令第 5 号

庁中一般

出先機関

津市職員試験選考委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員試験選考委員会規程の一部を改正する訓令

津市職員試験選考委員会規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 2 条第 1 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 6 号

庁中一般

出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

第 1 条 津市事務専決規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条第 1 9 号中「担当参事」の次に「、こども家庭センター長」を加える。

第 5 条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 条第 6 項第 3 号」を「第 4 条第 7 項第 3 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に、「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 3 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 規則第 2 条第 3 項に規定するこども家庭センターの担当の分掌事務に係る副市長、部長、こども家庭センター長、規則第 4 条第 2 項に規定する担当副参事及び同条第 1 項第 4 号に規定する担当主幹の専決事項は、別表第 1 及び別表第 3 に掲げるところによるものとする。この場合において、別表第 1 中専決事項の欄に掲げる事項に対する決裁区分の欄における部次長の専決事項についてはこども家庭センター長の専決事項と、同表中専決事項の欄に掲げる事項に対する決裁区分の欄における課長（室長）の専決事項については、当該担当副参事の専決事項とする。

別表第 2 個別専決事項の表政策財務部の表市民税課の部第 8 項中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改め、同表収税課の部第 5 項中「市税及び県税」を「市税等」に改める。

別表第 2 個別専決事項の表市民部の表地域連携課の部第 5 項中「市政懇談会」を「地域懇談会」に改める。

別表第 2 個別専決事項の表環境部の表環境政策課の部中第 1 項を削り、第

2 項を第 1 項とし、第 3 項から第 1 8 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 個別専決事項の表健康福祉部の表子育て推進課の部及びこども支援課の部を次のように改める。

こども 政策課	1 少子化対策及び子ども子育て支援施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
	2 子ども・子育て会議に関すること。			○	
	3 保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）の認可に係る調整及び確認に関すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
	4 若者の出会い応援に係る各種施策の企画、調整及び推進に関すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
	5 児童手当に係る認定及び却下並びにその額の改定及び受給事由の消滅に関すること。	○			
	6 児童手当の受給者に係る変更（児童手当の額の改定に係るものを除く。）に関すること。	○			
	7 児童手当に係る現況届に関すること。	○			
	8 児童扶養手当に係	○			

	る認定及び却下並びにその額の改定及び受給事由の消滅に関すること。 9 児童扶養手当の受給者に係る変更（児童扶養手当の額の改定に係るものを除く。）に関すること。 10 児童扶養手当に係る現況届に関すること。 11 自立支援教育訓練給付金の支給に係る受講対象講座の指定に関すること。 12 高等職業訓練促進給付金の支給の決定等に関すること。 13 出産・子育て応援事業に係る経済的支援に関すること。 14 ひとり親等の福祉に関すること。					
保育子ども園課	1 公立保育所等の管理及び運営に関すること。		軽 易 な の	や や 重 要 な の	重 要 な の	特 に 重 要 な の

2	公立及び私立保育所等に係る保育支援及び指導に関すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
3	公立及び私立保育所等に係る安全及び衛生管理に関すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
4	公立及び私立保育所等に係る給食及び栄養指導に関すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
5	病児保育に関すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
6	保育所等の利用者負担額の徴収に関すること。	○			
7	保育所等の利用者負担額の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。	○			
8	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の認定、支給等に関すること。	○			

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表障がい福祉課の部第1 1 項中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同表健康づくり課の部第5 項中「出産・子育て応援事業（伴走型相談支援に限る。）」を「こども家庭センターとの連携による母子保健事業の実施」に改める。

別表第2 個別専決事項の表商工観光部の表商業振興労政課の部に次の1 項

を加える。

5 大門・丸之内地区未来ビジョンに基づく各種施策等（商業の振興に関することに限る。）の推進に関する事	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
--	-----------------	------------------------	-----------------	------------------------

別表第2 個別専決事項の表農林水産部の表農林水産政策課の部中第1 項を削り、第2 項を第1 項とし、第3 項から第7 項までを1 項ずつ繰り上げる。

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表都市政策課の部に次の1 項を加える。

17 大門・丸之内地区未来ビジョンに基づく各種施策等（商業の振興に関することを除く。）の推進に関する事	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
---	-----------------	------------------------	-----------------	------------------------

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表建築指導課の部第14 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第2 個別専決事項の表建設部の表建設政策課の部中第2 項から第4 項までを次のように改める。

2 部に係る各種建設事業の総括及び総合調整に関する事	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
3 国土強靱化に関する事	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
4 津駅周辺道路空間整備の推進に関する事	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の

別表第2 個別専決事項の表建設部の表建設政策課の部中第5 項及び第6 項

を削る。

別表第2個別専決事項の表建設部の表用地・地籍調査推進課の部中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 道路に係る路線の認定、廃止及び変更に関すること。				○		
3 道路、公園、水路、河川及び調整池の占用及び使用の許可に関すること。		○				
4 道路、公園、水路、河川及び調整池に係る占用料及び使用料の納入通知書の発送に関すること。	○					
5 道路、公園、水路、河川及び調整池に係る占用料及び使用料の減免に関すること。		○				
6 道路台帳及び公園台帳の調製及び保管に関すること。		○				

別表第2個別専決事項の表建設部の表建設整備課の部第5項中「特定事業に係る計画の策定及び推進等」を「都市計画事業における街路事業等の調査、計画及び実施」に改める。

別表第3個別専決事項の表中工事事務所の表の前に次の表を加える。

こども家庭センター

専決事項	決裁区分				
	担 当 主 幹	担 当 副 参 事	セ ン タ ー 長	担 当 理 事	副 市 長
1 こども家庭センター内の調			○		

整及び取りまとめに関する こと。					
2 関係諸団体の指導及び同団 体との連絡調整に関する こと。	極 め て 軽 易 な も の	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
3 次に掲げる文書の処理（極 めて重要なものを除く。）に 関すること。 許可 認可 照会 回答 申請又は願い 届け 進達 副申 通知又は通報 報告 依頼 通達	極 め て 軽 易 な も の	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
4 津市情報公開条例の規定に 基づく公文書の開示に関す ること。ただし、市長が特に指 定する公文書の開示は、担当 副参事の専決事項とする。				○	
5 個人情報の保護に関する法 律及び津市個人情報の保護に 関する法律施行条例の規定に 基づく個人情報の開示等に関 すること。				○	
6 公文書（その写しを含む。	○				

以下同じ。)の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写し若しくは証明書等の交付 (津市情報公開条例並びに個人情報保護に関する法律及び津市個人情報保護に関する法律施行条例の規定に基づく公文書の閲覧又は写しの交付を除く。)に關すること。					
7 専用公印の管守に關すること。	○				
8 道路通行の禁止及び制限に關すること。				○	
9 職務に専念する義務の免除 (津市職員の職務に専念する義務の特例に關する条例第2条第1号及び第2号並びに津市職員の職務に専念する義務の特例に關する規則第2条第5号の規定による職務の免除(その免除期間が7日以上の場合を除く。)をいう。)に關すること。 (1) 部長相当職に係るもの (2) こども家庭センター長及び部次長相当職に係るもの (3) 課長相当職に係るもの (4) こども家庭センター所属職員に係るもの					
10 出張及び時間外勤務の命令、管理職員特別勤務、休暇並びに欠勤に關すること。					

(1) 部長相当職に係るもの (2) こども家庭センター長及び部次長相当職に係るもの (3) 課長相当職に係るもの				○	○
1 1 こども家庭センター所属職員の出張及び時間外勤務の命令、管理職員特別勤務（担当主幹に係るものに限る。）、休暇並びに欠勤に関する事		○			
1 2 こどもの居場所づくりに係る関係機関、施設等との総合調整に関する事		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
1 3 津市教育委員会との連携によるこどもの居場所づくりの推進に関する事		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
1 4 児童福祉施設（保育所等を除く。）等の設置の協議、管理運営等に関する事		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
1 5 チビッコ広場に係る設置の承認に関する事				○	
1 6 児童遊園の管理に関する事		○			
1 7 こどもの貧困対策に関する事		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
1 8 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づ			○		

く調査に關すること。					
19 こども、子育て世帯、妊産婦等に係る相談に關すること。		○			
20 家庭児童相談事業及び女性相談支援事業の実施に關すること。		○			
21 児童虐待の防止等に係る相談、調査指導等の実施に關すること。		○			
22 要保護児童対策地域協議会に關すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
23 児童相談所その他の関係機関との連携及び連絡調整に關すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	
24 助産施設及び母子生活支援施設の入所負担金の決定及び徴収並びに減免に關すること。				○	
25 助産施設及び母子生活支援施設の入所負担金の納入通知書の發送に關すること。	○				
26 児童の総合的な発達支援に係る事業及び相談に關すること。		○			
27 以上に掲げるもの以外のもの		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	

別表第4個別専決事項の表健康福祉部健康づくり課の表新型コロナウイルスワクチン接種推進室の部を削る。

別表第6規則第4条第6項第3号に規定する担当主幹の部中「第4条第6項第3号」を「第4条第7項第3号」に改め、同表規則第4条第6項第4号に規定する担当副主幹の部中「第4条第6項第4号」を「第4条第7項第4号」に改める。

第2条 津市事務専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項の表建設部の表用地・地籍調査推進課の部中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 津市河芸町上野建設発生土処分場の搬入の許可にすること。		○				
7 津市河芸町上野建設発生土処分場に係る手数料の納入通知書の発送にすること。	○					

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

津市訓令第 7 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「規定する課」の次に「、同条第 3 項に規定するセンター」を加え、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改める。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部環境担当の項中第 1 4 号及び第 1 5 号を削り、第 1 6 号を第 1 4 号とし、第 1 7 号から第 2 6 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同表市民課の部市民担当の項第 1 3 号中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改め、同表福祉課の部福祉担当の項中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 7 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 地域福祉活動団体（母子等福祉、高齢福祉及び障害福祉に係る関係団体を除く。）との連絡調整等に関すること。

別表第 1 久居総合支所の表福祉課の部こども家庭担当の項第 4 号中「婦人保護事業」を「女性相談支援事業」に改め、同項第 8 号中「チビッ子広場」を「チビッコ広場」に改める。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項中第 2 6 号及び第 2 7 号を削り、第 2 8 号を第 2 6 号とし、第 2 9 号から第 8 1 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 8 2 号及び第 8 3 号を削り、第 8 4 号を第 8 0 号とし、第 8 5 号から第 9 4 号までを 4 号ずつ繰り上げ、同表市民福祉課の部市民担当の項第 1 3 号中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改め、同部福祉担当の項中第 1 7 号を削り、同項第 1 6 号中「チビッ子広場」を「チビッコ広場」に改め、同号を同項第 1 7 号とし、

同項第 1 5 号を同項第 1 6 号とし、同項第 1 4 号を同項第 1 5 号とし、同項第 1 3 号中「婦人保護事業」を「女性相談支援事業」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同項第 7 号から同項第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 地域福祉活動団体との連絡調整等に関すること。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項中第 2 6 号を削り、第 2 7 号を第 2 6 号とし、第 2 8 号から第 5 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 2 第 4 号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記載されている事項の全部及び一部を証明した書面」を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改める。

別表第 5 久居総合支所の表地域振興課の部中第 4 4 項を削り、第 4 5 項を第 4 4 項とし、第 4 6 項から第 6 5 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表市民課の部第 6 項中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改め、同表福祉課の部中第 2 6 項を第 2 7 項とし、第 1 項から第 2 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同部に第 1 項として次の 1 項を加える。

1	地域福祉活動団体との連絡調整等に関すること。		○				
---	------------------------	--	---	--	--	--	--

別表第 5 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部中第 5 0 項を削り、第 5 1 項を第 5 0 項とし、第 5 2 項から第 7 5 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表市民福祉課の部第 6 項中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改め、同部中第 5 4 項を第 5 5 項とし、第 1 1 項から第 5 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 0 項の次に次の 1 項を加える。

11	地域福祉活動団体との連絡調整等に関すること。		○				
----	------------------------	--	---	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 8 号

庁中一般

出先機関

津市文書管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市文書管理規程等の一部を改正する訓令
(津市文書管理規程の一部改正)

第 1 条 津市文書管理規程（平成 1 8 年津市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 2 条第 4 項各号」を「第 2 条第 5 項各号」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第 3 項」の次に「に規定するこども家庭センター、同条第 4 項」を加える。

第 6 条中「第 4 条第 3 項に」を「第 4 条第 4 項に」に、「及び同条第 6 項第 1 号」を「、同条第 3 項及び同条第 7 項第 1 号」に改める。

(津市職員服務規程の一部改正)

第 2 条 津市職員服務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 5 項第 1 号」を「同条第 6 項第 1 号」に改め、同条第 4 号中「第 5 項第 2 号」を「同条第 6 項第 2 号」に改め、「職員並びに」の次に「こども家庭センター長及び」を加え、「第 2 項」を「同条第 2 項」に改め、同条第 5 号中「同条第 6 項第 1 号」を「同条第 7 項第 1 号」に改め、「同条第 2 項」の次に「及び同条第 3 項」を加え、同条第 6 号中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、同条第 7 号中「同条第 6 項第 3 号」を「同条第 7 項第 3 号」に改める。

(津市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部改正)

第 3 条 津市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（平成 1 8 年津市訓令第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「教育委員会事務局教育総務課長」を「教育委員会事務局教育総務部教育総務課長」に改める。

(津市庁舎防火等管理規程の一部改正)

第4条 津市庁舎防火等管理規程（平成18年津市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「第4条第3項」を「第4条第4項」に、「及び同条第6項第1号」を「、同条第3項及び同条第7項第1号」に改める。

(津市自動車管理規程の一部改正)

第5条 津市自動車管理規程（平成18年津市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4条第3項」を「第4条第4項」に、「及び同条第6項第1号」を「、同条第3項及び同条第7項第1号」に改める。

(津市自動車事故対策委員会規程の一部改正)

第6条 津市自動車事故対策委員会規程（平成18年津市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総合支所長を含む。）」の次に「、こども家庭センター長」を加え、「第4条第3項」を「第4条第4項」に、「及び同条第6項第1号」を「、同条第3項及び同条第7項第1号」に改める。

(津市土地取得等審査委員会規程の一部改正)

第7条 津市土地取得等審査委員会規程（平成18年津市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「以下同じ。）」の次に「、こども家庭センター長」を加え、「第4条第3項」を「第4条第4項」に、「及び同条第6項第1号」を「、同条第3項及び同条第7項第1号」に改める。

(津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正)

第8条 津市行財政改革推進本部設置規程（平成18年津市訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会事務局教育次長」を「教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長」に改める。

(津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部改正)

第9条 津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和2年津市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「同条第5項第1号」を「同条第6項第1号」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 9 号

庁中一般

出先機関

津市社会福祉事務所处務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市社会福祉事務所处務規程の一部を改正する訓令

津市社会福祉事務所处務規程（平成 1 8 年津市訓令第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「掲げる課」の次に「（こども家庭センターを含む。以下同じ。）」を加え、同項の表中

「子育て推進課 保育担当
こども支援課 こども支援担当」を

「こども政策課 給付支援担当

保育こども園課 保育運営担当 に改める。

こども家庭センター こども家庭相談担当」

第 3 条第 1 項中「課長」の次に「（こども家庭センター長を含む。以下同じ。）」を加える。

別表本庁の表中

子育て推進課	保育担当	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく保育の実施に関する事
こども支援課	こども支援担当	(1) 児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施に関する事。 (2) 児童福祉法に基づく要保護児童に係る通告及び状況把握に関する事。 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）及び同法の施行のための三重県規則に基づく貸付けに係る申請書等の受理及び通知書等の交付に関する事。

を
「

こども政策課	給付支援担当	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）及び同法の施行のための三重県規則に基づく貸付けに係る申請書等の受理及び通知書等の交付に関すること。
保育こども園課	保育運営担当	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育の実施に関すること。
こども家庭センター	こども家庭相談担当	(1) 児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施に関すること。 (2) 児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用の勧奨及び支援に関すること。 (3) 児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用の措置に関すること。

」

に改める。

別表久居総合支所の表福祉課の部こども家庭担当の項第 4 号を削る。

別表河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の1第1号の規定により告示する。

令和6年3月18日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
みえ医療福祉生活協同組合
- 2 事業所の名称
デイサービスなずな
- 3 事業所の所在地
津市高茶屋五丁目11番48号
- 4 指定年月日
令和6年4月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 5 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人陽だまりの会
- 2 事業所の名称
陽だまりカフェ片田
- 3 事業所の所在地
津市片田井戸町 2 6 8 番地
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 5 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人安濃津福祉会
- 2 事業所の名称
デイサービス 棕本
- 3 事業所の所在地
津市芸濃町棕本 5 1 4 2 番地 1
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 6 年津市告示第 7 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

河辺町自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 5 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市道	野口田端線	津市安濃町草生 2 3 4 番 1 地先から 津市安濃町田端上野 1 0 9 0 番 2 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 6 年 4 月 1 日

津市告示第 5 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社 W e l l n e s s T i m e
- 2 事業所の名称
幸居宅介護支援センター
- 3 事業所の所在地
津市久居野村町 5 9 5 番地 1 2 コーポ大日堂 2 0 1 号室
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 5 6 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業計画が定められた年月日

令和 6 年 3 月 2 2 日

2 調査を実施する者の名称

津市

3 調査地域

河芸③、上ノ村、波瀬・八手俣、白塚、江戸橋・桜橋①、立成、新町、小戸木、北立誠・一身田、河芸②及び雲出①

4 調査期間

告示の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 5 2 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

小森山自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 5 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、次のように道路を廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
3 5 9 1	上野 1 6 号線	津市河芸町上野	
		津市河芸町上野	

津市告示第 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
4 3 7 8	押加部町第 1 3 号線	津市押加部町	
		津市押加部町	
2 6 0 6	二ノ町元町第 2 号線	津市久居二ノ町	
		津市久居元町	
2 6 0 8	野村 7 6 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 6 0 7	榊原第 1 号線	津市榊原町	
		津市榊原町	
6 6 7 4	上多気第 1 号線	津市美杉町上多気	
		津市美杉町上多気	
6 6 7 5	上多気第 2 号線	津市美杉町上多気	
		津市美杉町上多気	

津市告示第 6 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
4 3 7 8	押加部町第 1 3 号線	津市押加部町 5 6 7 番 8 地先から津市押加部町 5 6 7 番 1 0 地先まで	39.9
			6.0～11.6
2 6 0 6	二ノ町元町第 2 号線	津市久居二ノ町 1 6 3 5 番 1 地先から津市久居元町字起し 2 3 3 0 番 7 地先まで	91.1
			6.0～9.5
2 6 0 8	野村 7 6 号線	津市久居野村町字八丁 8 1 8 番 1 地先から津市久居野村町字八丁 8 1 8 番 5 地先まで	72.4
			6.0～13.1
2 6 0 7	榊原第 1 号線	津市榊原町字霜田 1 0 0 0 1 番 2 地先から津市榊原町字八知山 1 4 9 2 3 番 3 地先まで	278.0
			5.1～10.3
6 6 7 4	上多気第 1 号線	津市美杉町上多気字奥新田 1 8 3 0 番地先から津市美杉町上多気字奥新田 1 7 8 7 番地先まで	631.3
			3.2～9.7
6 6 7 5	上多気第 2 号線	津市美杉町上多気字奥新田 1 7 7 0 番地先から津市美杉町上多気字奥新田 1 7 4 9 番 2 地先まで	252.9
			3.1～5.4

津市告示第 6 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 5 5 1 1 井関 2 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町井関字谷戸 1 6 8 0 番地先内	新	6.0～ 10.1	22.8

2 路線名 2 5 7 7 野村 7 4 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町字八丁 7 8 2 番 1 5 地先内	旧	4.0	8.0
津市久居野村町字八丁 7 8 2 番 1 5 地先から 津市久居野村町字八丁 7 8 2 番 1 9 地先まで	新	4.0～ 10.7	50.3

3 路線名 3 2 6 芸中南線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字出口 5 1 4 2 番 7 地先内	旧	3.4	44.0
津市芸濃町棕本字出口 5 1 4 2 番 1 地先内	新	3.9～ 4.0	44.0

4 路線名 3 1 3 西町出口線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字出口 5 1 4 2 番 7 地先内	旧	4.5～ 8.6	2.9
津市芸濃町棕本字出口 5 1 4 2 番 1 地先内	新	4.5～ 8.9	2.9

5 路線名 3 5 1 4 上野 2 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河芸町上野字赤郷 1 9 6 1 番 2 地先から 津市河芸町上野字赤郷 1 9 6 4 番 1 地先まで	旧	6.0～ 10.1	35.2

6 路線名 1 2 中瀬上野線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河芸町一色字石橋 7 6 番 2 地先から津市 河芸町一色字石橋 3 7 2 番地先まで	旧	10.7～ 13.8	54.0
津市河芸町一色字石橋 7 6 番 2 地先から津市 河芸町上野字赤郷 1 9 6 1 番 2 地先まで	新	6.0～ 13.8	71.2

7 路線名 2 6 1 8 一身田町第 2 1 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一身田町字七ノ坪 4 6 6 番 2 地先内	旧	6.1～ 9.6	3.5
津市一身田町字七ノ坪 4 6 6 番 3 地先内	新	6.1～ 13.2	3.5

8 路線名 1 2 2 6 新家里中 1 5 号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市新家町字岸林山 9 0 5 番 1 地先内	旧	1.6	43.2

津市告示第 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
4 3 7 8	押加部町第 1 3 号線	津市押加部町 5 6 7 番 8 地先から津市押加部町 5 6 7 番 1 0 地先まで	令和 6 年 3 月 2 8 日
2 6 0 6	二ノ町元町第 2 号線	津市久居二ノ町 1 6 3 5 番 1 地先から津市久居元町字起し 2 3 3 0 番 7 地先まで	令和 6 年 3 月 2 8 日
2 6 0 8	野村 7 6 号線	津市久居野村町字八丁 8 1 8 番 1 地先から津市久居野村町字八丁 8 1 8 番 5 地先まで	令和 6 年 3 月 2 8 日
5 5 1 1	井関 2 号線	津市一志町井関字谷戸 1 6 8 0 番地先内	令和 6 年 3 月 2 8 日
2 5 7 7	野村 7 4 号線	津市久居野村町字八丁 7 8 2 番 1 5 地先から津市久居野村町字八丁 7 8 2 番 1 9 地先まで	令和 6 年 3 月 2 8 日
3 2 6	芸中南線	津市芸濃町棕本字出口 5 1 4 2 番 1 地先内	令和 6 年 3 月 2 8 日
3 1 3	西町出口線	津市芸濃町棕本字出口 5 1 4 2 番 1 地先内	令和 6 年 3 月 2 8 日
1 2	中瀬上野線	津市河芸町一色字石橋 7 6 番 2 地先から津市河芸町上野字赤郷 1 9 6 1 番 2 地先まで	令和 6 年 3 月 2 8 日

2 6 1 8	一身田町第 2 1 号線	津市一身田町字七ノ坪 4 6 6 番 2 地先内	令 和 6 年 3 月 2 8 日
4	河芸町島崎町 線	津市河芸町影重字中洲原 3 1 9 5 番地先から津市河芸町影重字 下洲原 3 1 9 3 番 3 地先まで	令 和 6 年 3 月 2 8 日

津市告示第 6 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例（平成 1 8 年津市条例第 5 1 号）の規定により、令和 6 年 2 月 2 9 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和6年2月29日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	123,540,361	92,220,101	74.6%	123,540,361	81,923,680	66.3%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (事業勘定)	26,758,964	19,905,866	74.4%	26,758,964	21,600,883	80.7%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (直営診療施設勘定)	61,565	24,138	39.2%	61,565	34,710	56.4%
介護保険事業 特 別 会 計	30,769,572	24,009,554	78.0%	30,769,572	25,108,812	81.6%
後期高齢者医療事業 特 別 会 計	7,564,866	2,860,692	37.8%	7,564,866	6,144,336	81.2%
市営浄化槽事業 特 別 会 計	562,302	84,782	15.1%	562,302	385,537	68.6%
共同污水处理施設事業 特 別 会 計	247,117	97,479	39.4%	247,117	136,106	55.1%
農業集落排水事業 特 別 会 計	590,781	108,576	18.4%	590,781	341,313	57.8%
土地区画整理事業 特 別 会 計	247,684	67,443	27.2%	247,684	146,769	59.3%
住宅新築資金等貸付 事 業 特 別 会 計	31,276	39,161	125.2%	31,276	5,854	18.7%
棕 本 財 産 区 特 別 会 計	500	5	1.0%	500	56	11.2%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和6年2月29日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	41,338,395	36,835,701	89.1%
2 地 方 譲 与 税	1,050,191	742,299	70.7%
3 利 子 割 交 付 金	17,000	11,915	70.1%
4 配 当 割 交 付 金	260,000	84,623	32.5%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,000		
6 法 人 事 業 税 交 付 金	685,000	558,816	81.6%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	7,637,000	5,125,517	67.1%
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300,000	213,875	71.3%
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		
10 環 境 性 能 割 交 付 金	140,000	92,085	65.8%
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	43,000	43,801	101.9%
12 地 方 特 例 交 付 金	278,951	278,951	100.0%
13 地 方 交 付 税	20,815,573	20,807,500	100.0%
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	34,000	15,058	44.3%
15 分 担 金 及 び 負 担 金	622,004	462,309	74.3%
16 使 用 料 及 び 手 数 料	1,828,521	1,591,842	87.1%
17 国 庫 支 出 金	24,262,171	16,728,242	68.9%
18 県 支 出 金	8,589,937	3,526,773	41.1%
19 財 産 収 入	262,015	305,187	116.5%
20 寄 附 金	291,141	243,051	83.5%
21 繰 入 金	7,831,831	3,000,000	38.3%
22 繰 越 金	971,229	971,229	100.0%
23 諸 収 入	1,039,801	581,327	55.9%
24 市 債	5,022,600		
合 計	123,540,361	92,220,101	74.6%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	585,283	533,354	91.1%
2 総 務 費	13,474,113	10,318,627	76.6%
3 民 生 費	49,408,038	32,824,788	66.4%
4 衛 生 費	12,361,551	7,215,152	58.4%
5 労 働 費	56,304	43,689	77.6%
6 農 林 水 産 業 費	2,889,356	1,225,690	42.4%
7 商 工 費	2,219,346	1,511,852	68.1%
8 土 木 費	15,799,947	10,481,971	66.3%
9 消 防 費	4,616,074	3,815,292	82.7%
10 教 育 費	9,686,293	7,805,596	80.6%
11 災 害 復 旧 費	53,035	51,525	97.2%
12 公 債 費	12,270,030	6,096,144	49.7%
13 諸 支 出 金	22,100		
14 予 備 費	98,891		
合 計	123,540,361	81,923,680	66.3%

3 市債の状況

令和6年2月29日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 計 別 計	1 普 通 債	48,063,310	50.5
	(1) 総 務	19,498,742	20.5
	(2) 民 生	1,643,079	1.7
	(3) 衛 生	3,312,658	3.5
	(4) 農 林 水 産 業	1,087,547	1.1
	(5) 商 工	830,640	0.9
	(6) 土 木	11,877,650	12.5
	(7) 消 防	1,008,451	1.1
	(8) 教 育	8,804,543	9.2
	2 災 害 復 旧 債	368,845	0.4
	(1) 農 林 水 産 業	8,297	0.0
	(2) 土 木	357,047	0.4
	(3) 農 業 用 施 設	3,133	0.0
	(4) 林 道	368	0.0
	3 そ の 他	46,813,252	49.1
	(1) 臨 時 財 政 対 策 債	46,277,361	48.6
	(2) そ の 他	535,891	0.5
	計	95,245,407	100.0
特 別 計	国 民 健 康 保 険	6,725	0.3
	市 営 浄 化 槽	171,086	6.7
	共 同 汚 水 処 理 施 設	4,200	0.2
	農 業 集 落 排 水	1,511,074	59.3
	土 地 区 画 整 理	854,878	33.5
	計	2,547,963	100.0
合 計		97,793,370	

令和6年2月29日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

令和6年2月29日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	11,837,363
減 債 基 金	2,584,637
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	13,319
国 際 交 流 推 進 基 金	217,539
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	2,181,763
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	2,567,367
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,989
緑 化 基 金	105,777
文 化 振 興 基 金	216,538
ま ち づ く り 振 興 基 金	1,214,105
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	325,641
公 共 施 設 整 備 基 金	102,802
環 境 対 策 推 進 基 金	608
美 杉 地 域 振 興 事 業 基 金	374,746
市 営 浄 化 槽 事 業 基 金	31,541
森 林 環 境 基 金	28,582
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 及 び 物 価 高 騰 対 策 事 業 基 金	185,469
まち・ひと・しごと創生推進基金	0
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	208,119
合 計	22,203,905

5 市有財産の状況

令和6年2月29日現在

有 価 証 券 等	2,337,658千円
自 動 車	642台
建 物	1,087,567.71㎡
土 地	21,502,768.13㎡

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

令和6年2月29日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
69,161 円	市 民 税	145,251 円
65,287 円	固 定 資 産 税	137,114 円
8,163 円	都 市 計 画 税	17,144 円
6,363 円	市 た ば こ 税	13,364 円
3,334 円	軽 自 動 車 税	7,001 円
141 円	入 湯 税	295 円
398 円	そ の 他	836 円
152,847 円	計	321,005 円

※人口270,458人、世帯数128,778世帯（令和6年2月29日現在）にて算出しています。

津市告示第 6 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社セントレア
- 2 事業所の名称
看護小規模多機能いちし
- 3 事業所の所在地
津市一志町日置 4 4 番地 6
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
看護小規模多機能型居宅介護

津市告示第 6 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 6 年 1 月 1 9 日及び同年 3 月 2 6 日に専決処分した予算の要領並びに同年 3 月 2 1 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 5 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 1 5 号）

令和 6 年度津市一般会計予算

令和 6 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度津市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 6 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和 6 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 6 年度津市棕本財産区特別会計予算

令和 6 年度津市水道事業会計予算

令和 6 年度津市工業用水道事業会計予算

令和 6 年度津市下水道事業会計予算

令和 6 年度津市駐車場事業会計予算

令和 6 年度津市モーターボート競走事業会計予算

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 5 年度津市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 7 2, 6 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 0, 9 5 5, 9 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		22,157,278	872,668	23,029,946
	2 国 庫 補 助 金	7,462,199	872,668	8,334,867
歳 入 合 計		120,083,237	872,668	120,955,905

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		48,291,886	872,668	49,164,554
	1 社 会 福 祉 費	27,287,922	872,668	28,160,590
歳 出 合 計		120,083,237	872,668	120,955,905

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	価格高騰重点支援給付金給付事業	872, 668

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 5 年度津市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 9, 3 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 1, 2 9 5, 2 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加、変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加、変更は、「第 5 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		41,338,395	605,000	41,943,395
	1 市 民 税	18,705,180	139,000	18,844,180
	2 固 定 資 産 税	17,705,883	430,000	18,135,883
	3 軽 自 動 車 税	960,605	△32,000	928,605
	4 市 た ば こ 税	1,721,000	40,000	1,761,000
	5 入 湯 税	38,000	8,000	46,000
	6 都 市 計 画 税	2,207,727	20,000	2,227,727
2 地 方 譲 与 税		1,050,191	39,999	1,090,190
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	685,000	40,000	725,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1	△1	
3 利 子 割 交 付 金		17,000	△3,000	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	17,000	△3,000	14,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		685,000	110,000	795,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	685,000	110,000	795,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		7,637,000	△924,000	6,713,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	7,637,000	△924,000	6,713,000
8 ゴルフ場利用税交付金		300,000	△26,000	274,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	300,000	△26,000	274,000
11 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		43,000	801	43,801
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	43,000	801	43,801
13 地 方 交 付 税		20,815,573	602,052	21,417,625
	1 地 方 交 付 税	20,815,573	602,052	21,417,625
15 分 担 金 及 び 負 担 金		605,987	17,396	623,383
	1 分 担 金	26,980	20,715	47,695
	2 負 担 金	579,007	△3,319	575,688
16 使用料及び手数料		1,828,521	△39,683	1,788,838
	1 使 用 料	1,634,953	△40,181	1,594,772
	2 手 数 料	193,568	498	194,066
17 国 庫 支 出 金		23,029,946	162,327	23,192,273
	1 国 庫 負 担 金	14,689,776	△136,231	14,553,545
	2 国 庫 補 助 金	8,334,867	299,468	8,634,335
	3 委 託 金	5,303	△910	4,393

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 県 支 出 金		8,412,004	289,065	8,701,069
	1 県 負 担 金	5,385,221	220,995	5,606,216
	2 県 補 助 金	2,491,218	63,589	2,554,807
	3 委 託 金	535,565	4,481	540,046
19 財 産 収 入		262,015	41,130	303,145
	1 財 産 運 用 収 入	137,620	△420	137,200
	2 財 産 売 払 収 入	124,395	41,550	165,945
20 寄 附 金		291,141	6,237	297,378
	1 寄 附 金	291,141	6,237	297,378
21 繰 入 金		7,831,831	△567,464	7,264,367
	1 他 会 計 繰 入 金	3,030,565	1,304,614	4,335,179
	2 基 金 繰 入 金	4,801,266	△1,872,078	2,929,188
23 諸 収 入		1,039,801	△46,226	993,575
	1 延滞金、加算金及び過料	50,056	△4,450	45,606
	2 市 預 金 利 子	293	2,865	3,158
	3 貸 付 金 元 利 収 入	64,894	100	64,994
	4 受 託 事 業 収 入	107,439	△37	107,402
	5 雑 入	817,119	△44,704	772,415
24 市 債		4,119,800	71,700	4,191,500
	1 市 債	4,119,800	71,700	4,191,500
歳 入 合 計		120,955,905	339,334	121,295,239

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		585,283	△14,206	571,077
	1 議 会 費	585,283	△14,206	571,077
2 総 務 費		13,471,362	△35,486	13,435,876
	1 総 務 管 理 費	11,100,323	68,875	11,169,198
	2 徴 税 費	1,278,148	△19,477	1,258,671
	3 戸籍住民基本台帳費	721,994	△33,090	688,904
	4 選 挙 費	260,813	△49,721	211,092
	5 統 計 調 査 費	25,964	△1,903	24,061
	6 監 査 委 員 費	84,120	△170	83,950
3 民 生 費		49,164,554	1,146,747	50,311,301
	1 社 会 福 祉 費	28,160,590	215,997	28,376,587
	2 児 童 福 祉 費	15,281,810	1,012,579	16,294,389
	3 生 活 保 護 費	5,719,554	△81,829	5,637,725
4 衛 生 費		11,899,197	△814,348	11,084,849
	1 保 健 衛 生 費	4,091,029	△426,236	3,664,793
	2 斎 場 費	323,815	△14,212	309,603
	3 環 境 費	441,946	△4,652	437,294
	4 清 掃 費	5,789,493	△238,199	5,551,294
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	19,396	△700	18,696
	7 上 水 道 費	627,490	△96,627	530,863
	8 生 活 排 水 処 理 費	606,028	△33,722	572,306
5 労 働 費		56,304	△3,253	53,051
	1 労 働 諸 費	56,304	△3,253	53,051
6 農 林 水 産 業 費		2,693,798	△25,275	2,668,523
	1 農 業 費	1,770,902	29,448	1,800,350
	2 林 業 費	428,227	△25,587	402,640
	3 水 産 業 費	46,983	△2,084	44,899
	4 農 業 集 落 排 水 費	447,686	△27,052	420,634
7 商 工 費		2,219,346	△363,553	1,855,793
	1 商 工 費	2,219,346	△363,553	1,855,793
8 土 木 費		14,409,137	489,308	14,898,445
	1 土 木 管 理 費	432,208	△5,511	426,697
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,308,755	698,499	6,007,254
	3 河 川 費	700,212	△82,797	617,415
	4 港 湾 費	91,137	28,449	119,586
	5 都 市 計 画 費	7,439,994	△121,540	7,318,454

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 住 宅 費	436,831	△27,792	409,039
9 消 防 費		4,616,073	△74,737	4,541,336
	1 消 防 費	4,616,073	△74,737	4,541,336
10 教 育 費		9,448,721	50,459	9,499,180
	1 教 育 総 務 費	2,337,475	242,890	2,580,365
	2 小 学 校 費	2,131,575	△70,707	2,060,868
	3 中 学 校 費	924,581	△33,429	891,152
	4 幼 稚 園 費	1,135,840	△23,063	1,112,777
	5 社 会 教 育 費	2,317,095	△51,749	2,265,346
	6 短 期 大 学 費	602,155	△13,483	588,672
12 公 債 費		12,270,030	△16,322	12,253,708
	1 公 債 費	12,270,030	△16,322	12,253,708
歳 出	合 計	120,955,905	339,334	121,295,239

第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	大谷踏切拡幅事業（上津架道橋改築）	2,030,000	令和3年度	330,000	2,314,000	令和3年度	330,000
				令和4年度	500,000		令和4年度	500,000
				令和5年度	668,000		令和5年度	1,350,364
				令和6年度	532,000		令和6年度	133,636
9 消防費	1 消防費	北消防署整備事業	728,993	令和3年度		711,151	令和3年度	
				令和4年度	261,939		令和4年度	261,939
				令和5年度	467,054		令和5年度	449,212
9 消防費	1 消防費	中消防署西分署整備事業（実施設計等）	56,435	令和5年度	30,294	44,539	令和5年度	23,933
				令和6年度	26,141		令和6年度	20,606

第3表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム等改修事業	23,694
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナワクチン接種体制確保・接種対策事業	44,894
4 衛生費	8 生活排水処理費	下水道管移設事業	15,557
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	15,000
6 農林水産業費	1 農業費	耐震対策ため池改修事業	75,000
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	72,214
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設維持管理事業	24,625
6 農林水産業費	2 林業費	県営林道経ヶ峰線開設事業	2,219
7 商工費	1 商工費	青山高原保健休養地崩落法面安全対策事業	32,854

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	139,881
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業（交付金事業）	64,559
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（道路等特定事項）	149,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	104,680
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持事業（交付金事業）	60,946
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	12,000
8 土木費	4 港湾費	港湾整備事業	13,800
8 土木費	5 都市計画費	都市公園整備事業	311,780

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
8 土木費	5 都市計画費	道路新設改良事業	15,413	33,892

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市企業立地促進条例に基づく用地取得費助成奨励金（令和５年度操業開始分）	令和６年度から令和１０年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者が立地のために取得した用地の取得金額に20/100を乗じて得た額を5年間に分割して交付する額の5年間分に相当する額（ただし、1件につき300,000千円を限度とする）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（特定産業分）（令和５年中操業開始分）	令和６年度から令和８年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和6年度から令和8年度まで）

第5表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
急傾斜地崩壊対策事業	11,600	証書借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金に ついてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、そ の債権者と協定する。ただ し、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
集会施設整備事業	126,800	118,100
防災対策事業	4,200	6,900
運動施設整備事業	11,100	8,700
水道事業会計出資金	308,000	211,700
農業生産基盤整備事業	85,100	133,500
林道整備事業	22,400	19,000
道路整備事業	1,516,100	1,747,000
河川整備事業	299,500	232,500
港湾整備事業	14,000	24,000
街路整備事業	324,300	225,000
公園整備事業	14,400	109,600
消防施設整備事業	561,300	525,800
学校教育施設整備事業	34,200	26,600
放課後児童施設整備事業	24,100	17,600
短期大学施設整備事業	1,900	1,500

令和 5 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 1, 8 9 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 6 6 7, 0 7 3 千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 5 5 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 6, 0 0 6 千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		5,064,384	△129,056	4,935,328
	1 国民健康保険料	5,064,384	△129,056	4,935,328
5 国庫支出金			434	434
	2 国庫補助金		434	434
8 県支出金		19,564,887	△75,453	19,489,434
	2 県補助金	19,564,887	△75,453	19,489,434
10 財産収入		110	△51	59
	1 財産運用収入	110	△51	59
11 繰入金		1,877,142	112,235	1,989,377
	1 繰入金	1,877,142	112,235	1,989,377
歳入合計		26,758,964	△91,891	26,667,073

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		385,621	△16,638	368,983
	1 総 務 管 理 費	276,862	△5,114	271,748
	2 徴 収 費	106,566	△11,031	95,535
	3 運 営 協 議 会 費	524	△232	292
	4 趣 旨 普 及 費	1,669	△261	1,408
2 保 険 給 付 費		19,233,001	△48,127	19,184,874
	1 療 養 諸 費	16,549,258	△14,559	16,534,699
	4 出 産 育 児 諸 費	77,316	△26,341	50,975
	5 葬 祭 諸 費	19,050	△1,500	17,550
	6 傷 病 手 当 金	6,300	△5,727	573
3 国民健康保険事業費 納 付 金		6,648,252		6,648,252
	1 医 療 給 付 費 分	4,456,033		4,456,033
	2 後期高齢者支援金等 分	1,708,449		1,708,449
	3 介 護 納 付 金 分	483,770		483,770
8 保 健 事 業 費		288,177	△16,549	271,628
	1 特定健康診査等事業 費	232,889	△7,004	225,885
	2 保 健 事 業 費	55,288	△9,545	45,743
9 基 金 積 立 金		110	△51	59
	1 基 金 積 立 金	110	△51	59
11 諸 支 出 金		203,783	△10,526	193,257
	1 償還金及び還付加算 金	173,416	△10,086	163,330
	2 繰 出 金	30,367	△440	29,927
歳 出	合 計	26,758,964	△91,891	26,667,073

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診 療 収 入		30,906	△5,119	25,787
	1 外 来 収 入	27,492	△5,119	22,373
3 繰 入 金		30,367	△440	29,927
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	30,367	△440	29,927
歳 入 合 計		61,565	△5,559	56,006

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		43,047	△2,753	40,294
	1 施 設 管 理 費	43,047	△2,753	40,294
2 医 業 費		17,294	△2,806	14,488
	1 医 業 費	17,294	△2,806	14,488
歳 出 合 計		61,565	△5,559	56,006

令和５年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和５年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３２，４３４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，８０２，００６千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,148,038	10,000	6,158,038
	1 介 護 保 険 料	6,148,038	10,000	6,158,038
3 国 庫 支 出 金		7,192,703	9,315	7,202,018
	1 国 庫 負 担 金	5,100,884	17,150	5,118,034
	2 国 庫 補 助 金	2,091,819	△7,835	2,083,984
4 支 払 基 金 交 付 金		7,786,050	12,632	7,798,682
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,786,050	12,632	7,798,682
5 県 支 出 金		4,273,417	△2,288	4,271,129
	1 県 負 担 金	4,055,135	△1,225	4,053,910
	2 県 補 助 金	218,282	△1,063	217,219
6 財 産 収 入		129	△57	72
	1 財 産 運 用 収 入	129	△57	72
7 繰 入 金		4,536,887	2,832	4,539,719
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,536,887	2,832	4,539,719
歳 入	合 計	30,769,572	32,434	30,802,006

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		431,538	△4,057	427,481
	1 総 務 管 理 費	144,802	△49	144,753
	2 徴 収 費	38,359	△66	38,293
	3 介護認定調査費等費	165,931	△493	165,438
	4 介護認定審査会費	79,833	△2,586	77,247
	6 計画策定等関係費	1,627	△863	764
2 保 険 給 付 費		28,182,371	49,000	28,231,371
	1 介護及び予防給付費	27,495,347	80,000	27,575,347
	2 特定入所者介護サービス等費	664,460	△31,000	633,460
3 地 域 支 援 事 業 費		1,371,144	△6,294	1,364,850
	1 一般介護予防事業費	97,240	△3,433	93,807
	2 包括的支援事業・任意事業費	694,685	△4,081	690,604
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	577,399	1,220	578,619
4 基 金 積 立 金		226,721	△6,215	220,506
	1 基 金 積 立 金	226,721	△6,215	220,506
歳 出 合 計		30,769,572	32,434	30,802,006

令和 5 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 7, 2 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 6 8 2, 1 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,250,696	153,310	3,404,006
	1 後期高齢者医療保険料	3,250,696	153,310	3,404,006
3 繰 入 金		4,258,247	△167,161	4,091,086
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,258,247	△167,161	4,091,086
5 諸 収 入		19,124	131,093	150,217
	1 延滞金、加算金及び過料	376	624	1,000
	3 雑 入	11,748	131,469	143,217
	4 償還金及び還付加算金	7,000	△1,000	6,000
歳 入 合 計		7,564,866	117,242	7,682,108

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		100,388	△300	100,088
	1 総 務 管 理 費	80,637	△300	80,337
	2 徴 収 費	19,751		19,751
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,457,418	118,542	7,575,960
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,457,418	118,542	7,575,960
3 諸 支 出 金		7,060	△1,000	6,060
	1 償還金及び還付加算金	7,060	△1,000	6,060
歳 出 合 計		7,564,866	117,242	7,682,108

令和 5 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 4, 5 8 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1 7, 7 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		13,136	△5,178	7,958
	1 分 担 金	13,136	△5,178	7,958
2 使用料及び手数料		109,311	△9,000	100,311
	1 使 用 料	109,311	△9,000	100,311
3 国 庫 支 出 金		27,163	△10,961	16,202
	1 国 庫 補 助 金	27,163	△10,961	16,202
4 県 支 出 金		8,802	△3,860	4,942
	1 県 補 助 金	8,802	△3,860	4,942
5 財 産 収 入		2	△1	1
	1 財 産 運 用 収 入	2	△1	1
6 繰 入 金		353,587	4,845	358,432
	1 一 般 会 計 繰 入 金	348,833	4,845	353,678
8 市 債		50,200	△20,600	29,600
	1 市 債	50,200	△20,600	29,600
9 諸 収 入		100	173	273
	1 雑 入	100	173	273
歳 入 合 計		562,302	△44,582	517,720

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		27,562	△4,850	22,712
	1 総 務 管 理 費	27,562	△4,850	22,712
2 事 業 費		499,040	△36,381	462,659
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	499,040	△36,381	462,659
3 基 金 積 立 金		6,884	△3,351	3,533
	1 基 金 積 立 金	6,884	△3,351	3,533
歳 出 合 計		562,302	△44,582	517,720

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
市営浄化槽事業	50,200	29,600

令和 5 年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 5, 6 3 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 1, 4 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		119,980	230	120,210
	1 使 用 料	119,980	230	120,210
2 繰 入 金		124,514	△36,865	87,649
	1 一 般 会 計 繰 入 金	124,514	△36,865	87,649
5 諸 収 入			996	996
	1 雑 入		996	996
歳 入 合 計		247,117	△35,639	211,478

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		25,301	△1,000	24,301
	1 総 務 管 理 費	25,301	△1,000	24,301
2 事 業 費		221,801	△34,639	187,162
	1 共同污水处理施設事業費	221,801	△34,639	187,162
歳 出 合 計		247,117	△35,639	211,478

令和 5 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 8, 4 5 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 6 2, 3 2 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		125,381	△1,400	123,981
	1 使 用 料	125,381	△1,400	123,981
4 繰 入 金		447,686	△27,052	420,634
	1 繰 入 金	447,686	△27,052	420,634
歳 入 合 計		590,781	△28,452	562,329

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		29,651	△3,352	26,299
	1 総 務 管 理 費	29,651	△3,352	26,299
2 事 業 費		281,879	△25,100	256,779
	1 農業集落排水事業費	281,879	△25,100	256,779
歳 出 合 計		590,781	△28,452	562,329

令和 5 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 7 3 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 0, 9 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		180,242	△6,738	173,504
	1 繰 入 金	180,242	△6,738	173,504
歳 入 合 計		247,684	△6,738	240,946

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		119,231	△6,738	112,493
	1 事 業 費	119,231	△6,738	112,493
歳 出 合 計		247,684	△6,738	240,946

令和 5 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 6 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5, 8 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 収 入		21,525	4,614	26,139
	1 貸 付 金 元 利 収 入	20,573	4,614	25,187
歳 入 合 計		31,276	4,614	35,890

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		31,276	4,614	35,890
	1 総 務 管 理 費	31,276	4,614	35,890
歳 出 合 計		31,276	4,614	35,890

令和5年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度津市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	8,962,146	△206,983	8,755,163
第1項 営 業 収 益	7,653,291	△213,761	7,439,530
第2項 営業外収益	1,302,286	1,289	1,303,575
第3項 特 別 利 益	6,569	5,489	12,058

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,130,248	△257,218	7,873,030
第1項 営 業 費 用	7,720,526	△252,808	7,467,718
第2項 営業外費用	399,801	△4,410	395,391

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,919,900千円」を「1,907,916千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	2,658,511	△503,958	2,154,553
第1項 企 業 債	1,538,600	△378,100	1,160,500
第2項 出 資 金	308,000	△96,300	211,700
第3項 補 助 金	596,590	△4,122	592,468
第4項 負 担 金	215,319	△25,436	189,883

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,578,411	△515,942	4,062,469
第1項 建設改良費	3,340,073	△515,942	2,824,131

(継続費)

第4条 令和4年度津市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	高茶屋浄水場電気計装設備等更新事業	1,210,149	令和4年度		677,584	令和4年度	
				令和5年度	425,023		令和5年度	28,091
				令和6年度	785,126		令和6年度	649,493
1 資本的支出	1 建設改良費	殿村及び野田地内基幹管路更新事業	752,037	令和4年度		679,608	令和4年度	
				令和5年度	752,037		令和5年度	679,608

第4条の2 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	三雲浄水場無停電電源装置更新事業	56,826	令和5年度		49,916	令和5年度	
				令和6年度	56,826		令和6年度	49,916
1 資本的支出	1 建設改良費	片田浄水場等遠方監視設備設置事業	35,926	令和5年度		23,958	令和5年度	
				令和6年度	35,926		令和6年度	23,958

(企業債)

第5条 予算第7条中「1,538,600千円」を「1,160,500千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「319,489千円」を「319,162千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和5年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度津市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	11,063,599	△275,410	10,788,189
第1項 営 業 収 益	3,793,274	△61,723	3,731,551
第2項 営 業 外 収 益	7,270,323	△216,881	7,053,442
第3項 特 別 利 益	2	3,194	3,196

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,818,517	△150,446	9,668,071
第1項 営 業 費 用	8,741,761	△125,068	8,616,693
第2項 営 業 外 費 用	1,073,141	△25,378	1,047,763

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,354,026千円」を「3,271,389千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	7,771,045	△716,700	7,054,345
第1項 企 業 債	4,958,700	△577,000	4,381,700
第3項 補 助 金	2,714,680	△139,700	2,574,980

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	11,125,071	△799,337	10,325,734
第1項 建設改良費	5,736,328	△822,828	4,913,500
第2項 流域下水道建設負担金	335,094	23,491	358,585

(継続費)

第4条 令和4年度津市下水道事業会計補正予算(第2号)第4条の2で改めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。

単位 千円								
款	項	事業名	補正前		補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田ポンプ場ポンプ設備に伴う電気設備築造事業	535,238	令和4年度	3,138	462,638	令和4年度	3,138
				令和5年度	532,100		令和5年度	459,500

(企業債)

第5条 予算第6条中「330,700千円」を「354,800千円」に、「3,441,200千円」を「2,840,100千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「3,759,279千円」を「3,624,477千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和５年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条 令和５年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和５年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 モーターボート競走事業費用	67,337,653	715,127	68,052,780
第１項 営業費用	63,935,836	△584,873	63,350,963
第２項 営業外費用	3,401,817	1,300,000	4,701,817

（資本的収入及び支出）

第３条 予算第４条本文括弧書中「1,850,330千円」を「1,770,330千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 資本的支出	3,343,020	△80,000	3,263,020
第１項 建設改良費	3,343,020	△80,000	3,263,020

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条 予算第７条に定めた経費の金額を、次のように改める。

		単位 千円	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	430,467	△4,881	425,586

津市長 前 葉 泰 幸

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 5 年度津市の一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 0 4, 6 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 2, 2 9 9, 8 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23, 192, 273	194, 344	23, 386, 617
	2 国 庫 補 助 金	8, 634, 335	194, 344	8, 828, 679
21 繰 入 金		7, 264, 367	80, 880	7, 345, 247
	2 基 金 繰 入 金	2, 929, 188	80, 880	3, 010, 068
24 市 債		4, 191, 500	729, 400	4, 920, 900
	1 市 債	4, 191, 500	729, 400	4, 920, 900
歳 入 合 計		121, 295, 239	1, 004, 624	122, 299, 863

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		9, 499, 180	1, 004, 624	10, 503, 804
	2 小 学 校 費	2, 060, 868	600, 165	2, 661, 033
	3 中 学 校 費	891, 152	404, 459	1, 295, 611
歳 出 合 計		121, 295, 239	1, 004, 624	122, 299, 863

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	学校施設維持補修事業	600,165
10 教育費	3 中学校費	学校施設維持補修事業	404,459

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
学校教育施設整備事業	26,600	756,000

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 1 5 号）

令和 5 年度津市の一般会計補正予算（第 1 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4, 4 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 2, 3 4 4, 2 7 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23,386,617	44,412	23,431,029
	1 国 庫 負 担 金	14,553,545	44,412	14,597,957
歳 入 合 計		122,299,863	44,412	122,344,275

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		11,084,849	44,412	11,129,261
	1 保 健 衛 生 費	3,664,793	44,412	3,709,205
歳 出 合 計		122,299,863	44,412	122,344,275

令和 6 年度津市一般会計予算

令和 6 年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 8, 0 8 2, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		40,680,940
	1 市 民 税	17,719,658
	2 固 定 資 産 税	17,995,028
	3 軽 自 動 車 税	952,000
	4 市 た ば こ 税	1,746,763
	5 入 湯 税	46,000
	6 都 市 計 画 税	2,221,491
2 地 方 譲 与 税		1,120,143
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	223,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	717,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	179,143
	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,000
3 利 子 割 交 付 金		14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000
4 配 当 割 交 付 金		220,000
	1 配 当 割 交 付 金	220,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		220,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		795,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	795,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		6,518,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,518,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		270,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	270,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
10 環 境 性 能 割 交 付 金		140,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	140,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000
12 地 方 特 例 交 付 金		1,360,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,360,000

(単位：千円)

款	項	金 額
13 地 方 交 付 税		21,000,000
	1 地 方 交 付 税	21,000,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		31,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	31,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		596,067
	1 分 担 金	24,646
	2 負 担 金	571,421
16 使 用 料 及 び 手 数 料		2,021,985
	1 使 用 料	1,699,023
	2 手 数 料	322,962
17 国 庫 支 出 金		18,292,259
	1 国 庫 負 担 金	14,561,496
	2 国 庫 補 助 金	3,722,972
	3 委 託 金	7,791
18 県 支 出 金		8,410,388
	1 県 負 担 金	5,587,134
	2 県 補 助 金	2,341,364
	3 委 託 金	481,890
19 財 産 収 入		262,335
	1 財 産 運 用 収 入	125,810
	2 財 産 売 払 収 入	136,525
20 寄 附 金		310,745
	1 寄 附 金	310,745
21 繰 入 金		9,066,127
	1 他 会 計 繰 入 金	18,563
	2 基 金 繰 入 金	9,047,564
22 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
23 諸 収 入		1,068,510
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	45,031
	2 市 預 金 利 子	604
	3 貸 付 金 元 利 収 入	64,591
	4 受 託 事 業 収 入	178,802

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 雑 入	779,482
24 市 債		5,541,500
	1 市 債	5,541,500
歳 入	合 計	118,082,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		571,249
	1 議 会 費	571,249
2 総 務 費		13,753,037
	1 総 務 管 理 費	11,647,256
	2 徴 税 費	1,254,171
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	676,693
	4 選 挙 費	49,266
	5 統 計 調 査 費	40,870
	6 監 査 委 員 費	84,781
3 民 生 費		46,154,693
	1 社 会 福 祉 費	24,679,064
	2 児 童 福 祉 費	16,109,437
	3 生 活 保 護 費	5,363,592
	4 災 害 救 助 費	2,600
4 衛 生 費		10,539,743
	1 保 健 衛 生 費	3,125,805
	2 斎 場 費	329,664
	3 環 境 費	461,337
	4 清 掃 費	6,089,370
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	21,747
	7 上 水 道 費	400,835
	8 生 活 排 水 処 理 費	110,985
5 労 働 費		55,516
	1 労 働 諸 費	55,516
6 農 林 水 産 業 費		2,332,518
	1 農 業 費	1,819,950
	2 林 業 費	465,318
	3 水 産 業 費	47,250
7 商 工 費		1,236,149
	1 商 工 費	1,236,149
8 土 木 費		15,876,432
	1 土 木 管 理 費	364,733
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,372,477
	3 河 川 費	735,109
	4 港 湾 費	93,377
	5 都 市 計 画 費	8,910,958

(単位：千円)

款	項	金額
	6 住 宅 費	399,778
9 消 防 費		4,400,278
	1 消 防 費	4,400,278
10 教 育 費		11,417,255
	1 教 育 総 務 費	2,594,741
	2 小 学 校 費	3,048,225
	3 中 学 校 費	1,379,946
	4 幼 稚 園 費	1,031,967
	5 社 会 教 育 費	2,694,019
	6 短 期 大 学 費	668,357
12 公 債 費		11,623,030
	1 公 債 費	11,623,030
13 諸 支 出 金		22,100
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	118,082,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	地域防災情報通信システム（同報系）更新事業	454,937	令和6年度	170,952
				令和7年度	283,985
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路構造物修繕事業	280,000	令和6年度	60,000
				令和7年度	220,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業（橋りょう附属物工）	120,000	令和6年度	40,000
				令和7年度	80,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	90,000	令和6年度	10,000
				令和7年度	80,000
9 消防費	1 消防費	訓練施設敷地整備事業	14,305	令和6年度	5,007
				令和7年度	9,298
9 消防費	1 消防費	消防通信指令センター共同整備事業	3,819,184	令和6年度	6,785
				令和7年度	3,812,399

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得（令和6年度先行取得依頼分）	令和6年度から債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証（令和6年度分）	令和6年度から債務完了年度まで	1,000,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
旧社会福祉センター除却に伴う変動モニタリング調査業務委託	令和７年度	5,137
基幹情報システム標準化事業	令和７年度	1,344,984
戸籍情報システム等標準化事業	令和７年度	25,234
次期地域公共交通計画策定事業	令和７年度	2,233
三重大学・津市子ども教育センター運営負担金	令和７年度から 令和９年度まで	12,300
図書館情報システム更新事業	令和７年度	98,648
産業廃棄物税負担事業	令和７年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第４表 地 方 債

(単位：千円、％)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等解体事業	3,200	証書借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができ
庁舎等整備事業	59,300			
集会施設整備事業	112,700			
過疎地域振興事業	52,900			
防災対策事業	170,900			
運動施設整備事業	499,400			
災害援護資金貸付金	22,100			

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業会計出資金	121,700	証書借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては当該見直し後 の利率)	30か年以内(据置期間 を含む。)償還とし、政 府資金についてはその融 資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上 げ償還することができる。
農業生産基盤整備事業	390,500			
林道整備事業	28,200			
道路整備事業	1,522,000			
河川整備事業	208,000			
港湾整備事業	21,600			
街路整備事業	405,800			
公園整備事業	49,500			
消防施設整備事業	470,500			
給食センター施設整備事業	117,200			
学校教育施設整備事業	770,200			
放課後児童施設整備事業	63,600			
公民館施設整備事業	20,100			
短期大学施設整備事業	32,100			
臨時財政対策	400,000			

令和 6 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 6 , 3 9 0 , 7 7 8 千円と定める。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 9 , 9 5 1 千円と定める。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		4,788,551
	1 国民健康保険料	4,788,551
2 国民健康保険税		385
	1 国民健康保険税	385
3 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
4 使用料及び手数料		1,037
	1 手数料	1,037
8 県支出金		19,217,454
	2 県補助金	19,217,454
10 財産収入		88
	1 財産運用収入	88
11 繰入金		2,305,159
	1 繰入金	2,305,159
12 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		78,102
	1 延滞金、加算金及び過料	42,215
	3 雑収入	35,887
歳入合計		26,390,778

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		379,366
	1 総 務 管 理 費	278,422
	2 徴 収 費	98,753
	3 運 営 協 議 会 費	524
	4 趣 旨 普 及 費	1,667
2 保 険 給 付 費		18,954,557
	1 療 養 諸 費	16,307,576
	2 高 額 療 養 費	2,557,840
	3 移 送 費	261
	4 出 産 育 児 諸 費	70,530
	5 葬 祭 諸 費	18,150
	6 傷 病 手 当 金	200
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,718,862
	1 医 療 給 付 費 分	4,535,125
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,668,005
	3 介 護 納 付 金 分	515,732
7 共 同 事 業 拠 出 金		20
	1 共 同 事 業 拠 出 金	20
8 保 健 事 業 費		282,984
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	233,448
	2 保 健 事 業 費	49,536
9 基 金 積 立 金		88
	1 基 金 積 立 金	88
11 諸 支 出 金		54,901
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	24,088
	2 繰 出 金	30,813
歳 出 合 計		26,390,778

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		28,846
	1 外 来 収 入	25,424
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	3,422
2 使 用 料 及 び 手 数 料		290
	1 使 用 料	53
	2 手 数 料	237
3 繰 入 金		30,813
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	30,813
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		59,951

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		42,917
	1 施 設 管 理 費	42,917
2 医 業 費		15,809
	1 医 業 費	15,809
3 公 債 費		1,225
	1 公 債 費	1,225
歳 出 合 計		59,951

令和 6 年度津市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 0, 5 7 8, 9 6 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		6,157,622
	1 介 護 保 険 料	6,157,622
2 使 用 料 及 び 手 数 料		80
	1 手 数 料	80
3 国 庫 支 出 金		7,315,693
	1 国 庫 負 担 金	5,200,993
	2 国 庫 補 助 金	2,114,700
4 支 払 基 金 交 付 金		7,927,961
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,927,961
5 県 支 出 金		4,336,504
	1 県 負 担 金	4,114,267
	2 県 補 助 金	222,237
6 財 産 収 入		112
	1 財 産 運 用 収 入	112
7 繰 入 金		4,829,788
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,627,926
	2 基 金 繰 入 金	201,862
8 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
9 諸 収 入		11,201
	2 雑 入	10,001
	3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1,200
歳 入	合 計	30,578,964

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		456,231
	1 総 務 管 理 費	148,660
	2 徴 収 費	41,322
	3 介 護 認 定 調 査 費 等 費	180,863
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	83,587
	5 趣 旨 普 及 費	986
	6 計 画 策 定 等 関 係 費	813
2 保 険 給 付 費		28,672,342
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	27,987,732
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	658,526
	3 そ の 他 諸 費	26,084
3 地 域 支 援 事 業 費		1,400,109
	1 一 般 介 護 予 防 事 業 費	108,739
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	699,627
	3 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	589,687
	4 そ の 他 諸 費	2,056
4 基 金 積 立 金		112
	1 基 金 積 立 金	112
6 諸 支 出 金		20,273
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,511
	2 繰 出 金	7,762
7 保 健 福 祉 事 業 費		29,897
	1 保 健 福 祉 事 業 費	29,897
歳 出	合 計	30,578,964

令和 6 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 6 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 1 2 1, 6 0 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		3,746,567
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	3,746,567
2 使 用 料 及 び 手 数 料		80
	1 手 数 料	80
3 繰 入 金		4,357,551
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,357,551
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		17,404
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	376
	3 雑 入	10,028
	4 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,000
歳 入 合 計		8,121,604

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		90,558
	1 総 務 管 理 費	70,761
	2 徴 収 費	19,797
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		8,023,986
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	8,023,986
3 諸 支 出 金		7,060
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,060
歳 出 合 計		8,121,604

令和 6 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和 6 年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 1, 7 4 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 繰入金		182,209
	1 繰入金	182,209
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		99,529
	1 雑入	99,529
歳 入 合 計		281,740

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		153,470
	1 事業費	53,941
	2 清算事業費	99,529
2 公債費		128,270
	1 公債費	128,270
歳 出 合 計		281,740

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	令和 7 年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

令和 6 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 6 年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9, 1 2 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		1,427
	1 県 補 助 金	1,427
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		17,698
	1 貸 付 金 元 利 収 入	16,858
	2 雑 入	840
歳 入 合 計		19,126

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		19,126
	1 総 務 管 理 費	19,126
歳 出 合 計		19,126

令和 6 年度津市棕本財産区特別会計予算

令和 6 年度津市の棕本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 3 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		527
	1 基 金 繰 入 金	527
3 繰 越 金		5
	1 繰 越 金	5
歳 入 合 計		533

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		532
	1 総 務 管 理 費	532
2 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
歳 出 合 計		533

令和6年度津市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	137,000 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	38,331,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	105,016 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管布設工事 配水施設整備工事 浄水施設整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 水道事業収益	9,056,853
第1項 営 業 収 益	7,818,132
第2項 営 業 外 収 益	1,232,242
第3項 特 別 利 益	6,479

支 出	単位 千円
第1款 水道事業費用	8,427,630
第1項 営 業 費 用	8,062,737
第2項 営 業 外 費 用	355,291
第3項 特 別 損 失	9,602

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,851,805 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款	資本的収入	2,139,691
第1項	企業債	1,664,200
第2項	出資金	121,700
第3項	補助金	351,990
第4項	負担金	1,800
第5項	固定資産売却代金	1

支 出		単位 千円
第1款	資本的支出	4,991,496
第1項	建設改良費	3,884,150
第2項	企業債償還金	1,107,339
第3項	投資	7

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

				単位 千円	
款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 水道事業費用	1 営業費用	一級河川雲出川 水管橋補修事業	189,918	令和6年度	80,000
				令和7年度	109,918
1 資本的支出	1 建設改良費	河 辺 配 水 池 耐 震 補 強 事 業	434,651	令和6年度	
				令和7年度	180,000
				令和8年度	254,651
1 資本的支出	1 建設改良費	三重町津興ほか 2町地内配水管 布 設 事 業	111,540	令和6年度	
				令和7年度	111,540
1 資本的支出	1 建設改良費	片田井戸町及び 片田新町地内配 水 管 布 設 事 業	469,920	令和6年度	
				令和7年度	469,920

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	令和7年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道建設改良資金に充てるため	千円 1,664,200	証書借入 又は 証券発行	% 年2.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

職員給与費	916,376
-------	---------

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、279,135千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、67,438千円と定める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	360,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	986 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 工業用水道事業収益		23,803
第1項 営業収益		23,760
第2項 営業外収益		43
支 出		単位 千円
第1款 工業用水道事業費用		20,737
第1項 営業費用		19,737
第2項 営業外費用		1,000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	76,191 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	17,554,000 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	48,093 m ³
(4) 主要な建設改良事業	污水管渠建設工事 雨水管渠建設工事 雨水ポンプ場建設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 下水道事業収益	13,048,449	
第1項 営 業 収 益	4,060,936	
第2項 営 業 外 収 益	8,982,405	
第3項 特 別 利 益	5,108	
支 出		単位 千円
第1款 下水道事業費用	11,771,526	
第1項 営 業 費 用	10,502,124	
第2項 営 業 外 費 用	1,108,402	
第3項 特 別 損 失	161,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,458,729千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款	資本的収入	7,252,703
第1項	企業債	4,633,000
第2項	負担金	110,845
第3項	補助金	2,504,080
第4項	基金繰入金	4,778

支 出		単位 千円
第1款	資本的支出	10,711,432
第1項	建設改良費	5,133,746
第2項	流域下水道建設負担金	261,644
第3項	企業債償還金	5,309,625
第4項	投 資	6,417

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ65,551千円及び180,563千円である。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

		単位 千円			
款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田第2雨水幹線築造事業	1,430,000	令和6年度	12,000
				令和7年度	800,000
				令和8年度	618,000
1 資本的支出	1 建設改良費	桜橋ポンプ場ポンプ設備(1号ポンプ等)改築事業	845,000	令和6年度	2,000
				令和7年度	400,000
				令和8年度	443,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	令和6年度	11,994千円
産業廃棄物税負担事業	令和7年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 257,400	証書借入 又は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公共下水道事業	3,116,900			
市営浄化槽事業	41,200			
資本費平準化	1,217,500			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

職員給与費	592,064
-------	---------

(他会計からの補助金)

第11条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,264,638千円である。

津市長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度津市駐車場事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1, 2 2 5 台
(2) 年間駐車台数	6 9 1, 0 0 0 台
(3) 一日平均駐車台数	1, 8 9 8 台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 駐車場事業収益	2 2 6, 0 1 6 千円
第 1 項 営 業 収 益	2 2 3, 2 6 0 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	2, 7 5 6 千円

支 出	
第 1 款 駐車場事業費用	2 0 6, 8 3 5 千円
第 1 項 営 業 費 用	1 9 2, 2 4 3 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	1 4, 5 9 2 千円

(資本的支出)

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 4, 0 7 8 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

支 出	
第 1 款 資本的支出	4 4, 0 7 8 千円
第 1 項 建設改良費	9, 0 7 6 千円
第 2 項 他会計長期借入金償還金	3 5, 0 0 2 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	12,343千円
-------	----------

津市長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度津市モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度津市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	192 日
(2) 年間舟券発売金	55,405,554 千円
(3) 1 日平均舟券発売金	288,570 千円
(4) 年間場間場外受託発売金	9,826,000 千円
(5) 主要な建設改良事業	競技棟等整備工事 指定席改修工事 防風ネット改修工事 スタンド棟テラス改修工事

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第 1 款 モーターボート競走事業収益	57,278,938	
第 1 項 営業収益	57,198,087	
第 2 項 営業外収益	80,851	
支 出		単位 千円
第 1 款 モーターボート競走事業費用	55,058,241	
第 1 項 営業費用	54,671,745	
第 2 項 営業外費用	386,496	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,201,997 千円は過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

支 出		単位 千円
第 1 款 資本的支出		4,201,997
第 1 項 建設改良費		4,201,997

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円					
款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	モーターボート 競走場防風ネット改修事業	3,980,000	令和 6 年度	
				令和 7 年度	2,268,600
				令和 8 年度	517,400
				令和 9 年度	716,400
				令和 10 年度	477,600
1 資本的支出	1 建設改良費	モーターボート 競走場スタンド 棟テラス改修事業	170,265	令和 6 年度	51,229
				令和 7 年度	119,036

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
(1) 職員給与費	459,439
(2) 交際費	1,160

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、7,944 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 10 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
機 器	選手管理棟用機器	一 式
機 器	実況設備カメラ機器	一 式
機 器	審判操作卓	一 式
機 器	中央監視装置	一 式
機 器	指定席エリア用機器	一 式
機 器	発券機	一 式

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 6 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 5 2 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

岡南区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 6 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年津市安濃町告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

村主区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 6 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 6 年津市告示第 5 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

安部区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 6 9 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 7 0 号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成 1 8 年津市告示第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「同条第 5 項第 1 号」を「同条第 6 項第 1 号」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市公告第 29 号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置（所在地）、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	供用開始の期日
垂水井戸谷公園	津市垂水 2 9 6 9 番地 1 7	別図の とおり	令和 6 年 3 月 3 1 日
棕本念佛田公園	津市芸濃町棕本 4 4 0 1 番地 1	別図の とおり	令和 6 年 3 月 3 1 日
高茶屋小森西公園	津市高茶屋小森町 1 7 2 4 番地 6	別図の とおり	令和 6 年 3 月 3 1 日
アークエスト棕 本公園	津市芸濃町棕本 2 6 5 9 番地 9	別図の とおり	令和 6 年 3 月 3 1 日
パテオ高茶屋公園	津市高茶屋六丁目 3 6 7 5 番地 2 4	別図の とおり	令和 6 年 3 月 3 1 日
高茶屋四丁目北 公園	津市高茶屋四丁目 1 2 7 1 番地 9	別図の とおり	令和 6 年 3 月 3 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市建設部建設整備課

津市公告第 3 0 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）第 2 条の規定により、都市公園の区域を変更するので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	供用開始の期日
西ヶ丘青空公園	津市一身田上津部田 1 4 1 3 番地 9	別図の とおり	令和 6 年 3 月 3 1 日
津偕楽公園	津市広明町 1 4 7 番 地 1	別図の とおり	令和 6 年 3 月 3 1 日
大谷町児童遊び場	津市大谷町 2 5 6 番 地	別図の とおり	令和 6 年 3 月 3 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市建設部建設整備課

津市公告第 3 1 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めましたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の縦覧場所において縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

(1) 津市芸濃町

整理番号		所在 (地区名)	面積	森林所 有者数	筆数	経営管理権 の存続期間
芸濃 5	1～21	芸濃町河内	39.63ha	21 件	144 筆	15 年

(2) 津市美杉町

整理番号		所在 (地区名)	面積	森林所 有者数	筆数	経営管理権 の存続期間
美杉 1	1～49	美杉町竹原 美杉町八知	96.69ha	49 件	227 筆	15 年

2 縦覧場所

津市農林水産部林業振興室（津市白山町川口 8 9 2 番地津市白山庁舎 2 階）
及び津市ホームページ（<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1603776533231/index.html>）

3 本公告により、津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定されます。

津市公告第 3 2 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託

(2) 業務委託の概要

津市共同浴場（さくらゆ）の円滑な運営と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。）

(5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和6年4月2日（火）午後3時まで

イ 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（様式第1号）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように様式第1号をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 229-3165@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3366

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和6年4月4日（木）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和 6 年 4 月 9 日（火）午前 10 時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内 23 番 1 号

津市本庁舎 3 階 市民部人権課 人権担当

(3) 提出方法

提出方法については、人権課への持参、一般書留又は簡易書留とします。

また、郵送による提出の場合は人権課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本 1 部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前 3 ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸が A4 版以外の版形のものは、できる限り A4 版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができるので、アの書類の 3 の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 2 号）

イ 宣誓書（様式第 3 号）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前 3 ヶ月以内に証明され

たものに限ります。オ及びカについても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその
3の2、法人にあつてはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出
してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本
店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明
書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等
開設届（写し）」を添付してください。

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（様式第4号）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和6年4月11日（木）までに一
般競争入札参加資格審査確認結果通知書（様式第5号）により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本
件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和6年4月12日（金）午後2時

(2) 入札場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎4階 41会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）
第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に11を乗じて得た額の100分の10以
上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保
証金の納付を免除します。

10 公金事務にかかる資料の提出について

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づく公金事務を含むものであるため、落札者は次の要件を満たすことが確認できる資料を落札決定後直ちに提出してください。

- ・公金事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有すること。
- ・その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

11 その他の注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（様式第6号）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

- (2) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票（様式第7号）を提出すること。
- (3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。
- (5) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (7) その他、入札の参加者は、別添「一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。

- (8) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前８時３０分から午後５時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒５１４－８６１１ 三重県津市西丸之内２３番１号
市民部人権課 人権担当

電話番号 ０５９－２２９－３１６５

FAX ０５９－２２９－３３６６

メールアドレス 229-3165@city.tsu.lg.jp

津市公告第 3 3 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

令和 6 年度津市安濃交流会館管理等業務委託

(2) 業務委託の概要

津市安濃交流会館の管理及び館内あ の う 温泉の円滑な運営と関連業務
(詳細は、別紙仕様書参照)

(3) 業務の履行期間

令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで (1 1 月)

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。）

(5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和 6 年 4 月 2 日（火）午後 3 時まで

イ 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東観音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（様式第1号）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 268-5511@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-268-3357

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和6年4月4日（木）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和6年4月9日（火）午前10時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東観音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

(3) 提出方法

提出方法については、地域振興課への持参、一般書留又は簡易書留とします。また、郵送による提出の場合は地域振興課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとしします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

イ 宣誓書（様式第3号）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

(一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限り、才及び力についても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書(個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3)

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。(新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届(写し)」を添付してください。

エ 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)

オ 印鑑証明書(コピー可)

カ 使用印鑑届(様式第4号)

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和6年4月11日(木)までに一般競争入札参加資格審査確認結果通知書(様式第5号)により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和6年4月12日(金) 午後2時30分

(2) 入札場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎4階 41会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則(平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。)第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に11を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保

証金の納付を免除します。

10 その他の注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（様式第6号）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

- (2) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票（様式第7号）を提出すること。
- (3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。
- (5) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (7) その他、入札の参加者は、別添「一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。
- (8) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

11 公金事務にかかる資料の提出について

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づく公金事務を含むものであるため、落札者は次の要件を満たす

ことが確認できる資料を落札決定後直ちに提出してください。

- ・公金事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有すること。
- ・その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

【問い合わせ先】

〒514-2326	津市安濃町東観音寺483番地
津市安濃総合支所	地域振興課総務担当 別所
電話番号	059-268-5511
FAX	059-268-3357
メールアドレス	268-5511@city.tsu.lg.jp

津市公告第 3 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 6 年 3 月 2 2 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田大古曾字深田 4 2 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋小森町 4 0 0 2 番地 2
株式会社川崎ハウジング 中部支社
支配人 小野 敬大

津市公告第 3 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 6 年 3 月 2 1 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字真ヶ坪 3 5 7 番 3 5、字東青谷 2 9 8 2 番 6
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市藤方 9 0 1 番地 6
有限会社鈴建コンサルタント
代表取締役 鈴木 直樹

津市公告第 3 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を別紙のとおり定めましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

津市水道事業給水条例施行規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 2 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市上下水道事業公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 6 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市上下水道事業公印規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業公印規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「上下水道事業管理室長」を「上下水道管理課長」に、「上下水道事業管理室処理欄」を「上下水道管理課処理欄」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

津市上下水道企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 3 号

津市上下水道企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

津市上下水道企業職員被服等貸与規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表事務職員等で他の被服の貸与を受けていない者の項を次のように改める。

事務職員等で他の被服の貸与を受けていない者	冬用作業服	上 1 着	1 0 年
-----------------------	-------	-------	-------

別表技術員及び技能員の項中「上下 4 着」を「上下 5 着」に、「上下 2 着」を「上下 3 着」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 新規採用時の貸与以外は、所属長の申請によること。
- 2 事務職員等で他の被服の貸与を受けていない者には、必要に応じ、所属長の申請により夏用作業服上、夏用作業服下及び冬用作業服下をそれぞれ貸与できるものとし、各品目の基本数量は 1 着とする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 5 号

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業分課規程（令和 2 年津市上下水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号シ中「応急給水」の次に「（本市の区域内において本市のみで対応できるものに限る。）」を加える。

第 1 0 条第 1 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 管内における水道の使用開始、廃止、中止等に関する事。

第 1 0 条第 2 号中エを削り、オをエとする。

第 1 1 条第 1 号ウ中「課の庶務」を「上下水道事業経営審議会」に改め、同号に次のように加える。

エ 上下水道事業等に係る広報活動の企画及び連絡調整に関する事。

オ 上下水道事業等に係る広報紙の発行等に関する事。

カ 上下水道事業等に係るホームページの総括に関する事。

キ 課の庶務に関する事。

第 1 1 条第 4 号中クを削り、ケをクとし、コをケとする。

第 1 2 条第 1 号キからシまでを次のように改める。

キ 防災・災害対策に係る調整に関する事。

ク 応急給水（本市の区域内において本市のみで対応できるものを除く。）に関する事。

ケ 文書の収受、発送及び整理保存に関する事。

コ 上下水道事業等に係る統計に関する事。

サ 水道水源保護審議会に関する事。

シ 上下水道事業等に係る啓発活動の企画及び連絡調整に関する事。

第 1 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 契約財産担当

ア 財産の管理に係る総括に関する事。

イ 財産の有効活用に係る企画及び総合調整に関する事。

- ウ 普通財産の処分に係る総合調整に関すること。
- エ 登記事務の指導助言に関すること。
- オ 庁舎の管理に関すること。
- カ 車両の運行、整備、事故防止対策等の総括管理に関すること。
- キ 貯蔵品の出納及び管理に関すること。
- ク 不用物品の受入れ、処分等に関すること。
- ケ 物品の調達及び修繕の契約に関すること。
- コ 建設工事等入札参加資格審査委員会に関すること。
- サ 建設工事等の入札その他の契約に関すること。
- シ 土地台帳及び建物台帳に関すること。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 6 号

津市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業会計規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号中「第 4 条第 6 項第 1 号」を「第 4 条第 7 項第 1 号」に、「同条第 2 項に規定する所長及び分課規程第 5 条第 3 項」を「分課規程第 5 条第 2 項に規定する所長及び同条第 3 項」に改め、同条第 2 号中「水道料金」の次に「、下水道使用料、市営浄化槽使用料、農業集落排水処理施設使用料、共同汚水処理施設使用料」を加える。

第 6 条第 5 項中「津市上下事業現金取扱員の現金取扱限度額を定める規程」を「津市上下水道事業現金取扱員の現金取扱限度額を定める規程」に改める。

第 3 2 条第 2 項ただし書中「、磁気テープ等」を「、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に、「磁気テープ等」を「電磁的記録」に改める。

第 3 3 条第 1 項ただし書中「磁気テープ等」を「電磁的記録等」に改め、同条第 2 項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 3 4 条第 2 項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 3 6 条の次に次の 1 条を加える。

（指定公金事務取扱者による収納）

第 3 6 条の 2 法第 3 3 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 5 で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 料金
- (2) 新規給水加入金
- (3) 使用料
- (4) 負担金
- (5) 分担金

- (6) 加入金
- (7) 新規加入金
- (8) 手数料
- (9) 材料売却収益
- (10) 固定資産売却収益
- (11) 保証金
- (12) 第 1 号に掲げる歳入に係る遅延損害金及び第 3 号から第 7 号までに掲げる歳入に係る延滞金

第 39 条中「還付金支払調書を発行し、管理者の決裁を受けてその旨を納入者に通知し、還付しなければならない」を「過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を作成の上、収入伝票を発行し、当該書類を添えて企業出納員に送付しなければならない」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 2 主管課長は、当該過誤納金について納入者に通知し、還付しなければならない。
- 3 管理者は、当該過誤納金の還付について、必要な資金を交付して、指定公金事務取扱者（支出に関する事務の委託を受けた者に限る。）に委託することができる。
- 4 前項の規定による支出の委託については、別に定めるところによる。

第 41 条第 1 項中「管理者」を「決裁者（管理者又は津市上下水道事業事務専決規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 5 号）等により専決することができる職員をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「管理者」を「決裁者」に改める。

第 52 条第 2 項中「主管課長」を「企業出納員」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改める。

第 75 条の見出し中「寄付」を「寄附」に改め、同条第 1 項中「管理者」を「決裁者」に改める。

第 82 条の 2、第 87 条第 1 項及び第 90 条第 1 項中「管理者」を「決裁者」に改める。

第 107 条、第 119 条第 1 項及び第 2 項並びに第 120 条中「経営企画課長」を「管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 33 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定を受けた指定公金事務取扱者について適用し、施行日前に指定を受けた公金徴収事務等受託者については、なお従前の例による。

3 令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例により、公金徴収事務等受託者に公金の徴収又は収納の事務を行わせることができる。

津市営浄化槽条例施行規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 7 号

津市営浄化槽条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市営浄化槽条例（平成 2 6 年津市条例第 3 7 号。以下「条例」という。）第 2 9 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置申請等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による設置の申請は、市営浄化槽設置申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 市営浄化槽設置同意書（第 2 号様式）
- (2) 市営浄化槽を設置しようとする場所及びその付近の見取り図
- (3) 建築物の面積求積図又は床面積が把握できる各階平面図
- (4) 住宅の配置図（市営浄化槽を設置しようとする敷地の境界線、当該敷地に接する道路及び市営浄化槽を設置しようとする位置を明示したもの）
- (5) 市営浄化槽で処理した排水の放流先、放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面
- (6) 市営浄化槽を設置しようとする土地の不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 条第 1 項の地図の写し又は同条第 4 項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類

2 条例第 5 条第 3 項の規定による市営浄化槽の設置の可否の決定に係る通知は、市営浄化槽設置可否決定通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

3 放流先又は放流先までの経路に権原を有する者がいる場合には、その利用について条例第 5 条第 1 項の申請者（以下「申請者」という。）において適切な調整を行うものとする。

(設置計画書の作成等)

第 3 条 管理者は、前条第 1 項の申請があった場合において、市営浄化槽を設

置しようとする場所等を調査の上、市営浄化槽の設置を決定したときは、市営浄化槽設置（変更）計画書（第４号様式。以下「設置計画書」という。）を作成するものとする。

２ 申請者、使用者及び土地所有者（次項において「申請者等」という。）は、設置計画書の内容に同意したときは、市営浄化槽設置（変更）計画同意書（第５号様式）を管理者に提出しなければならない。

３ 管理者は、設置計画書に基づく工事が完了したときは、申請者等に対し、速やかに市営浄化槽設置完了通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（標準的な工事）

第４条 条例第８条の管理者が別に定める標準的な工事とは、次に掲げる工事という。

（１） 浄化槽本体の設置工事

（２） 浄化槽本体から１メートル以内の流入管工事及び流出管工事

（３） その他管理者が必要と認める工事

（高度処理型浄化槽の設置）

第５条 市営浄化槽には、汚水から窒素を除去する機能を有する高度処理型浄化槽（以下「高度処理型浄化槽」という。）を設置するものとする。ただし、敷地の状況その他特別な事情により高度処理型浄化槽を設置できない場合は、この限りでない。

（排水設備の構造等の基準）

第６条 排水設備の構造等の基準は、次のとおりとする。

（１） 市営浄化槽で処理した排水を放流するための排水管の勾配は、管理者がやむを得ないと認める場合を除き、２００分の１以上とすること。

（２） 市営浄化槽で処理した排水の放流口と放流水路の水位差を適切に保つこと。

（３） その他排水設備及び市営浄化槽の管理上支障を来すおそれのある機器等を設置しないこと。

２ 前項に規定するもののほか、排水設備の構造等の基準については別表に定める構造基準及び津市公共下水道条例（平成１８年津市条例第２０１号。以下「下水道条例」という。）に規定する基準の例によらなければならない。ただし、これらの基準により難い特別の理由があるときは、管理者の指示を受けなければならない。

(排水設備計画の承認申請)

第7条 条例第11条の規定により排水設備の新設等の計画の承認を受けようとする者は、排水設備新設等計画承認申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。承認を受けた計画に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 施工場所付近の見取図

(2) 次に掲げる事項を表示した排水設備調書図面

ア 排水設備を設置する敷地の境界線、その敷地に接する道路及び市営浄化槽の設置を希望する位置

イ 市営浄化槽を設置する住宅等の敷地内の建築物及び工作物の位置

ウ 便所、浴室、台所その他の排水の流出口のある施設の位置

エ 排水管渠及びますの配置、形状、寸法及び勾配

オ その他汚水排除の状況を明らかにするために必要な事項

(3) 工事見積書又は契約書の写し

(4) 他人の敷地及び設備を使用するときは、その同意書

(5) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の計画が法令の規定に適合することを承認したときは、排水設備新設等計画承認通知書(第8号様式)を当該申請を行った者(排水設備の工事施工業者を含む。)に交付するものとする。

(排水設備の工事完了届)

第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、排水設備新設等工事完了届(第9号様式)により行わなければならない。

(検査済票及び検査済証)

第9条 条例第12条第2項の管理者が別に定める検査済票及び検査済証は、それぞれ第10号様式及び第11号様式によるものとする。

2 条例第12条第2項の規定により検査済票の交付を受けた受益者は、当該検査済票を排水設備の設置場所の門戸その他の見やすい場所に掲示しなければならない。

(分担金の賦課及び徴収)

第10条 条例第14条第2項の規定による通知は、市営浄化槽分担金決定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(分担金の徴収猶予)

第11条 条例第15条の規定により分担金の徴収猶予を受けようとする者は、

市営浄化槽分担金徴収猶予申請書（第 13 号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査してその可否を決定し、市営浄化槽分担金徴収猶予決定（却下）通知書（第 14 号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（分担金の徴収猶予の取消し）

第 12 条 管理者は、前条第 2 項の規定により分担金の徴収猶予を受けた者について、徴収猶予を継続することが適当でないと認めるときは、市営浄化槽分担金徴収猶予取消通知書（第 15 号様式）により通知し、これを一時に徴収することができる。

（分担金の減免申請等）

第 13 条 条例第 15 条の規定により分担金を減額し、又は免除することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号の生活扶助を受けている者

- (2) 前号に掲げる者のほか、管理者が特別の事情があると認める者

- 2 前項の規定により分担金の減額又は免除を受けようとする者は、市営浄化槽分担金減免申請書（第 16 号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査してその可否を決定し、市営浄化槽分担金減免決定（却下）通知書（第 17 号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

- 4 第 1 項の規定により減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

（使用開始等の届出）

第 14 条 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 12 条の 11 に規定する市営浄化槽の使用開始の届出は、市営浄化槽使用開始届出書（第 18 号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の規定により届け出た市営浄化槽の使用を休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

- 3 第 1 項の規定により届け出た使用者の名義を変更するときは、市営浄化槽使用者変更届出書（第 19 号様式）により管理者に届け出なければならない。

（使用料の納期限）

第 15 条 使用料の納期限は、納入通知書を発した日から起算して 1 箇月以内

とする。

（排除汚水量の認定）

第16条 水道水以外の水を使用した場合の排除汚水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 計測装置を設置している場合は、当該計測装置により測定した量とする。
- (2) 家事用のみに使用する場合は、1人使用月につき8立方メートル（当該月の使用日数が15日以内のときは4立方メートル）とする。ただし、水道水と併用の場合は、使用状況を勘案した量とする。
- (3) 家事用以外に使用する場合は、その用途、人員、業態、揚水能力及び使用状況を勘案した量とする。

（排除汚水量の申告）

第17条 条例第17条第3項において準用する下水道条例第32条第3号の規定による排除汚水量の申告をしようとする者は、排除汚水量申告書（第20号様式）により管理者に申告しなければならない。

（使用料の減免申請等）

第18条 条例第18条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、別に定める申請書に管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する使用料の減免の取扱いについては、管理者が別に定める。
- 3 使用料の減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 管理者は、偽りその他不正の手段により使用料の減免の決定を受けたと認めるときは、直ちにその減免の決定を取り消すものとする。

（過誤納金の取扱い）

第19条 管理者は、過誤納に係る使用料（以下「過誤納金」という。）があるときは、使用者に還付するものとする。

- 2 前項の場合において、還付を受けるべき使用者に未納の使用料があるときは、過誤納金を当該未納の使用料に充当することができる。
- 3 管理者は、前2項の規定により、過誤納金を還付し、又は充当するときは、市営浄化槽使用料過誤納金還付（充当）通知書（第21号様式）により使用者に通知するものとする。

（既設浄化槽の帰属申請等）

第20条 条例第23条第1項の規定による申請は、既設浄化槽帰属申請書

(第22号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 既設浄化槽帰属同意書(第23号様式)
- (2) 法第5条第1項の規定による届出書等の写し又はその内容が確認できる書類
- (3) 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における法第7条第1項又は第11条第1項の検査(以下「法定検査」という。)の結果書の写し
- (4) 既設浄化槽の帰属申請の日以前1年間における法第10条第1項の規定により浄化槽の保守点検及び清掃を行った記録の写し
- (5) 既設浄化槽が設置されている土地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書
- (6) その他管理者が必要と認める書類
(既設浄化槽の帰属の決定)

第21条 管理者は、前条の申請があったときは、速やかに、その内容を審査するとともに当該申請に係る既設浄化槽の設置場所を調査し、当該申請に係る既設浄化槽について次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該既設浄化槽の本市への帰属を決定し、既設浄化槽帰属可否決定通知書(第24号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。

- (1) 当該申請の日以前1年間における法定検査の結果が不適正でないこと。
- (2) 当該申請の日以前1年間における保守点検及び清掃が適正に行われていること。
- (3) 補修工事の必要がないこと。
- (4) 周囲に既設浄化槽の維持管理に支障を及ぼす構造物等がないこと。
- (5) 帰属時において、既設浄化槽の清掃を実施すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による決定に係る既設浄化槽は、原則として、当該決定をした日の属する月の翌月の初日に本市に帰属するものとする。

(市営浄化槽の変更等)

第22条 条例第24条第1項の承認を受けようとする受益者は、市営浄化槽変更(移設・撤去)申請書(第25号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、承認したときは、市営浄化槽変更(移設・撤去)承認書(第26号様式)により受益者に通知するものとする。

(受益者の地位の承継の届出)

第 23 条 条例第 25 条第 1 項の規定により受益者の地位を承継した者は、その旨を市営浄化槽受益者地位承継届出書（第 27 号様式）により管理者に届け出なければならない。

(身分証明書)

第 24 条 条例第 27 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、市営浄化槽検査員立入証（第 28 号様式）とする。

2 使用料の賦課及び徴収に従事する職員は、市営浄化槽使用料徴収職員証（第 29 号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 25 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に津市営浄化槽条例施行規則（平成 27 年津市規則第 21 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第 6 条関係）

種別	排水設備の構造基準
管渠 ^{きょ}	(1) 排水管に塩化ビニール管を使用する場合は、接着剤を十分塗り、水漏れのないように施工する。 (2) 排水管に鉄筋コンクリート管、陶管等を使用する場合は、凹凸のないよう布設し、管の継目は、水漏れのないよう施工する。 (3) 排水管をますに接続させる場合は、排水管がますの内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲を水漏れのないようモルタルで埋め、内外面を滑らかに仕上げる。 (4) 排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では 20 センチメートル以上、建築物の敷地外では 60 センチメートル以上を標準とする。ただし、これにより難しい場合で必要な防護を施した場合は、この限りでない。
ます	(1) 設置箇所 ますの設置箇所は、管渠^{きょ}の起点、終点、合流点、屈曲点、内径又は種類を異にする接続箇所及び勾配が著しく変化する箇所に設けること。ただし、維持管理の容易な場所には、枝付管又は曲管を用いることができる。 (2) 間隔 ますは、管渠^{きょ}の直線部においては、管径の 120 倍以下の間隔に設けること。 (3) 大きさ ますの大きさは、内径又は内径のりが 15 センチメートル以上の円径又は角形とし、管渠^{きょ}の内径及び埋設の深さに従って維持管理に支障のない大きさとする。 (4) ふた、その他 ア ますには、密閉ふたを設けること。 イ ますの底部は、集合又は接続する管渠^{きょ}の内径及び内径のりに応じたインバートを設け、汚泥のたまらないようにすること。
防臭装置	台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、トラップを取り付けること。トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破損するおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

ごみよけ装置	台所、浴室、洗濯場その他汚水の流通を妨げる固型物を排水するおそれのあるはけ口には、１０ミリメートル目以下の堅固なスクリーンを取り付けること。
油脂遮断装置	飲食店その他油脂類を多量に排出する場所のはけ口には、油脂遮断装置を設けること。
構造及び材料	管渠及びますその他附属装置は、鉄筋コンクリート管、コンクリート管、陶管、硬質塩化ビニール管、セメントモルタル、コンクリート、れんが、石材その他耐水性のものをを用い、不透耐久構造とすること。
水洗便所	水洗便所は、便器内のし尿を市営浄化槽に支障なく排除するに足る圧力水を注流することができる構造とすること。

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例施行規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 8 号

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 8 年津市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 2 1 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の構造等の基準)

第 2 条 排水設備の新設、増設又は改築を行おうとするときは、条例第 6 条に定めるほか、別表に定める構造基準によらなければならない。ただし、この基準により難い特別の理由があるときは、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示を受けなければならない。

(排水設備の計画の確認の申請)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による排水設備の計画の確認を受けようとする者は、排水設備計画確認申請書（第 1 号様式）を管理者に提出しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、管理者は、関係資料を添付させることができる。

2 前項の申請者が条例第 7 条第 2 項に規定する排水設備工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに具体的な手続を管理者に届け出なければならない。

(排水設備の工事完了届等)

第 4 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定による届出は、排水設備工事完了届（第 2 号様式）により行うものとする。

2 条例第 1 0 条第 2 項の規定により交付する検査済証は、検査済証（第 2 号様式）とする。

3 前項の検査済証を交付する際、くみ取便所（浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽並びに同法第 3 条の 2 第 2 項及び浄化槽法の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条の規

定により浄化槽とみなされるものを含む。)を水洗便所に改造した者又は水洗便所を新設した者に対し、証票(第3号様式)を交付する。

4 前項の規定により交付を受けた証票は、門戸その他適当な場所に掲示しなければならない。

(使用開始等の届出)

第5条 条例第11条第1項の規定による使用開始等の届出は、共同污水处理施設使用開始(休止・廃止)届(第4号様式)により行うものとする。

(代理人の選定等の届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による代理人の選定等の届出は、共同污水处理施設使用代理人選定(変更)届(第5号様式)により行うものとする。

(代表者の選定等の届出)

第7条 条例第13条第1項の規定による代表者の選定等の届出は、共同污水处理施設使用代表者選定(変更)届(第6号様式)により行うものとする。

(新規加入の届出)

第8条 条例第14条第1項の規定による新規加入の届出は、新規加入者届出書(第7号様式)により行うものとする。

(共同污水处理施設一時使用申請)

第9条 条例第15条第3項の規定による共同污水处理施設の一時的使用をしようとする者は、共同污水处理施設一時使用申請書(第8号様式)を管理者に提出しなければならない。

(使用料の算定月)

第10条 津市公共下水道条例施行規程(平成27年津市上下水道事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。)第19条の規定は、使用料の算定月について準用する。

(排除汚水量の認定)

第11条 施行規程第20条の規定は、水道水以外の水を使用した場合の排除汚水量の認定について準用する。

(排除汚水量の申告)

第12条 条例第16条において準用する津市公共下水道条例(平成18年津市条例第201号)第32条第3号の規定による排除汚水量の申告をしようとする者は、排除汚水量申告書(第9号様式)により行うものとする。

(使用料の納期限)

第13条 使用料の納期限は、納入通知書を発した日から起算して1箇月以内

とする。

（使用料の減免申請）

第14条 条例第17条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、別に定める申請書に管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する使用料の減免の取扱いについては、管理者が別に定める。

3 使用料の減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

4 管理者は、偽りその他不正の手段により使用料の減免の決定を受けたと認めるときは、直ちにその減免の決定を取り消すものとする。

（過誤納金の取扱い）

第15条 管理者は、過誤納に係る使用料（以下「過誤納金」という。）があるときは、使用者に還付するものとする。

2 前項の場合において、還付を受けるべき使用者に未納の使用料があるときは、過誤納金を当該未納の使用料に充当することができる。

3 管理者は、前2項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、共同汚水処理施設使用料過誤納金還付（充当）通知書（第10号様式）により使用者に通知するものとする。

（設置者の異動）

第16条 排水設備の設置者に異動があったときは、直ちに排水設備設置者異動届（第11号様式）により、管理者に届け出なければならない。

（身分証明書）

第17条 使用料の賦課及び徴収に従事する職員は、共同汚水処理施設使用料徴収職員証（第12号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年津市規則第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第２条関係）

種別	排水設備の構造基準
管渠 ^{きょ}	(1) 排水管に塩化ビニール管を使用する場合は、接着剤を十分塗り、水漏れのないように施工する。 (2) 排水管に鉄筋コンクリート管、陶管等を使用する場合は、凹凸のないよう布設し、管の継目は、水漏れのないよう施工する。 (3) 排水管をますに接続させる場合は、排水管がますの内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲を水漏れのないようにモルタルで埋め、内外面を滑らかに仕上げる。 (4) 排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では２０センチメートル以上、建築物の敷地外では６０センチメートル以上を標準とする。ただし、これにより難しい場合で必要な防護を施した場合は、この限りでない。
ます	(1) 設置箇所 ますの設置箇所は、管渠^{きょ}の起点、終点、合流点、屈曲点、内径又は種類を異にする接続箇所及び勾配が著しく変化する箇所に設けること。ただし、維持管理の容易な場所には、枝付管又は曲管を用いることができる。 (2) 間隔 ますは、管渠^{きょ}の直線部においては、管径の１２０倍以下の間隔に設けること。 (3) 大きさ ますの大きさは、内径又は内のりが１５センチメートル以上の円径又は角形とし、管渠^{きょ}の内径及び埋設の深さに従って維持管理に支障のない大きさとする。 (4) 蓋、その他 ア ますには、密閉蓋を設けること。ただし、雨水管渠^{きょ}用のますは、格子蓋を設けることができる。 イ ますの底部は、雨水管渠^{きょ}に属するものは、深さ１５センチメートル以上の泥ため、その他のものは、これに集合又は接続する管渠^{きょ}の内径及び内のりに応じたインバートを設け、汚泥のたまらないようにすること。
防臭装置	水洗便所、台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、トラップを取り付けること。トラップの封水がサイホン作用又

	は逆圧によって破損するおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
ごみよけ装置	台所、浴室、洗濯場その他汚水の流通を妨げる固型物を排水するおそれのあるはけ口には、１０ミリメートル目以下の堅固なスクリーンを取り付けること。
油脂遮断装置	油脂販売店、自動車修理工場、飲食店その他油脂類を多量に排出する場所のはけ口には、油脂遮断装置を設けること。
沈砂装置	洗車場その他土砂を多量に排水する場所には、適当な砂たまりを設けること。
構造及び材料	管渠及びますその他附属装置は、鉄筋コンクリート管、コンクリート管、陶管、硬質塩化ビニール管、セメントモルタル、コンクリート、れんが、石材その他耐水性のものをを用い、不透耐久構造とすること。
水洗便所	水洗便所は、便器内のし尿を共同汚水処理施設に支障なく排除するに足る圧力水を注流することができる構造とすること。

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 9 号

津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程
(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 7 3 号。以下「条例」という。）第 1 9 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用開始日等の告示)

第 2 条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、農業集落排水処理施設（以下「施設」という。）の供用開始に当たっては、供用開始日及び汚水を処理する区域に係る区域図その他必要と認める事項を告示するものとする。告示した事項を変更するときも、同様とする。

(排水設備の新設等に係る基準)

第 3 条 条例第 8 条の管理者が別に定める基準は、本市の管理する公共下水道の例によるものとする。

(排水設備の計画の承認)

第 4 条 条例第 9 条前段の規定により排水設備の新設等の計画（以下「計画」という。）について承認を受けようとする者は、排水設備新設等計画承認（変更承認）申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて排水設備の新設等に係る工事に着手しようとする日の 7 日前までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 配管立図
- (4) 排水設備工事調書
- (5) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による提出に係る計画を承認したときは、排水設備新設等計画承認（変更承認）書（第 2 号様式。以下「承認書」という。）を

交付するものとする。

- 3 前項の場合において、承認書を交付した日から1年以内に工事に着手しないときは、管理者は、承認を取り消すことができる。

第5条 条例第9条後段の規定により、計画の変更について承認を受けようとする者は、申請書に承認書その他管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、計画の変更の承認について準用する。

(排水設備の工事の実施に係る指定)

第6条 条例第10条の管理者が指定した者とは、津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第5条第1項の指定を受けた者とする。

(排水設備の工事の完了届)

第7条 条例第11条の規定による届出は、排水設備新設等工事完了届（第3号様式）により行わなければならない。

(使用開始等の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、農業集落排水処理施設使用開始（休止・廃止・再開）届（第4号様式）により行わなければならない。

(使用料に係る納入の通知)

第9条 使用料に係る納入の通知は、納入通知書により納期限前10日までに行うものとする。

(月の中途において使用を開始した場合等の使用料)

第10条 月の中途において施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止していた施設の使用を再開した場合における使用料は、当該使用を1月の使用とみなして算定するものとする。

(使用料の減免申請等)

第11条 条例第15条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、農業集落排水処理施設使用料減免申請書（第5号様式）に管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を農業集落排水処理施設使用料減免決定（却下）通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 使用料の減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- 4 管理者は、偽りその他不正の手段により使用料の減免の決定を受けたと認めるときは、直ちにその減免の決定を取り消すものとする。

(新規加入の申請等)

第12条 条例第16条第1項の承認を受けようとする者は、新規加入承認申請書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請により施設の使用を承認するときは、速やかに条例第16条第2項に規定する新規加入金の額を決定し、新規加入承認書兼新規加入金決定通知書（第8号様式）により新規加入者に通知するものとする。

(身分証明書)

第13条 使用料の賦課及び徴収に従事する職員は、農業集落排水処理施設使用料徴収職員証（第9号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第161号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

津市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 1 0 号

津市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市営浄化槽条例（平成 2 6 年津市条例第 3 7 号。以下「条例」という。）第 1 3 条第 2 項の規定により準用する津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 2 5 条第 4 項の規定に基づき、市営浄化槽への改造資金（以下「改造資金」という。）の融資あっせん（以下「融資あっせん」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(融資あっせん対象)

第 2 条 融資あっせんの対象となる改造資金は、市営浄化槽の整備の対象となる区域において、くみ取便所を水洗便所に改造する工事及び既設単独処理浄化槽を撤去する工事並びにこれらと同時に施工する排水設備工事（以下「改造工事等」という。）に要する費用（以下「工事費用」という。）のうち、本市から受領する補助金及び助成金の交付額を控除した額とする。

(あっせん対象者の要件)

第 3 条 融資あっせんは、次の要件を備えている者でなければ受けることができない。

- (1) 建築物の所有者又は改造工事等について当該建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- (2) 改造資金の償還について支払能力を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 自己資金では、工事費用を一時に負担することが困難であること。
- (5) 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）の融資条件を満たしていること。
- (6) 管理者が適当と認める連帯保証人を有すること。

2 前項第 6 号の連帯保証人は、改造資金の融資に係る弁済の資力を有する者で、独立の生計を営み、及び市町村税を滞納していないものでなければならない。

(融資あっせん)

第4条 管理者は、前条第1項の規定に該当する者に対し、指定金融機関への融資あっせんを行うものとする。

2 融資あっせんの額は、改造資金の範囲内において1件につき100万円以内とし、1万円を単位とする。

(融資の条件)

第5条 改造資金の融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 利率は、融資を行う指定金融機関が定める率とする。
- (2) 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、60箇月以内の毎月元利均等分割払いとする。ただし、約定償還日前においても繰上償還することができる。
- (3) 遅延利息その他の融資条件については、融資を行う指定金融機関の定めるところによる。

(融資あっせんの申請)

第6条 融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市営浄化槽改造資金融資あっせん申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 市営浄化槽改造資金融資借入申請書（第2号様式）
- (2) 津市営浄化槽条例施行規程（令和6年津市上下水道事業管理規程第号）第7条第1項の規定による排水設備新設等計画確認申請書
- (3) 工事費用に係る見積書の写し
- (4) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書
- (5) 申請者及び連帯保証人の市町村税の納税証明書
- (6) その他管理者が必要と認める書類

(融資あっせんの決定及び通知)

第7条 管理者は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査の上、融資あっせんの可否を決定し、市営浄化槽改造資金融資あっせん決定（却下）通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による決定に際し、必要な条件を付することができる。

(工事の施工)

第8条 前条第1項の規定により融資あっせんの決定を受けた者は、当該決定通知日から2箇月以内に改造工事等を完成させなければならない。

2 管理者は、融資あっせんの決定を受けた者が前項に規定する期間内に改造

工事等を完成しない場合は、その者に係る融資あっせんの決定を取り消すものとする。ただし、あらかじめ管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

（融資の手続）

第9条 管理者は、条例第12条第1項に規定する検査を行い、改造工事等が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合すると認めたときは、融資あっせん額を決定し、市営浄化槽改造資金融資あっせん額決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するとともに、市営浄化槽改造資金融資借入申請書に必要事項を記載し、融資あっせんの決定を受けた者に送付するものとする。

2 前項の規定により融資あっせん額の決定を受けた者は、次に掲げる書類を指定金融機関に提出して、融資の申込みをするものとする。

- (1) 市営浄化槽改造資金融資借入申請書
- (2) 市営浄化槽改造資金融資あっせん額決定通知書
- (3) その他指定金融機関が必要と認める書類

3 指定金融機関は、前項の融資の申込みを受けたときは、速やかにこの規程に定める要件により審査し、融資の可否の決定を行うものとする。

（届出義務）

第10条 改造資金の融資を受けた者（以下「融資受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市営浄化槽改造資金融資あっせん変更等届出書（第5号様式）により、管理者に届け出なければならない。

- (1) 融資受給者又は連帯保証人が、氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 融資受給者又は連帯保証人が、仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立て等を受けたとき。
- (3) 融資受給者又は連帯保証人が、死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、融資受給者又は連帯保証人の身分又は財産上に重要な変動が生じたとき。

（融資あっせんの取消し）

第11条 融資受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、指定金融機関と協議の上、融資あっせんを取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により改造資金の融資を受けたとき。
- (2) 融資を受けた資金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他融資あっせんの条件に従わないとき。

- 2 前項の規定により管理者が融資あっせんの決定を取り消した場合は、指定金融機関は、融資金の繰上償還を命ずることができる。

(利子補給)

第12条 管理者は、改造資金の融資を行った指定金融機関に対し、融資受給者が支払う利子のうち、利率年1.0パーセントを超える利率に相当する利子を補給するものとする。

- 2 前項の規定による利子の補給は、指定金融機関に対し、本市が直接行うものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に津市営浄化槽改造資金融資あっせんに関する規則（平成27年津市規則第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

津市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 1 1 号

津市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

津市公共下水道条例施行規程（平成 2 7 年津市上下水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条を次のように改める。

（使用料の減免申請等）

第 2 3 条 条例第 3 4 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書（第 2 4 号様式）に管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が天災その他特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料の減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

3 第 1 項の規定による使用料の減免の取扱いについては、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市上下水道事業事務専決規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 1 2 号

津市上下水道事業事務専決規程等の一部を改正する規程
(津市上下水道事業事務専決規程の一部改正)

第 1 条 津市上下水道事業事務専決規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 下水道工務課の項中「下水道事業等」を「下水道事業」に改める。

別表第 4 営業課の項中「下水道事業受益者負担金等」を「公共下水道事業受益者負担金等」に改める。

(津市上下水道事業会計規程の一部改正)

第 2 条 津市上下水道事業会計規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 2 3 条」を「第 1 2 4 条」に、「第 1 2 4 条・第 1 2 5 条」を「第 1 2 5 条・第 1 2 6 条」に改める。

第 5 1 条の 2 中「下水道事業受益者負担金」を「公共下水道事業受益者負担金」に改める。

第 5 9 条第 1 項中第 3 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 3 号とし、第 8 号から第 1 0 号までを 4 号ずつ繰り上げる。

第 1 2 5 条を第 1 2 6 条とし、第 1 2 4 条を第 1 2 5 条とし、第 7 章中第 1 2 3 条の次に次の 1 条を加える。

(報告セグメントの区分)

第 1 2 4 条 規則第 4 0 条第 2 項の規定に基づき定める下水道事業会計における報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 市営浄化槽事業
- (3) 共同汚水処理施設事業
- (4) 農業集落排水事業

(津市上下水道事業分課規程の一部改正)

第 3 条 津市上下水道事業分課規程（令和 2 年津市上下水道事業管理規程第 2

号)の一部を次のように改正する。

本則(第7条第1号ア、第11条第1号ア及びイ並びに同条第4号アからカまで及びクからコまで並びに第12条第1号ケ及びシを除く。)中「下水道事業等」を「下水道事業」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第7条第1号ア中「、市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同污水处理施設事業(以下「下水道事業等」という。)」を削る。

第11条第1号ア中「及び下水道事業等」を「及び下水道事業」に改める。

第13条第2号ア中「下水道」を「公共下水道」に改め、同号イ中「下水道事業」を「公共下水道」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

津市上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和 6 年 3 月 2 9 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 1 3 号

津市上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業事務専決規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 5 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 個別専決事項の表水道工務課の項中「応急給水」の次に「（本市の
区域内において本市のみで対応できるものに限る。）」を加える。

別表第 4 個別専決事項の表経営企画課の部に次のように加える。

4 津市上下水道事業経営審 議会の庶務に関すること。		○		
-------------------------------	--	---	--	--

別表第 4 個別専決事項の表上下水道管理課の部中第 1 6 項を削り、第 1 7 項
を第 1 6 項とし、第 1 8 項から第 2 1 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同部に次の
ように加える。

2 1 応急給水（本市の区域 内において本市のみで対応 できるものを除く。）に関 すること。		軽易な もの	やや重要 なもの	重要なも の
---	--	-----------	-------------	-----------

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市消防長 田 中 秀 浩

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防職員の任免に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 3 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 記載要領の表再任用の項中

任期の更新	再任用の任期を○年○月 ○日まで更新する	を
-------	-------------------------	---

削り、同表分限処分の項に次のように加える。

管理監督職勤務 上限年齢による 降任等	地方公務員法第 2 8 条の 2 第 1 項の規定により（イ）に 降任（転任）させる	
異動期間の延長	地方公務員法第 2 8 条の 5 の規定により異動期間を○年 ○月○日まで延長する	
延長した異動期 間の繰り上げ	異動期間の期限を○年○月 ○日に繰り上げる	

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市教育委員会規則第 1 号

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則
(津市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 津市教育委員会公印規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 8 号）の
一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の項個数の欄及び幼稚園長印の項個数の欄中「2 1」を「2
0」に改める。

(津市立幼稚園則の一部改正)

第 2 条 津市立幼稚園則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を
次のように改正する。

別表津市立白塚幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市教育委員会規則第 2 号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表学区一覧表 1 小学校の表修成小学校学区の項中「船頭町津興」の次に「（育生小学校学区に含まれる区域を除く。）」を加え、同表育生小学校学区の項中「八幡町津興」の次に「、船頭町津興の一部」を加える。

別表学区一覧表 2 中学校の表西橋内中学校学区の項中「半田の一部の区域」を「修成町の一部、野崎垣内岩田の一部及び半田の一部の区域」に改め、同表橋南中学校学区の項中「半田の一部を除く。」を「修成町の一部、野崎垣内岩田の一部及び半田の一部を除く。」に改める。

第 1 号様式及び第 2 号様式に次のように加える。

※ 保護者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 3 号様式及び第 9 号様式中「印」を削る。

第 1 0 号様式及び第 1 2 号様式に次のように加える。

※ 保護者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

津市教育委員会規則第 3 号

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 調整監は、重要な事務の調整、共同学校事務室の総括室長に相当する業務及び共同学校事務室の室長の指導育成を行う。

4 総括主幹は、重要な事務の総括及び共同学校事務室の総括室長に相当する業務を行う。

第 2 7 条中第 5 項を第 8 項とし、第 4 項の次に次の 3 項を加える。

5 主幹は、困難な事務及び共同学校事務室の室長に相当する業務を行う。

6 主査は、経験を必要とする複雑な事務及び共同学校事務室の業務別担当代表に相当する業務を行う。

7 主任及び主事は、定期的及び高度の知識を必要とする業務を行う。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市教育委員会規則第 4 号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表公民館長印の項中「5 1」を「4 9」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会教育長

津市教育委員会規則第 5 号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（部並びに課及び担当の設置）

第 2 条 事務局の事務を分掌させるため、次に掲げる部並びに課及び担当を設置する。

教育総務部

教育総務課 企画管理担当 経理・指導担当 給食担当

教育施設課 施設担当

生涯学習課 生涯学習・公民館事業担当 青少年・放課後こども担当 文化財担当

学校教育部

学校教育課 学校教育担当 学務担当 教職員担当

教育研究支援課 教育研究担当 教育支援担当 生徒指導・保健担当

人権教育課 人権教育担当

第 3 条中「処理するため、」の次に「教育総務部に」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 教育事務所及び担当は、教育総務部の関係各課等のみならず、学校教育部の関係各課等とも連携を図りながら、事務を執行するものとする。

第 5 条第 1 項中「事務局」を「教育総務部及び学校教育部」に、「教育次長」を「部長」に改め、同条第 2 項中「教育次長」を「部長」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 教育総務部及び学校教育部に部次長を置くことができる。

4 部次長は、部長を補佐して、あらかじめ定められた部の事務を掌理し、所

属職員を指揮監督する。

第7条第1項中「事務局」を「学校教育部」に改める。

第8条中「事務局及び教育事務所」を「教育総務部及び学校教育部並びに教育事務所」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育総務部

課	担当	分掌事務
教育総務課	企画管理担当	(1) 事務局及び教育機関職員（県費負担教職員を除く。）の人事、給与及び服務並びに研修及び福利厚生に関すること。 (2) 教育委員会の所掌に係る予算の調整に関すること。 (3) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等に関すること。 (4) 総合教育会議に関すること。 (5) 教育活動災害見舞金の支給に関すること。 (6) 公印の管理に関すること。 (7) 公文書の収受及び発送に関すること。 (8) 教育事務所との連絡調整に関すること。 (9) 教育委員会の会議に関すること。 (10) 渉外に関すること。 (11) 条例、規則等の制定改廃に関すること。 (12) 教育行政に係る政策、企画及び調整に関すること。 (13) 広報及び教育行政に係る相談に関すること。 (14) 教育に係る表彰及び式典に関すること。 (15) 他の部及び課の所管に属しないこと。 (16) 事務局及び課の庶務に関すること。
	経理・指導担当	(1) 学校に係る予算の調整及び執行に関すること。

		(2) 寄附金品等の収受に関する事。 (3) 備品管理に関する事。 (4) 学校の教材、教具の整備に関する事。 (5) 学校に係る経理の指導に関する事。
	給食担当	(1) 学校給食に関する事。 (2) 学校給食センターに関する事。
教育施設課	施設担当	(1) 教育財産の取得、管理及び処分に關する事。 (2) 学校その他の教育機関の施設及び設備の整備に関する事。 (3) 課の庶務に関する事。
生涯学習課	生涯学習・公民館事業担当	(1) 生涯学習に係る総合的な企画及び調整に關する事。 (2) 生涯学習の振興に関する事。 (3) 社会教育委員に関する事。 (4) 社会教育関係施設の設置に係る計画に關する事。 (5) 社会教育関係施設の整備に関する事。 (6) 社会教育関係団体の育成指導に関する事。 (7) 学校体育施設開放事業に関する事。 (8) ユネスコ活動に関する事。 (9) 津市津図書館との連絡調整に関する事。 (10) 公民館の事業に係る総合調整に關する事。 (11) 公民館施設の使用に関する事。 (12) 公民館施設の維持管理に関する事。 (13) 課の庶務に関する事。
	青少年・放課後こども担当	(1) 青少年の育成指導に関する事。 (2) 青少年関係団体の育成指導に関する事。 (3) 青少年関係施設に関する事。 (4) 津市青少年問題協議会に関する事。

		(5) 津市青少年センターに関する事。 (6) 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室推進事業に関する事。 (7) こども家庭センターとの連携による放課後のこどもの居場所づくりの推進に関する事。
	文化財担当	(1) 文化財施設及び文化財に関する事。 (2) 津市文化財保護審議会に関する事。 (3) 津市埋蔵文化財センターに関する事。

学校教育部

課	担当	分掌事務
学校教育課	学校教育担当	(1) 学校教育に係る総合的な企画及び調整に関する事。 (2) 学校の設置、廃止、活用等に関する事。 (3) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教育課程及び指導方法に係る指導・助言に関する事。 (4) 幼稚園運営の管理に関する事。 (5) 子ども子育て支援施策に関する事。 (6) 課の庶務に関する事。
	学務担当	(1) 就学事務に関する事。 (2) 教科書の給与に関する事。 (3) 学校の諸願、届け及び承認に関する事。 (4) 通学区域及び通学に関する事。 (5) 津市通学区域審議会に関する事。 (6) 奨学金の償還に関する事。
	教職員担当	(1) 教育機関職員（県費負担教職員に限る。）の定数、人事、給与及び服務並びに福利厚生に関する事。 (2) 学校の組織編成及び学校運営の管理に関する事。

		(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する事務に関すること。 (4) 教育機関職員（県費負担教職員に限る。）の勤務成績の評定に関すること。
教育研究支援課	教育研究担当	(1) 学校教育推進計画に関すること。 (2) 津市立教育研究所に関すること。 (3) 教科書の採択に関すること。 (4) 教職員の研修に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	教育支援担当	(1) 学校教育の振興及び教育内容の充実に関すること。 (2) 学校経営及び学級経営に係る指導及び助言に関すること。 (3) 教育課程、教育方法及び教育評価に関すること。 (4) 教科書その他の教材及び教具の研究活用に係る指導及び助言に関すること。 (5) 授業改善に係る指導及び助言に関すること。
	生徒指導・保健担当	(1) 生徒指導及び進路指導に係る指導・助言に関すること。 (2) 防災・安全教育に関すること。 (3) 問題行動の報告に関すること。 (4) 事故報告に関すること。 (5) 学校教育に関すること。 (6) 健康教育・食教育に関すること。 (7) 学校の環境衛生及び保健安全に関すること。
人権教育課	人権教育担当	(1) 人権教育の総合的な推進に関すること。 (2) 人権教育に係る相談、受付等に関すること。 (3) 人権教育に係る指導及び助言に関するこ

		と。 (4) 人権教育に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (5) 教育集会所に関すること。 (6) 人権教育に係る関係施設における人権教育等に関すること。 (7) その他人権教育に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
--	--	---

別表第 2 中

久居教育事務所	学校教育・人権教育担当	(1) 教育事務所及び教育機関職員（県費負担教職員を含む。）の人事、給与及び服務並びに研修及び福利厚生に係る諸願い及び届けに係る受付に関すること。	を 」
---------	-------------	---	--------

区分	担当	分掌事務	
久居教育事務所	学校教育・人権教育担当	(1) 教育事務所及び教育機関職員（県費負担教職員を含む。）の人事、給与及び服務並びに研修及び福利厚生に係る諸願い及び届けに係る受付に関すること。	に 」

改め、同表久居教育事務所の部学校教育・人権教育担当の項第 17 号中「就学援助、就園奨励等」を「就学援助等」に、「及び受付等」を「、受付等」に改め、同表各教育事務所（久居教育事務所を除く。）の部教育総務担当の項第 28 号及び第 29 号中「、就学援助及び就園奨励」を「及び就学援助」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課、教育事務所又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課、教育事務所又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

教育総務課	企画管理担当	教育総務部	教育総務課	企画管理担当
〃	経理・指導担当	〃	〃	経理・指導担当
〃	施設担当	〃	教育施設課	施設担当
〃	給食担当	〃	教育総務課	給食担当
学校教育課	学校教育担当	学校教育部	学校教育課	学校教育担当
〃	学務担当	〃	〃	学務担当
〃	教職員担当	〃	〃	教職員担当
教育研究支援課	教育研究担当	〃	教育研究支援課	教育研究担当
〃	教育支援担当	〃	〃	教育支援担当
〃	生徒指導・保健担当	〃	〃	生徒指導・保健担当
人権教育課	人権教育担当	〃	人権教育課	人権教育担当
生涯学習課	生涯学習振興担当	教育総務部	生涯学習課	生涯学習・公民館事業担当
〃	青少年担当	〃	〃	青少年・放課後こども担当
〃	公民館事業担当	〃	〃	生涯学習・公民館事業担当
〃	文化財担当	〃	〃	文化財担当
久居教育事務所	学校教育・人権教育担当	教育総務部	久居教育事務所	学校教育・人権教育担当
〃	生涯学習担当	〃	〃	生涯学習担当
河芸教育事務所	教育総務担当	〃	河芸教育事務所	教育総務担当
芸濃教育事務所	教育総務担当	〃	芸濃教育事務所	教育総務担当
美里教育事務所	教育総務担当	〃	美里教育事務所	教育総務担当
安濃教育事務所	教育総務担当	〃	安濃教育事務所	教育総務担当
香良洲教育	教育総務担当	〃	香良洲教育	教育総務担当

事務所 一志教育事 教育総務担当 務所	事務所 一志教育事 教育総務担当 務所
白山教育事 教育総務担当 務所	白山教育事 教育総務担当 務所
美杉教育事 教育総務担当 務所	美杉教育事 教育総務担当 務所
津図書館 図書館管理担当 〃 奉仕担当	津図書館 図書館管理担当 〃 〃 奉仕担当

(津市社会教育委員会運営規則の一部改正)

- 3 津市社会教育委員会運営規則（平成18年津市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会事務局生涯学習課」を「教育委員会事務局教育総務部生涯学習課」に改める。

(津市青少年センター設置規則の一部改正)

- 4 津市青少年センター設置規則（平成18年津市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会事務局生涯学習課」を「教育委員会事務局教育総務部生涯学習課」に改める。

第4条第2項中「生涯学習課青少年担当副参事」を「生涯学習課長」に改める。

(津市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 5 津市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「教育委員会事務局」を「教育委員会事務局教育総務部」に改める。

(津市埋蔵文化財センターの設置等に関する条例施行規則の一部改正)

- 6 津市埋蔵文化財センターの設置等に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「生涯学習課長」を「生涯学習課文化財・津城跡整備活用推進担当副参事」に、「教育委員会事務局生涯学習課」を「教育委員会事務局教育総務部生涯学習課」に改める。

津市教育委員会訓令第 1 号

教育委員会

津市教育委員会事務局処務規程及び津市幼稚園教諭試験選考委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市教育委員会事務局処務規程及び津市幼稚園教諭試験選考委員会設置規程の一部を改正する訓令

(津市教育委員会事務局処務規程の一部改正)

第 1 条 津市教育委員会事務局処務規程（平成 1 8 年津市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「を教育次長」を「を部長」に改め、「担当理事」の次に「、部次長」を加え、「教育次長等」を「部長等」に改める。

第 4 条及び第 5 条中「教育次長等」を「部長等」に改める。

別表を次のように改める。

教育総務部

課	専決事項	決裁区分			
		担当 主幹	課長	部次長	部長
教育総務課	1 職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。）の給与等の支出に関すること。		○		
	2 職員に係る手当等の支給認定に関すること。		○		
	3 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関すること。				○
	4 公立学校職員共済組合に対する届出の処理に関すること。	○			
	5 職員の公務災害補償等に関すること。		○		

生涯学習課	6 教育委員会の会議に係る議案等の調整に関すること。		○		
	7 防火管理者の選任届等に関すること。		○		
	8 給食に係る衛生管理報告に関すること。		○		
	1 生涯学習事業の企画運営に関すること。	極めて 軽易な もの	軽易な もの	やや重 要なも の	重要な もの
	2 青少年育成指導員の委嘱に関すること。				○
	3 街頭指導の計画及び実施に関すること。		○		
	4 青少年の指導及び相談に関すること。		○		
	5 公民館事業の指導に関すること。	極めて 軽易な もの	軽易な もの	やや重 要なも の	重要な もの
	6 公民館の使用許可に関すること。		○		
	7 文化財の保護管理及び活用に関すること。	極めて 軽易な もの	軽易な もの	やや重 要なも の	重要な もの
	8 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等に関すること。		軽易な もの	やや重 要なも の	重要な もの
	9 市指定文化財の現状変更の許可等に関すること。		軽易な もの	やや重 要なも の	重要な もの

学校教育部

課	専決事項	決裁区分			
		担当	課長	部次長	部長

		主幹			
学校教育課	1 就学義務の猶予及び免除の決定に関する事				○
	2 学齢簿の編成等に関する事		○		
	3 入学に関する事		○		
	4 就学援助に関する事				○
	5 指定校の変更及び区域外就学に関する事		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	6 教職員の服務等についての諸願届の処理に関する事		軽易なもの		
	7 教職員の免許の申請の処理に関する事		○		
教育研究支援課	1 準教科書の承認に関する事		○		
	2 副読本の届出の処理に関する事		○		
	3 学校環境衛生定期検査報告に関する事		○		
	4 日本スポーツ振興センター災害共済給付申請に関する事		○		
人権教育課	1 人権教育事業の企画・推進に関する事		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	2 人権教育関係機関等の事業に関する事		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	3 教育集会所の使用許可に関する事		○		

教育事務所

	専決事項	決裁区分			
		担当 主幹	所長	部次長	部長
各教育事務所	1 職員に係る手当等の届けの受付に関する事。		○		
	2 公立学校職員共済組合に対する届出の受付に関する事。	○			
	3 防火管理者の選任届等に関する事。		○		
	4 学齢簿の編成等に関する事。		○		
	5 入学に関する事。		○		
	6 指定校の変更及び区域外就学に関する事。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	7 学校環境衛生定期検査報告に関する事。		○		
	8 給食に係る衛生管理報告に関する事。		○		
	9 公民館事業の指導に関する事。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	10 次に掲げる施設の使用許可に関する事。 ア 教育集会所 イ 公民館		○		

(津市幼稚園教諭試験選考委員会設置規程の一部改正)

第2条 津市幼稚園教諭試験選考委員会設置規程（平成26年津市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育次長」を「教育総務部長」に改める。

第6条中「教育委員会事務局教育総務課」を「教育委員会事務局教育総務部教育総務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

津市公平委員会委員長 西 川 源 誌

津市公平委員会規則第 1 号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成 1 8 年津市公平委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「部次長（」の次に「こども家庭センター長及び」を加え、同表教育委員会の項中「教育次長」を「部長」に改め、「担当理事」の次に「、部次長」を加え、「、施設担当」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。